

5 施設

(1) 鍵の管理

【事実関係】

図書室など、施設の鍵は 50 個ほどあるが、鍵の使用に関するルールは定められておらず、鍵の使用簿は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【意見 岐阜盲学校】

適正に鍵、ひいては施設を管理するため、鍵の使用に関するルールを作成することが望ましい。

【指摘 岐阜盲学校】

鍵の所在及び使用状況を明確にするため、鍵の使用簿を作成すべきである。

6 債権・契約

(1) 修繕の随意契約

【事実関係】

本館エレベーター 2 基が、大雨による浸水で故障したため、修繕を発注することとし（予定価格 9,058,608 円）、一者随意契約により、メーカーから事業譲渡を受けた会社に発注した（契約金額 9,058,608 円）。一者随意契約の理由は、「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」に当たる（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）というものであった。

その説明書には、「早急にエレベーター修繕工事の発注及び修繕工事を行う必要がある」「エレベーターの故障については、装置を熟知した上での修繕及び調整が必要である」と記載されていた。

【規範】

随意契約事務処理要領では、「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」を理由とする場合は、説明書において、「調達する財産や役務等の内容及びその特殊性」欄で、必ず「他の類似の財産、役務等では調達の目的を達成できない事情」となる特殊性を説明することとされ、「特定の者以外の者が供給することができないことの説明」欄では、目的達成のために必要とする財産、役務等を供給することができる者が数人あり、その中から特定の者を最も優れているとして契約相手に選定する場合には、必ずその特定の方法、過程を記載することとされている。また、この説明書は契約情報の重要な公開項目の一つであり、県民にとってわかりやすい内容の説明書作成に努めなければならない

とされている。

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 岐阜盲学校】

説明書の記載では、本件修繕工事に特殊性があるとは理解できないし、エレベーターの修繕工事を行うことのできる業者が複数存在する中で、エレベーターのメーカーが最も優れているとして特定する過程は読み取れない。この記載では、「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」に当たる（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）のかどうかすら疑問がある。

随意契約の理由の該当性を再検討した上で、説明書は、随意契約事務処理要領に従って、具体的かつ説得的に記載すべきである。

（2）理療科臨床実習

【事実関係】

高等部生徒が専攻科理療科及び本科保健理療科の教育課程の履修のために、外来患者を対象に理療科臨床実習（マッサージ等）を行い、臨床協力費として、外来患者から、1人につき、550円を徴収している。

ヒアリングによれば、価格は、数年前、アルコールや綿等の購入費などの実費相当分として設定された。

【規範】

特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要項2「専門教育に関する各教科「商業」「工業」「家庭」等または「作業学習」による製品の製作や役務を提供する場合、原材料費及び消耗品購入費等を実習経費として県費で負担し、その作業製品の販売や役務の提供による収入金を県に収納する。」

特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要項4（2）「作業製品の販売価格等については、過去3年間の実績及び市場価格を元に学校評議員会等にて審議し、学校長が額を定める。」

【指摘 岐阜盲学校】

理療科臨床実習（マッサージ等）についても、役務を提供する場合に該当することから、設定した価格について、根拠が必要となる。従って、過去3年間の実績及び市場価格を元に学校評議員会等にて審議し、額を定めるべきである。

7 職員の管理

（1）安全衛生委員会

【事実関係】

安全衛生委員会は、年1回開催し、その他の月は、産業医との面談は行ってい

る。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 岐阜盲学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催すべきである。

第2 岐阜盲学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市加納西丸町1-74

(2) 生徒数(令和元年6月1日現在)

(人)

	男	女	合計	定員
幼稚部	13	5	18	*
小学部 通常	13	8	21	*
小学部 重複	3	7	10	*
中学部 通常	6	7	13	*
中学部 重複	0	0	0	*
高等部 全日制普通科・通常	8	13	21	*
高等部 全日制普通科・重複	2	1	3	*
高等部 専攻科	2	1	3	*

(3) 組織及び構成(令和元年6月1日現在)

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	12	非常勤講師	11	
教諭等	61	49	実習助手	2	校医等	5	
養護教諭	2	1	養護教諭	2	校務補助員		1
事務職員	4	4	寄宿舍指導員	5	炊事補助員		2
実習助手	2	0					
栄養教諭	1	1					
寄宿舍指導員	15	9					
技能職員	3	3					
計	89	68	計	21	計	16	3

(4) 進路状況

高等部卒業後

(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	4	3	7
平成 30 年度	2	8	10

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

- ・陸上競技部：全国聾学校陸上競技大会 やり投げ 2 位、岐阜県高等学校総合体育大会陸上競技大会 やり投げ 2 位、東海地区聾学校陸上大会 2 部女子 800m 優勝、2 部男子 4 × 100m リレー 2 位、2 部男子 100m 2 位、2 部男子 B 100m 2 位
- ・バレーボール部：東海地区聾学校バレーボール大会 男子の部 女子の部 各準優勝
- ・卓球部：東海地区聾学校卓球大会 女子団体戦 2 位
- ・文化部：美術部門、手芸、音楽
- ・太鼓部

(6) 特色

岐阜県下唯一の聾学校（両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のものを対象とする／学校教育法施行令第 22 条の 3）であり、幼稚部、小学部、中学部、高等部がある。高等部は、全日制の普通科と専攻科（情報処理科・理容科）があり、知的障がいや肢体不自由のある重複障がいの生徒も受け入れている。昭和 6 年 4 月 1 日に設立された岐阜県聾学校に起源を有する。学校の敷地内には、寄宿舎が設けられており、全生徒の約 4 分の 1 が入舎している。常勤職員数は 89 人であり、生徒と同数である。

県から、コア・スクールに指定されており、専門となる聴覚障害における具体的な支援方法について、指導・助言が行われている。

2 監査の重点及び監査手続

岐阜聾学校は、県下唯一の聾学校であることに着目して、学校評議員会の実施報告書など作業製品の売払や物品管理に関する資料を確認するなどして、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 7 月 31 日及び同年 10 月 3 日、岐阜聾学校においてヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、学校預り金の精算資料など提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【事実関係】

県費で、防犯カメラが設置されている。取得したデータは一定期間保管された後、自動的に消去される。防犯カメラ及び取得情報の取扱いに関する規定は無く、取得データを確認する必要が生じた場合、教頭が確認している。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 岐阜聾学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）遊休物品

【事実関係】

使用頻度が低い1m四方の黒板型地図につき、平成30年度、遊休物品として登録したが、授業内容によっては使用する可能性もあるとの理由で保管されていた。

【規範】

岐阜県会計規則において、供用の必要がない物品で管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては売払いの決定をとらなければならないとされている（同規則第99条第1項）。不用の決定をした物品で、売り払うことが不利又は不適當であると認めるもの及び売り払うことができないものは、解体又は廃棄することができるとされている（同条第2項）。

【指摘 岐阜聾学校】

遊休物品については、できるだけ速やかに使用見込の有無を判断し、使用見込がないものは管理替えによる活用を図り、それができないものは不用決定すべきである。

（2）薬品

【事実関係①】

薬品使用簿が設置されており、「年月日」、「使用者」、「使用前（g）」、「残量（g）」、「使用量（g）」の欄が設けられているが、数件を除いて「使用者」「使用前（g）」、「残量（g）」欄への記入がなされていなかった。

【規範】

岐阜県立岐阜聾学校毒物及び劇物取扱要領第6条では、「管理責任者は、その扱いにかかる毒物及び劇物の品目ごとに受払簿を整備し、受け払いの都度その量を記録し、払い出しの際は、使用者の氏名を記入し、管理責任者が確認印を押すものとし、定期的に保有数量を受け払い簿と照合することとする。」とされている。

【指摘 岐阜聾学校（改善報告）】

薬品使用簿に管理責任者の確認印欄を設けるとともに、必要事項の記入を徹底させ、管理責任者が確認の上、押印すべきである。

2回目の往査では、使用者、使用前g、使用量g及び残量gの記入がされ、管理責任者（管理責任者が使用する場合は、その者を監督するもの）が押印されていたので、改善報告とする。

【事実関係②】

冷蔵庫内に、劇物（アンモニア水、過酸化水素水等）が保管されていたが、「劇物」の表示はなく、施錠されていなかった。

【規範】

毒物及び劇物取締法第11条第1項「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」

岐阜県立岐阜聾学校毒物及び劇物取扱要領第4条「管理責任者は、毒物及び劇物を施錠ができる金属製ロッカー等の専用保管庫に保管する。2 保管庫及び容器等には、外部から明確に識別できるように「医薬用外」の文字及び毒物については赤字に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。」

【指摘 岐阜聾学校（改善報告）】

冷蔵庫に、白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示し、かつ施錠できるようにすべきである。

上記指摘を受け、10月3日の往査では、棚及び冷蔵庫の鍵は施錠できるよう改善されていたので、改善報告とする。

（3）塗装室・木工加工実習室内の物品管理

【事実関係】

塗装室及び木工加工実習室には、ボンドや開封済みの塗料が多数、作業台の上に放置されていた。開封済みの塗料等が、多数、簡易なロッカー内に保管されて

いたが、施錠もなく、管理簿も作成されていなかった。

【規範】

毒物及び劇物取締法第 11 条第 1 項「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 岐阜聾学校（改善報告）】

塗料には、危険有害性のある成分が含まれており、「毒物」として管理すべきである。すなわち、管理責任者は、塗料を施錠ができる金属製ロッカー等の専用保管庫に保管のうえ、毒物であることを明示し、使用簿を作成し適切に管理すべきである。

上記指摘を受け、10 月 3 日の往査後、塗料をロッカーに収納し、鍵を取り付けたほか、「医薬用外毒物」及び「医薬用外劇物」の表示を行ったので、改善報告とする。

（４）図書

P T A 費からの図書購入について、寄附採納手続をとっておらず、廃棄の際、P T A の承諾をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐阜聾学校】

P T A からの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

（１）鍵の管理

【事実関係】

体育館の他、施設の鍵は 110 個ほどあるが、鍵の使用に関するルールは無く、鍵の使用簿は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【意見 岐阜聾学校】

適正に鍵、ひいては施設を管理するため、鍵の使用に関するルールを作成することが望ましい。

【指摘 岐阜聾学校】

鍵の所在を明確にするため、鍵の使用簿を作成すべきである。

6 債権・契約

(1) 生産物売払収入の価格設定

【事実関係】

カップ、楕円小鉢などの作業製品の価格について、材料費を基に計算した単価及び県内の特別支援学校の販売価格を資料として、学校評議員会で協議し、販売価格を決定している。市場価格と著しくかけ離れることがないように調査をしているが、市場価格に基づき価格設定をしている訳ではない、とのことであった。

【規範】

令和元年度特別支援学校高等部職業実習事業実施要領によれば製品の販売価格等については、過去3年間の実績及び市場価格を元に学校評議員会にて審議し、学校長が額を決めるとされている。

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 岐阜聾学校】

市場価格も調査したうえで販売価格等を決定したことを、記録すべきである。

第3 長良特別支援学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市長良 1237-1

(2) 生徒数（令和元年5月1日現在） (人)

	通常	重複障がい	訪問	合計
小学部	2	6	9	17
中学部	2	12	6	20
高等部	4	12	3	19

病類別生徒数（令和元年5月1日現在） (人)

	神経系	心肺疾患	慢性疾患・	精神神経	重症心身
--	-----	------	-------	------	------

	筋疾患		難病	疾患	障がい
小学部	0	1	2	1	13
中学部	2	2	2	3	11
高等部	3	0	8	1	7

(3) 組織及び構成（令和元年6月1日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	13	養護講師	1	
教頭	1	1	実習助手	1	看護講師	5	
教諭	61	48	栄養講師	1	業務専門職	1	
養護教諭	1	1	看護講師	2	介護専門職	1	
事務職員	3	3			給食指導員	2	
実習助手	1	0			校医等	6	
栄養教諭	1	0			校務補助員	1	
介護員	1	1			作業補助員	1	
計	70	55	計	17	計	18	2

(4) 進路状況

ア 中学部卒業後 (人)

	当校高等部	他校高等部	療養等入院	在宅	合計
平成29年度	4	2	0	0	6
平成30年度	7	0	1	1	9

イ 高等部卒業後 (人)

	進学	就職	療養等入院	福祉関係機関	合計
平成29年度	1	3	0	3	7
平成30年度	0	3	4	2	9

(5) 部活動等の状況等（主に平成30年度）

訪問教育を受ける児童生徒の割合が約30%（18名）と増加し、通学生においても隣接する長良医療センターの入所生や、スクールバス、保護者の送迎による通学をしているため放課後の部活動としては実施していない。

しかし、毎週水曜日に「放課後活動の日」を設け、生徒の希望に応じたスポーツ活動、芸術活動、レクリエーション活動等に取り組んでいる。

(6) 特色

昭和45年、PMD（進行性筋ジストロフィー）児養護学級小学部1学級、長良小学校特殊学級として、国立長良病院内に設置されたのが始まりで、昭和53

年、岐阜県立長良養護学校として設置された。上記のように、筋疾患、心肺疾患、精神神経疾患、重症心身障がい等疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする児童生徒、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする児童生徒を対象としている。隣接する長良医療センター、県総合医療センター、岐阜市民病院に入院している児童生徒、在宅の児童生徒の訪問学級があり、医療的ケアを必要とする児童生徒の割合は約半数である。

2 監査の重点及び監査手続

スクールバスを運行していることから、その契約関係や管理方法、また、賃借している職員駐車場に係る契約関係等に重点を置いて監査を実施した。具体的な監査手続としては、アンケートによる照会のほか、令和元年9月13日、管理職等のヒアリング、書類監査、現地確認を行った。令和2年1月17日、補充ヒアリング、書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラの管理運用に関する規程が作成されていない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 長良特別支援学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）物品の調達

【事実関係】

「物品購入・経費支出伺書」という書類は作成されているものの、学校の実情に沿った調達にかかるルールは作られていない。令和元年9月13日でのヒアリングやアンケートの回答結果によると、年間計画表は作成されていない。

【規範】

平成25年度に実施された行政監査において物品購入にかかる会計事務に不適

正な事案が認められたことを踏まえ、教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成などにより計画的な購入を意識づけるため、学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要である旨が、教育財務課長から各県立学校長に対して通知されている（平成 26 年 4 月 11 日付け教財第 72 号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」）。

【指摘 長良特別支援学校】

教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成など、学校の実情に沿った調達にかかるルールを作成すべきである。

（２）スクールバスの管理

【事実関係】

学校は、スクールバス運行管理業務委託をしている受託者に対し、所有するスクールバスの保管及び管理を委託している。

学校は、受託者から、スクールバスの受領書も借用書も提出を受けていない。

【規範】

学校とスクールバス運行管理業務受託者との間で締結された委託業務契約書において、受託者が学校から貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、学校に受領書又は借用書を提出しなければならないとされている（第 4 条第 3 項）。

【指摘 長良特別支援学校】

受託者に対し、スクールバスの受領書又は借用書を提出させるべきである。

（３）薬品の管理

【事実関係】

毒劇物を使用する際、使用前の数量を計ることなく、毒物・劇物使用簿の「数量」欄には、前回の使用後の残量を記載している。

【規範】

毒物及び劇物取締法は、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない（同法第 11 条第 1 項）としている。

これを受けて、学校は、毒物及び劇物の取扱規定を設けている。同規定では、毒物・劇物使用簿には、「数量」、「使用量」、「残量」を適切に記入することとしている。

【意見 長良特別支援学校】

使用前の残量を計らないと、前回の使用後と今回の使用の間に盗難（無断使用）があったかどうかの確認ができない。使用前の数量を計り、毒物・劇物使用簿の「数量」欄に記入することが望ましい。

5 施設

(1) 教職員駐車場

【事実関係】

教職員の駐車場が3か所ある。校内敷地（約30台）のほかに、借主を「岐阜県」、作成名義を「岐阜県代表者岐阜県立長良特別支援学校長」とする賃貸借契約書を締結している民間駐車場（約30台）、借主を「岐阜県立長良特別支援学校」、作成名義を「岐阜県立長良特別支援学校代表（校長）」とする賃貸借契約書を締結している民間駐車場（10台）がある。

借主を「岐阜県」とする賃貸借契約における賃料は、県費から支出しているが、借主を「岐阜県立長良特別支援学校」とする賃貸借契約における賃料は、校長が支払義務を負い、それを、当該駐車場を使用していない教職員も含め、自家用車通勤する教職員全員に負担させることにして、給料から天引きしている。

【意見 長良特別支援学校（改善報告）】

当該駐車場については県費からの支出がなされない以上、仕方がない措置ではあるが、校長が賃借してすべて教職員に負担させている状況は是正することが望ましい。

令和2年2月28日に県が駐車場の賃貸借契約を締結し、同年3月1日から使用しており、教職員の負担がなくなったことから、改善報告とする。

6 私費会計

(1) 学校預り金会計の決算

【事実関係】

学校預り金運営委員会を開催しておらず、決算承認がなされていない。

【規範】

学校は、学校預り金事務取扱要領を設け、校長は、監査終了後すみやかに決算を運営委員会に諮り、承認を得なければならないと定めている（第14条）。

【指摘 長良特別支援学校】

学校預り金運営委員会を開催し、決算承認手続をすべきである。

7 債権・契約

(1) スクールバスのヒーターの修繕

【事実関係】

平成30年1月頃よりスクールバスの暖房が効かなくなったことから、ヒーターの修繕が必要になり、「競争入札に付することが不利と認められるとき」に当たる（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号又は第7号）として、一者随意契約により、自動車メーカーに修理依頼した。

その説明書には、「分解しなければ見積り難い機器」の修繕であるとだけ記載されていた。

【規範】

随意契約事務処理要領では、説明書において、「競争入札に付することが不利と認められる」又は「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができると見込まれる」事情を具体的に記載すること、特に、「不利」と認められる事情、「有利」と見込まれる事情の記載にあたっては、金額の積算根拠等を具体的に示しながら記載することとされている。また、この説明書は契約情報の重要な公開項目の一つであり、県民にとってわかりやすい内容の説明書作成に努めなければならないとされている。

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 長良特別支援学校】

バスの暖房が効かなくなるという不具合は決して珍しいものではないと思われるので、その修繕費用が分解しなければ見積り難いものとは、にわかには信じがたい。また、それが「競争入札に付することが不利と認められる」に当たるのかどうかも、よく分からない。バスのヒーターを修繕することができる業者は複数存在するはずである。「競争入札に付することが不利と認められるとき」に当たる（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号又は第7号）のかどうかすら疑問がある。

随意契約の理由の該当性を再検討した上で、説明書は、随意契約事務処理要領に従って、具体的かつ説得的に記載すべきである。

8 職員の管理

（1）衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、日常的に学校巡視を行っているとのことであるが、その結果を記録した書類は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付されるとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安

全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 長良特別支援学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケートによれば、産業医による学校巡視の頻度は年1回とのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第15条「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 長良特別支援学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

第4 岐阜希望が丘特別支援学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県岐阜市則武 1816 番地 1

(2) 生徒数（令和元年5月1日現在）

(人)

	通常学級	重複学級	合計	定員
小学部	3	40	43	**
中学部	3	10	13	**
高等部	3	16	19	**
合計	9	66	75	**

児童生徒の実態（令和元年5月1日現在）

(人)

	脳性疾患	脊椎脊髄疾患	骨関節疾患	その他
小学部	31	0	2	10
中学部	10	0	1	2
高等部	16	1	1	1

(3) 組織及び構成(令和元年6月1日現在)

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	18	業務専門職	1	
教頭	1	1	養護助教諭	1	学校医	3	
教諭等	66	48	実習助手	1	学校歯科医	1	
養護教諭	2	1	技師(看護師)	2	学校薬剤師	1	
実習助手	1	0			非常勤講師	11	
事務職員	3	3					
介護員	1	1					
計	75	55	計	22	計	17	2

*雇員2人：第1種1人、第2種1人

(4) 進路状況(高等部卒業後)

(人)

	施設・事業所等	その他	合計
平成29年度	2	0	2
平成30年度	4	0	4

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

対象：高等部生徒(希望者))

- ・スポーツ部
- ・パソコン部

(6) 特色

学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者を対象とする特別支援学校であり、高等部は、全日制の普通科である。昭和54年に岐阜県立岐阜希望が丘養護学校として設置され、平成19年に岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校に校名変更した。

コア・スクールとして、県内の特別支援学校等への情報発信や外部相談活動を行うとともに、地域の施設、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に対し、センター的機能を発揮した支援を実施している。

2 監査の重点及び監査手続

岐阜希望が丘特別支援学校は、地域の諸団体から寄附を受けており、当該寄附の手続について重点的に監査した。また、薬品を含む物品の管理にも着目して監査した。

具体的な監査手続としては、令和元年10月31日、岐阜希望が丘特別支援学

校の管理職（校長、教頭、事務長ほか）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、寄附物品の納品書、カタログ等の提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（１）防犯カメラ

【事実関係】

岐阜希望が丘特別支援学校では、防犯カメラを設置しており、その利用について「防犯ビデオカメラ等の利用に関する規程」を設けている。同規定第４条第１項では、取扱者は、設置目的に沿って記録画像を利用する場合、管理責任者の許可を得なければならない。また、不審者情報の警察等への提供は、岐阜県児童生徒健全育成サポート制度により、管理責任者が判断する。」とされているが、ヒアリング時に同条項による判断の方法を知るため、岐阜県児童生徒健全育成サポート制度について確認したところ、管理職も内容を把握しておらず、回答を得られなかった。

【意見 岐阜希望が丘特別支援学校】

規程を設けていても、それを運用できなければ意味がない。警察等への提供については、捜査等の観点から緊急性を要する場合もあると思われることから、具体的な案件が発生した場合に備え、予め規程の内容について習熟しておくことが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（１）物品の寄附採納手続

【事実関係】

岐阜希望が丘特別支援学校では、例年、複数の団体から物品の寄附を受けているが（入力装置補助具、乾電池、ランタン等）、寄附採納手続をとっていない。また、令和元年度には桜の木の寄贈を受けたが、これについても寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐阜希望が丘特別支援学校】

物品の寄附申込について、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

(2) 図書

【事実関係】

株式会社G I F U S H Oから図書の寄附を受けているが、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続に関する書類を作成していない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。

また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 岐阜希望が丘特別支援学校】

株式会社G I F U S H Oからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

(3) 薬品

【事実関係】

岐阜希望が丘特別支援学校理科主任作成の「毒物・劇物台帳、使用簿及び薬品管理について」と題する文書（作成日付平成31年1月21日）によれば、毒物・劇物等台帳、使用簿の記載が平成27年7月30日で停止しており、それ以降上記作成日付に至るまでに、毒物・劇物がどのように使用されたかが不明であるとのことであった。

【規範】

岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校毒物・劇物等管理要綱第4条「責任者は、次の業務を行う。（1）台帳の整備（2）使用簿の管理（3）使用簿と残量の確認」第8条「責任者は、学期ごとの使用料及び在庫量を使用簿により学校長に報告しなければならない。」

【指摘 岐阜希望が丘特別支援学校（改善報告）】

岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校毒物・劇物等管理要綱第4条、第8条に従って台帳及び使用簿への記録を行い、学期ごとの使用量及び在庫量を使用簿により学校長に報告すべきである。

この点については、平成31年1月21日に現有量を調査した上で新たに台帳及び管理簿を作成した。その後、年度末（平成31年3月25日）に残量の調査が行われていることから、改善報告とする。

【事実関係】

令和元年10月31日の往査時点において、過酸化水素水（劇物）が、施錠できない冷蔵庫に保管されていた。

【規範】

毒物及び劇物取締法は、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない（同法第11条第1項）としている。

また、岐阜県のウェブサイト（毒物劇物の適正な保管管理）には、法第11条における「必要な措置」の対応例として、「毒物劇物は専用の保管庫に保管し、保管庫は施錠する」ことが挙げられている。

【指摘 岐阜希望が丘特別支援学校（改善報告）】

過酸化水素水は、施錠できる冷蔵庫で保管すべきである。

この点については、令和元年度末までに鍵付き冷蔵庫を購入・配備し、施錠できる冷蔵庫で保管することになっているため、改善報告とする。

5 私費会計

（1）学校預り金運営委員会

【事実関係】

学校預り金の決算について監査を行ったのは、学校預り金運営委員会の委員であるPTA会長及びPTA会計以外の、PTA会計監事2名であった。

【規範】

「岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校学校預り金事務取扱要領」第12条で、監事2名（保護者）を置き、PTA会長及びPTA会計を充てるとされている。

【指摘 岐阜希望が丘特別支援学校】

取扱要領に沿って監事を選任すべきである。

第5 岐阜本巣特別支援学校

1 学校の概要

（1）学校所在地

岐阜市西秋沢2-363-1

（2）生徒数（令和元年9月1日現在）（人）

	男	女	合計	定員
小学部 通常	38	16	54	**
小学部 病弱・重複	15	12	27	**
小学部 訪問	0	1	1	**
中学部 通常	18	11	29	**
中学部 病弱・重複	4	8	12	**
中学部 訪問	0	0	0	**

高等部 通常	61	20	81	**
高等部 病弱・重複	6	10	16	**
高等部 訪問	0	1	1	**

(3) 組織及び構成 (令和元年9月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	40	校医等	5	
教頭	1	1	実習助手	2	看護講師	4	
教諭等	116	86			介護専門職	1	
養護教諭	2	2			初任補充	7	
事務職員	5	5			新任常勤講師補充	1	
実習助手	2	0			特別非常勤講師	4	
					特別教育活動指導 支援員	1	
					給食指導	4	
					バス添乗員		9
					校務補助員		1
計	127	95	計	42	計	27	10

(4) 進路状況

中学部卒業後

(人)

	当校高等部	他校高等部	療養等入院	在宅	計
平成29年度	18	0	0	0	18
平成30年度	10	0	0	0	10

高等部卒業後

(人)

	進学	福祉サービス利用	就労	在宅その他	計
平成29年度	0	23	12	1	36
平成30年度	0	16	13	0	29

(5) 部活動等の状況等 (主に平成30年度)

- ・陸上部、サッカー部、フライングディスク部、ダンス部が活動。
- ・陸上部：平成30年度岐阜県知的障がい特別支援学校チャレンジ陸上競技大会男子走り幅跳び優勝、男子ソフトボール投げ優勝、男子400m3位、女子ソフトボール投げ優勝、女子50m3位
- ・サッカー部：第5回岐阜県特別支援学校サッカー大会優勝、第24回東海地区特別支援学校知的障害者教育サッカー大会ベスト4、第4回全国知的障害特別支援学校高等部サッカー選手権全国大会ベスト8

- ・ダンス部：第 59 回ふれあい教育展へ参加
- ・音楽コミュニケーション部、美術部、音楽部、パソコン部が活動。

（６）特色

岐阜県の「子どもかがやきプラン」により、平成 20 年 4 月に、旧岐阜県立本巣松陽高校岐阜校舎を改修して新設された学校である。

学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する知的障がい者、肢体不自由者、病弱者を対象とする特別支援学校であり、小学部、中学部、高等部の三学部が設置されている。校訓は「夢を育て、未来を創る」とされている。

なお、平成 30 年度、岐阜県特別支援学校体育連盟の事務局が置かれている。

2 監査の重点及び監査手続

岐阜本巣特別支援学校は、旧岐阜県立本巣松陽高校岐阜校舎を改修して設立されたため、その点も踏まえ、学校において問題となる点を幅広く監査することとした。

具体的な監査手続としては、令和元年 7 月 29 日及び同年 10 月 30 日、岐阜本巣特別支援学校の管理職等（校長、教頭、事務部長等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、使用貸借契約書などの提出資料について書類監査を行った。さらに、理科準備室や図書館、事務室などの現場確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（１）防犯カメラ

【事実関係】

県費で防犯カメラを設置し、「防犯ビデオカメラ等の利用に関する規程」が制定されており、管理責任について「第 3 条 校長は、管理責任者として防犯ビデオカメラ等の管理責任を負う。また、運営上、防犯ビデオカメラ等取扱者（以下、「取扱者」という。）を任命する。（主として事務長がこれに当たる）」とされているが、防犯カメラ等取扱者を任命していない。

【規範】

「防犯ビデオカメラ等の利用に関する規程」第 3 条「校長は、管理責任者として防犯ビデオカメラ等の管理責任を負う。また、運営上、防犯ビデオカメラ等取扱者（以下、「取扱者」という。）を任命する。（主として事務長がこれに当たる）」

【指摘 岐阜本巣特別支援学校】

ヒアリングによると、「防犯ビデオカメラの利用に関する規程」が存在し、校長が管理責任者とされているが、校長は、防犯ビデオカメラ等取扱者の任命を行っていない。校長は、防犯ビデオカメラ等取扱者の任命を行うべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（１）寄附手続

【事実関係】

平成 25 年度から平成 30 年度において、3 件寄附採納した旨回答がなされたため、往査の際に、寄附採納の決裁の提出を依頼したところ、寄附の申出について校長まで回議をした資料の提出はなされたが、寄附採納の決裁文書は提出されなかった。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。

また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 岐阜本巣特別支援学校】

寄附採納をする際には、岐阜県会計規則第 86 条に基づく決裁を行うべきである。

（２）薬品

【事実関係①】

鍵付きの冷蔵庫はなく、過酸化水素水を冷蔵庫ではない場所で保管している。

【規範】

毒物及び劇物取締法第 11 条第 1 項「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 岐阜本巣特別支援学校】

冷蔵庫での保管が必要な劇毒物については、盗難等を防止するため、鍵付きの冷蔵庫で保管すべきである。

【事実関係②】

平成 30 年度の時点において、薬品に関する規程が存在しておらず、その結果、薬品の管理方法については担当者に委ねられる形となっていた。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」

同条第 2 項「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」

同第 49 条「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」

【指摘 岐阜本巣特別支援学校（改善報告）】

薬品に関する規定などは、一般薬品も含め、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。薬品に関する管理規程を整備し、規定に基づき適切に薬品管理を行うべきである。

なお、「理科薬品の保管管理規程」が制定され、令和元年 11 月 1 日から、同規定に基づき薬品の管理がされており、改善が図られた。

(3) 図書

【事実関係①】

学校設立後、平成 30 年度はないが、P T A 会計での図書購入がなされており、その際、寄附採納手続を行っていない。また、寄贈された図書があるが、これらの図書についても、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。

また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 岐阜本巣特別支援学校】

P T A などからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続を行うべきである。

【事実関係②】

図書を廃棄する際、P T A が行っているペットボトルや新聞等のリサイクルと一緒に古紙回収業者に処分を依頼し、古紙回収業者からの収入について、P T A 会計に組み入れている。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条 1 項「収支等命令者は、供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理替えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

同条 2 項「収支命令者等は、前項の規定により不用の決定をした物品で、売り払うことが不利又は不適當であると認めるもの及び売り払うことができないものは、解体又は廃棄することができる。」

同条第 3 項は「岐阜県財産条例（昭和 39 年岐阜県条例第 3 号）第 6 条の規定により物品を無償譲渡しようとするときは、不用の決定をするものとする。」

岐阜県財産条例第 6 条「物品は、次の各号の一に該当するときは、無償又は時価より低い価格で譲渡することができる。 1 公益上の必要に基づき、物品を

譲渡するとき。 2 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品または工作物の用途を廃止した場合において、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄付者又はその相続人その他の包括承継者に譲渡するとき。」

【指摘 岐阜本巣特別支援学校】

図書について、PTAが行っているペットボトルや新聞等のリサイクルと一緒に古紙回収業者に処分を依頼し、古紙回収業者からの対価はPTA会計の歳入とされている。

岐阜県会計規則上、供用の必要がない物品で、管理替えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができないものは、不用決定する必要がある、このことは消耗品であっても同様である。

学校は、不用決定をしておらず、また、PTAが、当該図書を含めて古紙回収業者に交付して対価を得ていることを踏まえると、学校がPTAに対して図書（古紙）を無償譲渡していると考えるのが自然である。仮にそうだとすると、図書の無償譲渡が岐阜県財産条例第6条に規定する物品の無償譲渡に該当するか疑問がある。図書（古紙）を売り払うことができるのであれば、岐阜県会計規則第99条1項に基づき売り払いの手続を執るべきである。

5 施設

（1）物置

【事実関係】

県の台帳で管理されておらず、旧岐阜県立本巣松陽高校時代から存在すると思われる所有者不明の物置が2台設置されている。所有者については、当該物置が旧岐阜県立本巣松陽高校時代から存在し、旧岐阜県立本巣松陽高校PTA等他団体の所有だった可能性があるが、閉校して13年以上経過している現時点において、特定することは困難であるとのことであった。

【規範】

岐阜県公有財産規則第13条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘 岐阜本巣特別支援学校】

可能な限り所有者を特定すべきであるが、所有者が不明な物置については、無主物先占（民法第239条1項）により県の所有物として管理することも検討すべきである。

（2）文書管理

【事実関係】

定期監査資料によると、同窓会及びPTAに対して目的外使用許可をしてい

るため、往査の際に、目的外使用許可に係る決裁文書の提出を依頼したところ、目的外使用許可証は交付している、決裁文書がないとの回答であったが、後日、決裁文書が発見された。

文書の見つけが後日となった理由を確認したところ、本来ファイリングすべきファイルとは別のファイルに綴り、他の会計書類等と一緒に保管していたため、発見が遅れたとのことであった。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第5条「本庁の課長又は現地機関等の長は、当該課又は現地機関等における文書の管理の状況を常時把握し、文書の紛失等の防止その他適正かつ能率的な文書の管理のために必要な措置を講じなければならない」

【指摘 岐阜本巣特別支援学校】

現地機関の長である学校長は、文書管理の状況を常時把握し、適切な文書管理を行うべきである。

(3) 岐阜県特別支援学校体育連盟

【事実関係】

平成30年度、岐阜県特別支援学校体育連盟の事務局住所は岐阜本巣特別支援学校の住所と同一であるが、岐阜県特別支援学校体育連盟は、岐阜本巣特別支援学校の校舎について目的外使用許可をとっていないかった。

また、平成31年度も、岐阜県特別支援学校の事務局住所は岐阜本巣特別支援学校の住所と同一であり、予備監査を行った令和元年7月29日の段階では、岐阜県特別支援学校体育連盟は、岐阜本巣特別支援学校の校舎について目的外使用許可をとっていないかったが、令和元年10月30日のヒアリングにおいて、申請団体を岐阜県特別支援学校体育連盟、許可期間を平成31年4月1日～平成32年3月31日とする「行政財産の目的外使用許可について」と題する決裁文書が提出された。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 岐阜本巣特別支援学校】

日付を遡り起案しているが、このような事務処理をすると、経緯も含めた意思決定過程が事実と異なることになる。日付を遡るような事務処理はやめるべきである。

6 生産物の価格決定

【事実関係】

アンケートにおいて、生産物売払の際の価格決定基準がないと回答されたため、ヒアリングしたところ、学校独自の価格決定基準はないとの回答であり、特別支援教育課による特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要項（４（２））において定められた基準に沿って価格決定を行っているとのことであった。具体的な価格については、決裁手続をとっていないが、担当教員と高等部主事が過去の販売実績等から価格案を決定し、学校評議員会に諮り決定しているとのことであった。

【規範】

特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要項（４（２））「作業製品の販売価格等については、過去３年間の実績及び市場価格を元に学校評議員会等にて審議し、学校長が額を定める。」

岐阜県教育委員会公文書規程第３条の２「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 岐阜本巣特別支援学校】

生産物の販売価格について、担当教員と高等部主事が価格案を決定し、学校評議員会に諮り最終的に決定しているが、その際、決裁手続は行われていない。

生産物の販売価格は学校長が定めるとされているため、決裁手続を行うべきである。

7 職員の管理

（１）安全衛生委員会

【事実関係】

平成 30 年度、安全衛生委員会が開催されたのは 8 回である。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条第 1 項は、事業者は委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとし、同第 23 条 4 項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 岐阜本巣特別支援学校】

安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催し、議事録を作成すべきである。

（２）衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、授業日は毎日学校巡視を行っているとのことであるが、記録が作成されていない。記録が作成さ

れていない理由については、重大な事案を発見した場合には、任意の様式で記録することとしているが、平成 30 年度には、記録すべき案件がなかったとの回答を得た。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 岐阜本巣特別支援学校】

本巣特別支援学校においては、平成 30 年度、衛生管理者が、授業日はほぼ毎日、学校巡視を行っているが、記録化すべき重大な事案がないため記録化はしていないとのことであるが、記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでない。衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

（３）産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、平成 30 年度、年 8 回、校内巡視を行っているとのことであるが、校内巡視の機会以外には、学校から産業医に対して、衛生管理者が行う校内巡視の結果などを報告するなどはしていない。校内巡視の結果を報告していない理由として、平成 30 年度は、報告・相談すべき事案がなかったとの回答を得た。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健

康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」

【指摘 岐阜本巣特別支援学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

第6 岐阜清流高等特別支援学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県岐阜市芥見南山3-11-1

(2) 生徒数（令和元年6月1日現在） (人)

	男	女	合計	定員
総合産業	90	47	137	144

(3) 組織及び構成（令和元年6月1日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1			非常勤講師	28	1
教頭	1	1			学校医等	5	
教諭	47	47			事務専門職	1	
養護教諭等	2	2			就労支援統括 コーディネータ	1	
実習助手	2	2			就労支援 コーディネータ	1	
事務職員	2	2					
学校用務員	0	1					
計	55	56	計		計	36	1

・雇員：校務補助員

(4) 進路状況（令和元年6月1日現在） (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	0	0	0
平成30年度	0	0	0

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

- ・サッカー部
- ・陸上競技部
- ・バスケットボール部
- ・卓球部
- ・音楽部
- ・美術部
- ・パソコン部

(6) 特色

平成 29 年 4 月に開校した、岐阜県初の高等部だけの特別支援学校である。

知的障がいの程度が軽度であり、卒業後、障がい者雇用による社会自立を目指す者を対象としている。

喫茶サービスを生徒全員が学習する必修科目としており、営業する「Café Seiryu」には、地域の方々などが来店している。

校舎は、2004 年に統合により廃校となった岐阜県立岐阜藍川高等学校の校舎を改修したものである。

2 監査の重点及び監査手続

情報管理、物品管理について着目し、監査を行った。また、生産物売り払い収入があるため、生産物の価格決定方法についても確認した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 13 日、岐阜清流高等特別支援学校の管理職（校長、教頭、事務長、部主事）等のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、随意契約理由書などの提出資料について書類監査を行った。また、理科室、図書室、事務室などの現場確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) 防犯カメラ

【事実関係】

校内には防犯カメラが設置されている。

生徒の貴重品紛失事案において、岐阜県警察の依頼により、警察に映像を閲覧させたが、その際決裁手続をとっていない。また、映像について外部提供する場合など、防犯カメラの運用についての規程はない。

【規範】

岐阜清流高等特別支援学校の内規「6－4 個人情報の保護に関する規程」第 8 条「本校が保有する個人情報は、それぞれの業務場所でのみ利用することとし、その目的以外のために利用または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。（1）本人の同意があるとき（2）個

人の生命、身体または財産の保護のために緊急の措置を要するとき（３）法令に基づき官公庁等から依頼等があったとき（４）成績処理等、校長が正当な理由があると認めたとき」

岐阜県教育委員会公文書規程第３条の２「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 岐阜清流高等特別支援学校】

本件については、捜査関係事項照会書（刑事訴訟法 197 条 2 項）に基づいて、岐阜県警に映像を閲覧させているわけではない。したがって、「法令に基づき官公庁等から依頼等があったとき」といえるかは不明である。「法令に基づき官公庁等から依頼等があったとき」または、「個人の生命、身体または財産の保護のために緊急の措置を要するとき」に該当しなければ、岐阜県警に提供（目的外利用ないし第三者提供。映像の提供だけでなく、閲覧も含むものと解される）することは、許されない。決裁をしなければ、どうして、上記要件に該当したのか検証することができない。決裁により、岐阜県警に提供すると判断した理由を明確にすべきである。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第 1 条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第 3 条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 岐阜清流高等特別支援学校】

防犯カメラのデータ等について、目的外利用ないし第三者提供することに関する規程も含めて、防犯カメラの運用規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（１）物品の購入計画

【事実関係】

令和元年 9 月 13 日でのヒアリングやアンケート結果によると、物品の購入について年間計画を定めていない。都度必要なものもあるため、定めていないとのことである。

【規範】

平成 26 年 4 月 11 日付け教財第 72 号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」では、「学校の実情に沿った調達にかかるルール作り

が必要であること」「年間計画表を作成し事前に配布することも有効」とされている。

【指摘 岐阜清流高等特別支援学校】

教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成など、学校の実情に沿った調達にかかるルールを作成すべきである。

(2) 図書

【事実関係】

図書館に寄贈図書があるが、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐阜清流高等特別支援学校】

図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

(1) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンドにプレハブの物置及び倉庫が設置されており、ヒアリングによると、いずれも岐阜城北高等学校の野球部保護者会が設置したとのことであるが（第 3 章の「第 8 岐阜城北高等学校」の報告を参照。）、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜清流高等特別支援学校】

岐阜城北高等学校野球部保護者会の保有する物置及び倉庫の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 生産物売払い収入

【事実関係】

生徒が授業で生産・販売する木製品、植物、食品について、生産物売り払い収入がある。

当該生産物の価格については、毎年、第一回の学校運営協議会で保護者の意見を聴取した上、学校長が決定している。

上記の過程で、市場価格については考慮されていない。

【規範】

令和元年度特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要領によれば、製品の販売価格等については、過去3年間の実績及び市場価格を元に学校評議委員会にて審議し、学校長が額を定めるとされている。

【指摘 岐阜清流高等特別支援学校】

製品の販売価格等については、市場価格との関係も考慮して審議、決定すべきである。

7 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによると、年12回の安全衛生委員会を開催していると回答されている。しかし、補充監査をしたところ、会議として行ったのは平成31年2月14日の1回のみで、その他は職員会議、朝礼の場で開催しており、いずれも管理者からの指導のみであったとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとしている。

【指摘 岐阜清流高等特別支援学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者は、毎日、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定さ

れているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 岐阜清流高等特別支援学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

第7 羽島特別支援学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県羽島市正木町大浦 230-1

(2) 生徒数（令和元年9月1日現在） (人)

	通常学級	重複学級	合計	定員
小学部	41	21	62	**
中学部	28	4	32	**
高等部	67	5	72	**
合計	136	30	166	**

(3) 組織及び構成（令和元年9月1日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	30	学校業務専門職	1	16
教頭	1	1	実習助手	2	介護専門職	1	
教諭	87	59			学校医	4	
養護教諭	2	2			薬剤師	1	
実習教諭	0	0			非常勤講師	8	
実習助手	2	0			医療的ケア看護師	5	
事務職員	3	3			給食指導員	3	
計	96	66	計	32	計	23	16

*雇員 16 人：第1種雇員（校務補助員）1 人、第2種雇員（バス添乗員 10 人、教員業務アシスタント 5 人）

(4) 進路状況（高等部卒業後） (人)

	一般就労	福祉就労	未定	合計
--	------	------	----	----

平成 29 年度	7	13	1	21
平成 30 年度	12	17	0	29

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

中学部、高等部で自ら部活動に興味・関心をもって自主的に活動できる生徒（自力通学又は保護者送迎）で活動している。

- ・サッカー（男子）
- ・バスケットボール（女子）
- ・陸上
- ・フライングディスク
- ・パソコン
- ・美術
- ・音楽

(6) 特色

知的障害、病弱、肢体不自由及び重複障害の児童生徒を対象とする特別支援学校であり、開校 4 年目である。

2 監査の重点及び監査手続

生産物売払収入があることから、生産物の販売価格設定に着目した。その他、物品、施設管理、私費会計に着目して監査した。

具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 4 日に往査して、管理職（校長、教頭、事務長、係長、教務主任）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、学校評議員会の議事録等の提出資料の書類監査を行った。さらに、令和 2 年 2 月 16 日に、学校が借りている農場を視察した。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) 防犯カメラ

【事実関係】

羽島特別支援学校では、防犯カメラを校内に設置しているが、防犯カメラの運用規程を設けていない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第 1 条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第 3 条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 羽島特別支援学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）薬品

【事実関係】

平成 30 年度において、羽島特別支援学校では、薬品の管理規程、管理簿が存在しなかった。

【規範】

毒物及び劇物取締法は、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない（同法第 11 条第 1 項）としている。

【指摘 羽島特別支援学校（改善報告）】

薬品の管理規程を制定するとともに、管理簿を設けて管理すべきである。

なお、平成 31 年度に新たに薬品管理規程を制定し、薬品管理簿（保管簿）を備え付けて、現在はそれらにより薬品の管理をしており、対応済みであるため、改善報告とする。

5 施設

（1）同窓会事務への関与

【事実関係】

職員が同窓会の事務を取り扱っているが、執務場所について行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 羽島特別支援学校】

同窓会の事務を取り扱う職員の執務場所について、目的外使用許可の手続をとるべきである。

（2）部屋の鍵

【事実関係】

特別教室等鍵貸出記録簿を閲覧したところ、返却時間の欄が空欄のままとなっているものが複数みられた。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 羽島特別支援学校】

貸出記録簿の記載漏れ等がないように確認すべきである。

(3) 農地の借入れ

【事実関係】

農業班の実習用に土地所有者と覚書を締結し、農地を借り入れているが、同覚書によれば、土地を返還する必要がある場合は、学校は遅延なく土地所有者に土地を返還するものとされている。

【意見 羽島特別支援学校】

当該農地は実習用に使用しており、返還を求められた場合に、遅延なく返還できない可能性がある。返還を求められた時点から数か月程度の猶予期間を設けることについて、所有者と協議しておくことが望ましい。

6 私費会計

(1) 学校預り金に関する情報開示

【事実関係】

羽島特別支援学校のホームページにおいては、PTA会計の予算書・決算書が掲載されているが、学校預り金については掲載されていない。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインによれば、学校諸費にかかる徴収金や会費等の種類と徴収額及びその使途、各種会計の予算書や決算書、方針等決定に至る経緯（議事録）などを当該校のホームページに掲載するなど、その説明責任と情報開示の義務を積極的に果たす必要があるとされている。

【指摘 羽島特別支援学校（改善報告）】

学校預り金についても、学校のホームページに予算書・決算書を掲載し情報開示すべきである。

なお、令和元年10月4日の往査以後、同校のホームページ上に学校預り金の決算書が掲載されたため、改善報告とする。

(2) 学校預り金の監査

【事実関係】

給食費会計決算報告書を確認したところ、監事（監査委員）による監査がなされていないかった。

【規範】

羽島特別支援学校の内規である学校預り金事務取扱要領第 13 条第 1 項によれば、校長は、学校預り金に関し、PTA 会計監査委員の監査を受けなければならないとされている。

【指摘 羽島特別支援学校】

給食費会計についても、監事（監査委員）による監査を受けるべきである。

（３）会計事務の引き継ぎ

【事実関係】

会計担当者の異動に伴い会計事務引継書が作成されているが、平成 30 年度高等部修学旅行積立金会計について、引継書の作成がなされていなかった。

【規範】

羽島特別支援学校の内規である学校預り金事務取扱要領第 15 条によれば、会計担当者は、異動があった場合においては、会計事務引継書（別紙様式）を作成のうえ、速やかに後任者に引継ぎをおこなわなければならないとされている。

【指摘 羽島特別支援学校】

上記取扱要領に従い、会計事務引継書を作成すべきである。

7 債権・契約

（１）生産物売払収入の価格設定

【事実関係】

生産物の販売価格の設定に際しては、農業班においては岐阜中央卸売市場の市場価格を参考にしており、喫茶班、手工芸班においては原価計算をした上で決定しているが、木工班、陶芸班、ビルクリーニング班においては、原価計算をしていない。学校によれば、木工班は、小物類については 100 円均一を参考にし、大きな製品については檜を扱っている店の価格を参考にしたとのことであり、陶芸班は他の特別支援学校の作業製品価格を参考にし、ビルクリーニング班は清掃会社作業単価を参考にしたほか、他の特別支援学校の作業単価を参考にしたとのことである。しかし、学校評議員会において、これら参考とした情報に関する資料は配布されていない。

【規範】

特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要項 4（２）「作業製品の販売価格等については、過去 3 年間の実績及び市場価格を元に学校評議委員会等にて審議し、学校長が額を定める」

【意見 羽島特別支援学校】

学校評議員会において販売価格を審議する際には、資料として、価格設定の参考にした情報を評議員に示すことが望ましい。

8 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

安全衛生委員会を年1回開催しているだけである。当該1回のほか、年5回、産業医と校長、教頭で職場巡視と簡単な会議を実施し、年6回、産業医と教頭が打合せをしているが、安全衛生委員会の委員10名が出席する委員会として開催されたのは、上記1回のみである。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとしている。

【指摘 羽島特別支援学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、週2回、学校巡視を行っているとのことであるが、巡視の記録はない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 羽島特別支援学校】

衛生管理者による巡視についても、職場巡視チェックリストを活用して、職場巡視を記録すべきである。

(3) 同窓会事務への関与

【事実関係】

職員が同窓会の事務を取り扱っているが、当該職員について職務専念義務の免除はなされていない。

【規範】

地方公務員法第 35 条は「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と定められており、岐阜県の職務に専念する義務の特例に関する条例において、職務に専念する義務の免除の場合を規定している。

【指摘 羽島特別支援学校】

同窓会の事務取扱に関して、関係職員の職務専念義務の免除申請書を提出し、免除を受けるべきである。

第4章の2 西濃地区

第8 揖斐特別支援学校

1 学校の概要

(1) 学校の所在地

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲深坂 2760 番地

(2) 生徒数(令和元年9月1日現在)

(人)

	男	女	合計	定員
小学部	12	4	16	＊＊
中学部	8	8	16	＊＊
高等部	33	19	52	130

(3) 組織及び構成(令和元年9月1日現在)

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	15	非常勤講師	16	
教頭	1	1	実習助手	1	学校医	3	
教諭等	56	42	養護助教諭	1	学校歯科医	1	
養護教諭	2	1	臨時主事	1	学校薬剤師	1	
事務職員	3	2					
実習助手	1	0					
業務専門職	1	1					
介護専門職	1	1					
計	66	49	計	18	計	21	7

(4) 進路状況(高等部)

(人)

	進学	就職	合計
平成29年	0	16	16
平成30年	0	22	22

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

高等部・中学部の自主通学生及び保護者の送迎が可能な生徒が、陸上・フライングディスク部・卓球部・軽スポーツ部・音楽部・美術部・パソコン部に所属し、毎週火曜日と金曜日の放課後に1時間程度活動している。

(6) 特色

県内15番目の特別支援学校として、平成21年に開校。小学部、中学部、高等

部にそれぞれ、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者を受け入れる。

2 監査の重点及び監査手続

揖斐特別支援学校は、その校舎の敷地は全てを、そして建物はその一部を、揖斐川町から貸借していることから、その関係性に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年10月3日、揖斐特別支援学校の管理職（校長、教頭、事務長ら）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、使用貸借契約書など提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）SDカードの管理

【事実関係】

SDカードの貸出について、年度当初に申請し、年度末に返却扱いをしているものがあつた。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2．以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）、「職員等は、USBメモリを利用しようとする場合は、使用記録簿に必要事項を記載し、情報セキュリティ取扱管理者から許可を受けなければならない。」（第7条）、「第2章（第4条、第5条を除く）の規定は、その他の外部記録媒体の管理について準用する。」などと規定されている。

【指摘 揖斐特別支援学校】

各学部責任者への貸出のためとのことであるが、記録上は、約1年もの間、SDカードの貸出をしている状態となっており、情報セキュリティ責任者の管理を離れてしまっていると評価せざるを得ない。合理的な理由がない限り、1ヶ月を上限とすべきである。

（2）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラの設置がなされているが、防犯カメラの運用管理に関する規定が存在しない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。」

【意見 揖斐特別支援学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）PTAの備品

【事実関係】

PTA所有の備品として、優勝旗（運動会で使用するもの）とハンドベル（音楽部で使用するもの）が存在する。これらは、学校が使用しているものであるから、その契約関係は使用貸借関係にあると考えられる。しかし、使用貸借契約は締結されていない。また、備品登録もされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2「収支等命令者は、物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない。」同規則第88条の2第1項「収支等命令者は、備品及び動物について物品一覧表及び物品出納一覧表を、出納員は、消耗品について消耗品出納簿をそれぞれ備え、物品の出納を行ったときは、所定の事項を記載しなければならない。」

【指摘 揖斐特別支援学校】

学校がPTAから使用貸借をしているものとして、使用貸借契約書を作成し、備品登録すべきである。

5 施設

（1）学校用地の使用貸借契約

【事実関係】

揖斐特別支援学校の校舎及び敷地の一部は、揖斐川町から使用貸借しているものである。かかる契約においては、契約期間は1年間（ただし、自動更新制）とされている。

【意見 揖斐特別支援学校 教育財務課】

お互いの意思表示が無い場合における自動更新制がとられているものの、貸主としては、更新拒絶の一方的な意思表示を契約期間満了の2か月前までにな

せば、契約を終了させられる。その場合には、県は、最悪 2 か月以内に明渡義務を履行しなければならない。万一にもこのような事態が生じる場合には、生徒の処遇を含めて多大な影響を生じることとなる。この意味で、現状、契約内容が、最悪の場合のリスクを考えた内容になっていない。このようなリスクを考えなければ、そもそも契約書の意味はない。

契約期間の点も含めて、借主にとってリスクを減らした内容による契約内容とするように交渉することが望ましい。

(2) P T A 及び創立 10 周年記念事業実行委員会への目的外使用許可

【事実関係】

揖斐特別支援学校では、P T A 及び創立 10 周年記念事業実行委員会の各団体の事務が校舎の一部を使用しているとして、同各団体に対して目的外使用許可決定がなされている。

しかし、各団体の事務が行われている執務室は、県が揖斐川町から借受している管理教室棟である（敷地及び校舎ともに無償借受け。）。なお、同各団体との間での借入手続はなされていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 27 条の 2 には「借受財産の取扱については、公有財産の取扱の例による」とされ、同第 13 条には「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」とされている。地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

民法第 594 条第 2 項は、「借主は、貸主の承諾を得なければ、第三者に借用物の使用又は収益をさせることができない。」と規定する。

【指摘 揖斐特別支援学校 教育財務課】

目的外使用許可に関しては、自己所有敷地における問題であり、同各決定は誤りである。

正しくは、同執務室に関して、県が所有者である揖斐川町の承諾を得た上で、P T A 及び創立 10 周年記念事業実行委員会への使用貸借手続（転貸借）を行うべきである。

なお、「創立 10 周年記念事業実行委員会」との手続においては、同団体が、権利能力なき社団に該当するとの前提での行為となるため、同団体の社団性に留意すべきである。

(3) 同窓会に対する使用貸借

【事実関係】

同窓会が揖斐特別支援学校舎の管理教室棟の執務スペースを使用している。なお、上記（２）とは異なり、同窓会に対しての目的外使用許可はなされていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 27 条の 2 には「借受財産の取扱については、公有財産の取扱の例による」とされ、同第 13 条には「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」とされている。地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

民法第 594 条第 2 項は、「借主は、貸主の承諾を得なければ、第三者に借用物の使用又は収益をさせることができない。」と規定する。

【指摘 揖斐特別支援学校 教育財務課】

同執務室に関して、県が所有者である揖斐川町の承諾を得た上で、同窓会への使用貸借（転貸借）手続を行うべきである。

（４）福祉協力校に対する使用貸借

【事実関係】

福祉協力校が揖斐特別支援学校舎の管理教室棟の執務スペースを使用している。なお、上記（２）とは異なり、福祉協力校に対しての目的外使用許可はなされていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 27 条の 2 には「借受財産の取扱については、公有財産の取扱の例による」とされ、同第 13 条には「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」とされている。地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

民法第 594 条第 2 項は、「借主は、貸主の承諾を得なければ、第三者に借用物の使用又は収益をさせることができない。」と規定する。

【指摘 揖斐特別支援学校 教育財務課】

同執務室に関して、県が所有者である揖斐川町の承諾を得た上で、福祉協力校に対して使用貸借（転貸借）手続を行うべきである。

なお、福祉協力校との手続においては、同団体が、権利能力なき社団に該当するとの前提での行為となるため、同団体の社団性に留意すべきである。

6 債権・契約

(1) 生産物売払収入の価格設定

【参考報告 揖斐特別支援学校】

揖斐特別支援学校では、原価や、「名古屋市中心卸売市場の平均価格や、近隣のスーパーの価格と比べ設定」などと記載をした「作業製品価格設定理由」書を作成している。学校評議員会では、同文書と現物を確認し、製品価格を審議している。こうした揖斐特別支援学校での審議方法につき、他の特別支援学校に比して、詳細に記載した資料が作成されていたことから、参考報告とする。

7 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、週1回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらってください。」などと通知が出されている。

【指摘 揖斐特別支援学校】

衛生管理者による巡視についても、職場巡視チェックリストを活用して、職場巡視を記録すべきである。

(2) 職務専念義務免除申請（同窓会）

【事実】

揖斐特別支援学校の職員が、同窓会の事務関連業務をも行っているが、職務専念義務免除申請が行われていない。なお、揖斐特別支援学校ではPTAに関する事務に関しては、職務専念義務免除に関する申請、決定がなされている。

【規範】

地方公務員法第35条は「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と定められており、岐阜県の職務に専念する義務の特例に関する条例において、職務に専念する義務の免除の場合を規定している。

【指摘 揖斐特別支援学校】

職務専念義務免除申請の手続をすべきである。

(3) 職務専念義務免除申請（福祉協力校）

【事実】

揖斐特別支援学校の職員が、福祉協力校の事務関連業務をも行っているが、職務専念義務免除申請が行われていない。

【規範】

地方公務員法第35条は「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と定められており、岐阜県の職務に専念する義務の特例に関する条例において、職務に専念する義務の免除の場合を規定している。

【指摘 揖斐特別支援学校】

職務専念義務免除申請の手続をすべきである。

第9 大垣特別支援学校

1 学校の概要

(1) 学校の所在地

岐阜県大垣市西大外羽1丁目227番地1

(2) 生徒数（令和元年5月1日現在）

(人)

	知的障がい	肢体不自由	病弱	合計	定員
小学部	71	19	6	96	＊＊
中学部	29	6	2	37	＊＊
高等部	91	14	7	112	＊＊

(3) 組織及び構成（令和元年5月1日現在）

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1		56	校医	5	16
教頭	2	2			薬剤師	1	

教諭等	126	92			非常勤講師	13	
養護教諭	2	2			介護専門職	1	
寄宿舎指導員	10	6					
実習助手	2	2					
事務職員	4	4					
調理師	2	2					
学校用務員	1	2					
介護専門職	1	0					
計	151	112	計	56	計	20	16

(4) 進路状況

(人)

		進学	就職	合計
平成 29 年度	中学部	14		14
	高等部		49	49
平成 30 年度	中学部	16		16
	高等部		49	49

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

体育系部活動として陸上部、バスケットボール部、サッカー部、フライングディスク部がある。文化系部活動として、鼓笛部、パソコン部、美術部、和太鼓部がある。

(6) 特色

昭和 49 年 4 月に知的障がい児のための養護学校として開校し、平成 19 年 4 月に現在の校名に改称、平成 29 年 4 月から肢体不自由、病弱の障がい児を受け入れる統合化した学校となった。西濃地域では最も歴史のある特別支援学校であり、在校生数及び職員数も最多である。また、西濃地域の特別支援学校では唯一寄宿舎が設置されている。平成 29 年 3 月に「新子どもかがやきプラン」に基づき、北校舎に西濃高等特別支援学校が設置されたため、令和元年度までは同校と大垣特別支援学校高等部職業コースの生徒と職員が一緒に校舎を使用している。

2 監査の重点及び監査手続

大垣特別支援学校は、特別支援学校の中では規模も大きく歴史も古いため、物品や施設も多い。また、西濃高等特別支援学校と校舎を共同で使用している。そのため、物品及び施設の管理に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 5 月 10 日及び同年 9 月 5 日、大垣特別

支援学校の管理職等のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、生ゴミ処理装置の借入経緯に関する書類や薬品管理規程、図書台帳等の提出資料の書類監査を行った。さらに、生ごみ処理機の設置場所、車両の駐車状況や寄宿舎について、現場確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラが、生徒が徘徊などにより行方不明となることを防止するために県費で設置されている。防犯カメラ及び取得情報の取扱いを定めた規程はない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 大垣特別支援学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）遊休物品

【事実関係】

生ゴミ処理装置「YT式コムポスト」（取得価格 300 万円）が、平成 8 年から使用されないまま倉庫に保管されている。生ゴミ処理装置は、（財）ユースワーカー能力開発協会から、平成 8 年 11 月に無償で貸与されたものである（同協会（以下、「貸主」という。）は、上記装置を（財）日本宝くじ協会から無償譲渡された。）。上記装置の借入れの際に、使用貸借契約書等の書類は作成されていない、又は、現在保管されていないため、無償貸与に際しての合意内容は不明である。

ヒアリングによれば、上記装置は、貸与を受けた当初から、使用すると悪臭が発生したため、使用できなくなったとのことである。もっとも、悪臭発生的事实を裏付ける客観的資料はない。また、悪臭の発生が、上記装置の瑕疵に当たるのか否かも不明である上、貸主に伝えた事実も確認できない。平成 13 年 8 月に貸主から送付された文書によれば、上記装置のメンテナンス費用及び返却費用は借主負担である旨が記載されている。そして、貸主は、返却を受ける意向はないことを明らかにしている。なお、上記装置については、平成 24 年度の包括外部

監査において、登録区分が借入となっていることが誤りであると指摘されているが、平成7年当時の貸主の理事会の議事録及び平成13年当時貸主から送付された文書等現在把握できる資料には無償貸与であることが記載されているため、「借入」の登録は正しい。



【規範①】

岐阜県会計規則第86条の2「収支等命令者は、物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない。」

岐阜県会計規則取扱要領第86の2関係第1項「地方機関にあつては、物品を使用貸借により借り入れる場合であつて、改めて予算計上を要する程度の維持費を要するときは、使用貸借契約を締結するに当たり、あらかじめ知事の承認を得なければならない（岐阜県事務委任規則別表第一）」

同規則109条「収支等命令者は、契約を締結しようとするときは、次条に定める場合を除き次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。」

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘① 大垣特別支援学校】

借入れの際に、維持費の有無を検討した上で、使用貸借契約を締結すべきである。また、生ゴミ処理装置が、装置の瑕疵により借入れをした当初から使用できなかったのであれば、その時点で、その旨を貸主に通知し、使用貸借契約を解除して返却を申し入れるべきである。本件では、借入から20年以上も放置したた

めに、事実関係の立証や貸主との交渉を困難にした。

【規範②】

岐阜県会計規則第 99 条「収支等命令者は、供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘② 大垣特別支援学校】

上記装置は、有効活用できない上、貸主が返却を拒否していることからすれば、貸主への返却も困難であるから、無償譲受けをした上で売却又は廃棄により処分する方法を検討すべきである。

【改善報告 大垣特別支援学校】

令和元年 11 月 21 日に貸主から所有権放棄の通知を受けた後、上記装置の出納理由を「借り入れ」から「無償取得」に変更した。同年 12 月 2 日付けで不用決定承認を申請し、同月 10 日に承認の通知を受けた。既に装置の解体撤去工事に着手しており、令和元年度中には解体撤去が完了する予定である。なお、解体撤去費用は、10 万 7800 円である。

(2) パソコン損壊への対策

【事実関係】

定期監査資料によれば、平成 30 年度において、職員が飲み物をこぼす等の行為により、パソコンが 3 台故障し、修理費として 15 万 8112 円を業者に支払っている。

パソコンの損壊防止の対策としては、職員会議で注意喚起を行っている。

【意見 大垣特別支援学校】

1 年間に 3 台の損壊は他校と比べても多い。修理費も高額となっているため、注意喚起以外の対策（パソコンを置く台を設置する、カバーをかける等）を検討するのが望ましい。

(3) 薬品管理

【事実関係①】

大垣特別支援学校では、薬品類を職員室で保管している。令和元年 5 月 10 日実施のヒアリング時には、薬品管理規定はなく、薬品の管理台帳、受払簿及び使用簿も作成されていなかった。

【規範】

毒物及び劇物取締法第 11 条第 1 項「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 大垣特別支援学校（改善報告）】

薬品の盗難・紛失を防ぐための措置として、薬品管理規定、薬品の管理台帳、受払簿又は使用簿を整備すべきである。

令和元年9月5日時点で、薬品管理規定及び使用簿が整備されたので、改善報告とする。

【事実関係②】

令和元年9月5日実施のヒアリング時には、薬品管理規定及び使用簿が整備されていた。もっとも実際には同年5月10日以降に作成された薬品管理規程の施行日が「令和元年4月1日」となっていた。また、使用簿の作成日も「令和元年4月1日」と記載されていた。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条2項により、文書は「正確に処理」することが求められており、同規程第3条の4は、「職員は、文書を偽造し、変造し、若しくは改ざんし、虚偽の文書を作成し、又は文書を毀棄してはならない。」と定めている。

【指摘 大垣特別支援学校（改善報告）】

薬品管理規程の施行日及び使用簿の作成日を正確に記載すべきである。

令和2年1月12日時点で、施行日及び作成日が正確なものに訂正されたので、改善報告とする。

（4）図書

【事実関係①】

図書室にはPTA会計で購入した図書や寄贈を受けた図書があるが、図書自体には、県費かPTA費かの区別は記載されていない。一方、図書台帳には「予算費目」に「県費」「PTA費」の分類がある。しかし、ヒアリングによれば、台帳の分類は、システムで管理するようになったときに適当に入力したので、正確ではない可能性があるとのことである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条2項により、文書は「正確に処理」することが求められおり、同規程第3条の4は、「職員は、文書を偽造し、変造し、若しくは改ざんし、虚偽の文書を作成し、又は文書を毀棄してはならない。」と定めている。

【指摘 大垣特別支援学校】

図書台帳の分類について、正確に記載し、管理すべきである。

【事実関係②】

PTA会計からの図書購入については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 大垣特別支援学校】

P T A からの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手順をとるべきである。

5 施設

【事実関係】

校舎の各教室の鍵は、事務室において管理している。職員が持ち出す際に、自分の名前のマグネットを持ち出す鍵の代わりに置くようになっている。使用簿への記入はしていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 大垣特別支援学校】

教室の鍵を現在誰が使用しているかがすぐにわかるという点では参考になる。もっとも、過去誰が使用したかという検証ができないため、使用簿を作成すべきである。

（２）駐車場

【事実関係】

職員の通勤車両を、駐車場以外の校舎の空いているスペースやグラウンドに駐車している。なお、誰がどのように駐車するかは決まっており、それを記載した図面が作成されている。

【規範】

地方財政法第 8 条「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘 大垣特別支援学校 教育財務課】

校内の特に利用されていない空いたスペースに駐車するだけでなく、グラ

ウンドにまで通勤車両を駐車することは、明らかにその用途及び目的に反している。また、本来駐車場として想定されていない場所に車両を駐車させているので、落下物等による損壊の危険などを予測して防止しているかも疑問があり、施設管理の点からも問題がある。職員は、ほとんどが自家用車による通勤であるところ、必要最低限のスペースも確保されていないことは明らかであるから、駐車場の用地を確保して整備すべきである。

【改善報告 大垣特別支援学校】

令和元年 11 月 22 日に駐車場整備のための予算要求をし、予算令達がなされた。令和 2 年 1 月 15 日には一部について工事に着工している。今後も活用できる用地があれば駐車場を確保していく予定である。駐車場としてのスペースが整備されつつあるので、改善報告とする。

(3) 寄宿舎

【事実関係】

寄宿舎は、遠方に居住している生徒が主に利用している。寄宿舎の定員は、55 人(23 室)である。岐阜県が平成 18 年に策定した「子どもかがやきプラン」により、県内に特別支援学校が設置された結果、遠方から大垣特別支援学校に入学する生徒が減少した。寄宿舎を利用しているのは、令和元年 5 月 10 日のヒアリング時は 2 名であったが、現在は 1 名である。空き室の利用方法として、学習室や作業室などで利用することを検討中とのことである。

【意見 大垣特別支援学校】

寄宿舎の大半の部屋が使用されていない状況である。公有財産の効率的な運用のため、活用方法を検討するのが望ましい。なお、平成 24 年度の包括外部監査においても同様の意見が出されている。

6 債権・契約

(1) 生産物売払収入の価格設定

【事実関係】

ヒアリングによると、生産物の販売価格は、職員が原価に上乗せする金額で決定しているとのことである。市場価格についての検討資料はない。価格については、評議員会にて承認を得ているが、学校評議員会の議事録に、価格について検討し、承認された記載はない。

【規範】

特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要項(4(2))「作業製品の販売価格等については、過去 3 年間の実績及び市場価格を元に学校評議員会等にて審議し、学校長が額を定める。」

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができ

るよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 大垣特別支援学校】

職員は、生産物価格決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、市場価格を確認し、その資料を、学校評議員会や生産物売払価格の決定調書に添付するなどすべきである。

また、学校評議員会の議事録に、価格について審議し、承認した旨の記載をすべきである。

7 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

アンケートによると、衛生管理者（教頭）は、週1回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 大垣特別支援学校】

記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

(2) 職員の兼職・兼業の承認

【事実関係】

職員の中には、休日に審判をして日当を受けとっている者がいる。しかし、兼職・兼業について承認を得ていない。また、学校が承認を得るように指導もしていない。

【規範】

教育公務員特例法第17条第1項「教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、

又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障が無いと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。」

【指摘 大垣特別支援学校】

当該職員は、法令に基づき兼業の承認を得るべきである。また、学校は、職員に対し、兼職・兼業の承認を得るように指導すべきである。

8 いじめ

(1) いじめ調査

【参考報告 大垣特別支援学校】

いじめ調査においては、高等部職業コースの生徒には、年3回のアンケートを実施している。高等部普通コースの生徒に対しては、担任と生徒による二者面談を年3回行い、クラスによっては二者面談シートを用いて行った。二者面談シートには「学校生活の中で困っていること（授業、仲間関係、その他）」「家庭において困っていること」の記載欄がある。小学部、中学部の児童生徒に対しては、担任による聞き取り調査を年3回行った。また、保護者に対してもアンケートを実施している。

生徒の障害や特性に合わせて柔軟にいじめ調査をしている例として参考になる。

第10 西濃高等特別支援学校

1 学校の概要

(1) 学校の所在地

岐阜県大垣市西大外羽 1-181-1

(2) 生徒数(令和元年5月1日現在) (人)

	男	女	合計
高等部	35	13	48

(3) 組織及び構成(令和元年5月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員	非常勤専門職	雇員
校長	1	1		業務専門職	1
教頭	1	1		事務専門職	1
教諭等	21	21		非常勤講師	25
養護教諭	1	1		薬剤師	1
実習助手	2	2		校医	4

計	26	26	計		計	32	1
---	----	----	---	--	---	----	---

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年	—	—	—
平成 30 年	—	—	—

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

体育系として「サッカー部」「卓球部」、文化系として「音楽部」「パソコン部」「美術部」があり、生徒全員がいずれかに加入して活動している。

(6) 特色

平成 29 年 3 月に「新子どもかがやきプラン」に基づき、大垣特別支援学校北校舎に高等特別支援学校を設置することを決定。平成 30 年 4 月 11 日に開校式並びに入学式を挙行（男子 17 名、女子 7 名）。

その後、平成 30 年 11 月 13 日には食品加工室・喫茶実習室が完成し、以後、喫茶店として、パン、モーニングなどの販売をしている。

2 監査の重点及び監査手続

西濃高等特別支援学校は、開校まもない状況にあり、物品や備品などの数は少ない。

また、隣接する大垣特別支援学校の校舎を引継ぎ、平成 31 年度までは大垣特別支援学校の職業コース 3 年生も一緒に使用している状況である。

以上のような特殊性にも着眼しつつ監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 5 日、西濃高等特別支援学校の管理職（校長、教頭、事務長ら）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、学校評議員会や学校運営協議会の議事録などの提出資料について、書類監査を行った。

3 学校運営

(1) 学校運営協議会

【事実関係】

ホームページ上にある令和元年 5 月 10 日の第 1 回学校運営協議会の議事録については、学校の運営に関する基本的な方針について承認を得られたことの記載がなかった。

【規範】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6 第 4 項「対象学校の校

長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。」、同第5項「学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。」

【指摘 西濃高等特別支援学校】

学校運営協議会において、学校の基本方針の承認を得たことについて、議事録に明記して、ホームページに公開すべきである。

4 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラの設置がなされているが、防犯カメラの運用管理に関する規定が存在しない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。」

【意見 西濃高等特別支援学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

5 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）図書

【事実関係】

西濃高等特別支援学校においては、図書は寄附されたものが全てであるが、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品に

については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 西濃高等特別支援学校】

寄贈図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続を行うべきである。

6 私費会計

（１）学校預り金運営委員会の構成員

【事実関係】

学校預り金運営委員会の構成員は、校長、教頭、事務長、部主事、教務、学年主任、PTA 代表となっている。

【規範】

岐阜県立西濃高等特別支援学校学校預り金運営委員会規程 2 条第 2 項では「委員の構成は、次のとおりとする。（１）教職員・・・地域支援部長」と規定されている。

【指摘 西濃高等特別支援学校】

学校預り金運営委員会の構成員に、地域支援部長を加えるべきである。

7 債権・契約

（１）生産物売払収入の価格設定

【事実関係】

西濃高等特別支援学校では、販売価格に関する審議状況が、学校評議員会の議事録上、確認できない。

【規範】

特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要綱 4（２）「製本の販売価格等については、過去 3 年間の実績及び市場価格を元に学校評議員会等にて審議し、校長が額を定める」

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 西濃高等特別支援学校】

学校評議員会（ないし学校運営協議会）にて、販売価格の審議をし、その過程・結論を議事録に残すべきである。

（２）浄化槽ポンプ取替工事の随意契約

【事実関係】

平成 30 年 4 月、浄化槽ポンプの取替工事が必要となったことから、一者随意契約により、従来から保守点検業務を依頼していた業者 A に発注をした。一者随意契約の理由は、「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」に当たる（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）というものであった。

その説明書には、「調達する財産や役務等の内容及びその特殊性」欄に「本校で使用する合併処理浄化槽での流入ポンプ取替工事」、「特定の者以外の者が供給することができないことの説明」欄に「業者 A は平成 29 年度に引き続き、平成 30 年度についても本校合併処理浄化槽保守点検業務を行っており、本校の合併処理浄化槽の状態について精通している。そのため、業者 A に本工事を施工させることが、他の業者に改めて見積の依頼を行い本工事を実施するよりも正確かつ適正な工事が期待できる」と記載されていた。

【規範】

随意契約事務処理要領では、「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」を理由とする場合は、説明書において、「調達する財産や役務等の内容及びその特殊性」欄で、必ず「他の類似の財産、役務等では調達の目的を達成できない事情」となる特殊性を説明することとされ、「特定の者以外の者が供給することができないことの説明」欄では、目的達成のために必要とする財産、役務等を供給することができる者が数人あり、その中から特定の者を最も優れているとして契約相手に選定する場合には、必ずその特定の方法、過程を記載することとされている。また、この説明書は契約情報の重要な公開項目の一つであり、県民にとってわかりやすい内容の説明書作成に努めなければならないとされている。

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 西濃高等特別支援学校】

本件ポンプの取替工事に特殊性がある記載は全くなく、ポンプの取替工事を行うことのできる業者が複数存在する中で、従前から保守点検業務が最も優れているとして特定する過程は読み取れない。従前から保守点検業務を依頼していた当該浄化槽の状態に精通していることが、直ちに、一者随意契約を許容することにはならない。仮に、この理由による一者随意契約を許容してしまうと、保守点検業者は必ず修繕・取替工事を一者随意契約で受注することが可能となってしまう、法が原則としている競争原理が働かなくなる場面が、極めて増加してしまう（誤解を恐れず表現すれば、「安く入って、高く受注する」場面においての競争原理が働かない。）。

「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」に当たる

(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号) のかどうかすら疑問がある。

随意契約の理由の該当性を再検討した上で、説明書は、随意契約事務処理要領に従って、具体的かつ説得的に記載すべきである。

8 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

安全衛生委員会を年 2 回しか行っていない。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条第 1 項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月 1 回以上開催するようにしなければならない。」とされ、同 4 項において、「事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならない。」とされている。

【指摘 西濃高等特別支援学校】

安全衛生委員会を毎月 1 回以上は行い、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係①】

衛生管理者は、月 1 回、職場巡視を行っている。

【規範】

労働安全衛生規則第 11 条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 西濃高等特別支援学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

【事実関係②】

衛生管理者による職場巡視について、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある

場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 西濃高等特別支援学校】

記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

9 定期監査資料

(1) 定期監査資料中の記載の誤り

【事実関係】

令和元年度の定期監査資料に、「西濃高等特別支援学校部活動振興会」の事務に関する職務専念義務免除決定がなされている旨の記載がある。

しかしながら、西濃高等特別支援学校には、「部活動振興会」なる独立の組織団体が存在しない。

定期監査資料の中に、このような誤った記載が掲載されてしまった原因については、西濃高等特別支援学校が初めての定期監査を受ける際に、事務局が、他校の記載をそのまま参照して誤って記載したというものであった。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条2項によれば、文書は「正確に処理」することが求められている。

【指摘 西濃高等特別支援学校】

定期監査の際に提供する資料について、事実と合致した記載をすべきである。

第11 海津特別支援学校

1 学校の概要

(1) 学校の所在地

岐阜県海津市平田町今尾 3885－2

(2) 生徒数(平成31年4月8日現在)

(人)

	男	女	合計	定員
小学部 知的障がい	6	3	9	**
小学部 重複(肢体不自由・知的障がい)	0	2	2	**
中学部 知的障がい	8	4	12	**
中学部 重複(肢体不自由・知的障がい)	2	1	3	**
中学部 重複(病弱・知的障がい)	1	0	1	**

高等部 知的障がい	12	5	17	**
高等部 重複（肢体不自由・知的障がい）	2	0	2	**
高等部 重複（病弱・知的障がい）	1	0	1	**

（３）組織及び構成（令和元年５月１日現在）（人）

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	講師	10	業務専門職	1	7
教頭	1	1	養護助教諭	1	介護専門職	1	
教諭等	36	29	常勤実習助手	1	初任研後補充	1	
養護教諭	1	1			作業補助員	2	
事務職員	3	4			非常勤看護講師	2	
実習助手	1	0			校医	4	
					指導医	1	
					薬剤師	1	
					産業医	1	
					スクールカウンセラー	1	
					理学療法士	1	
					作業療法士	1	
計	43	35	計	12	計	17	7

（４）進路状況（人）

		進学	就職	合計
平成 29 年	中学部	4	0	4
	高等部	0	17	17
平成 30 年	中学部	1	0	1
	高等部	0	5	5

（５）部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

運動系（運動部、軽スポーツ部）２部と文化系（音楽部）１部の合計３部の部活動が活動している。

（６）特色

岐阜県が平成 18 年に策定した「子どもかがやきプランに」基づき平成 20 年 4 月に開校した。学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する知的障がい者、肢体不自由者、病弱者を対象とする特別支援学校である。現在所属する生徒は 47 人であるが、生徒数は減少傾向にある。校舎は、海津明誠高等学校の旧海津北校舎（元は旧海津中学校、旧海津高等学校今尾分校及び旧海津北高等学校の校舎）を

改修して使用している。

2 監査の重点及び監査手続

海津特別支援学校は、学校施設の広さや生徒数及び職員数など、比較的小規模な特別支援学校である。旧海津北校舎からの引継状況、生徒及び保護者との関係、職員の管理状況に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 21 日、海津特別支援学校の管理職のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、P T A 物品使用貸借契約書等の提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラは、不審者対策のため、開校時から県費で設置されている。防犯カメラ及び取得情報の取扱いを定めた規程は無い。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第 1 条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第 3 条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。」

【意見 海津特別支援学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）P T A 所有物品の使用貸借契約

【事実関係】

P T A が購入した物品については、P T A と学校との間で、「P T A 貸与物品一覧」記載の物品を包括的に無償で貸与する使用貸借契約を平成 20 年 12 月 1 日に締結し、「P T A 物品使用貸借契約書」を作成した。同契約書第 7 条には、「この契約締結後における物品の譲渡又は返還については、別に定める物品異動通知書により甲又は乙に通知することをもって、この契約書による契約とみなす。」と規定されている。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条 2 項により、文書は「正確に処理」するこ

と、同条第5項により、「平易かつ明確に表現する」ことが求められている。

【指摘 海津特別支援学校】

使用貸借契約であるから、上記契約書第7条中の「物品の譲渡」は、「物品の貸借」と記載すべきである。

(2) ハサミや包丁等の刃物の管理

【事実関係】

調理実習で使用する包丁等の刃物は、鍵のある保管庫に保管しているが、使用管理簿はない。

【規範】

平成28年12月12日付け学支第1428号の「調理実習室等の安全・衛生管理の徹底について」(通知)により、「3 刃物の管理」に、「(1) 被服・調理実習等の家庭科において使用するハサミや包丁等の刃物には全て番号を記入し、鍵のかかる場所で保管するとともに、当該鍵は教職員が厳重に管理すること。」、「(3) 別紙3を参考にして、各学校で「刃物の使用管理簿」を作成すること」、「(4) 実習の前後には刃物等の本数や番号等を確認して「刃物の使用管理簿」に記入すること」、「(5) 「刃物の使用管理簿」は、実習室の管理者が1年間保管するとともに、定期的に管理職が確認する事」との通知がある。

当該通知は、公立高等学校長宛であるが、特別支援学校にも、安全・衛生管理のために、必要な内容である。

【指摘 海津特別支援学校】

ハサミや包丁等の刃物について、「刃物の使用管理簿」を作成すべきである。

(3) 図書

【事実関係】

海津特別支援学校においては、公益財団法人日本教育公務員弘済会岐阜支部から寄附された図書があるが、寄附された図書について、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品(備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。)も含まれている。

【指摘 海津特別支援学校】

寄贈図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続を行うべきである。

5 債権・契約

(1) 生産物売払収入の価格設定

【事実関係】

ヒアリングによると、生産物の販売価格は、職員が市場価格（スーパー、インターネット等）や原価をみて、決定しているとのことである。担当者が決めて、評議員会にて承認を得ている。しかし、市場価格についての資料はない。また、学校評議員会の議事録に、価格について検討し、承認された記載はない。

【規範】

「特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要項」（４（２））「作業製品の販売価格等については、過去３年間の実績及び市場価格を元に学校評議員会等にて審議し、学校長が額を定める。」

岐阜県教育委員会公文書規程第３条の２「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 海津特別支援学校】

職員は、生産物価格決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、市場価格についての資料を、学校評議員会や生産物売払価格の決定調書に添付するなどして、市場価格を明示すべきである。

また、学校評議員会の議事録に、価格について審議し、承認した旨の記載をすべきである。

6 職員の管理

(1) 産業医

【事実関係】

ヒアリング及び安全衛生委員会議事録によると、産業医は、平成 30 年度は 5 回、校内巡視を行ったとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会におけ

る調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」

【指摘 海津特別支援学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

第4章の3 美濃地区

第12 郡上特別支援学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

大和校舎：郡上市大和町栗巣 32 番地 1

那比校舎：郡上市八幡町那比 3068 番地

(2) 生徒数(令和元年7月1日現在)

(人)

	男	女	合計	定員
小学部 通常の学級	6	0	6	**
小学部 重複障がい学級	1	2	3	**
中学部 通常の学級	5	1	6	**
中学部 重複障がい学級	0	2	2	**
高等部 通常の学級	11	9	20	64
高等部 重複障がい学級	2	0	2	9

(3) 組織及び構成(令和元年8月1日現在)

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	10	学校介護専門職	1	
副校長	1	1	養護助教諭	1	学校業務専門職	2	
教頭	1	1	実習助手	1	看護講師	2	
教諭等	39	29			学校医等	3	
養護教諭	2	1			学校歯科医	1	
実習助手	1	0			学校薬剤師	1	
事務職員	4	4			作業療法士	1	
					言語聴覚士	1	
計	49	37	計	12	計	12	6

(4) 進路状況(令和元年7月1日現在)

(人)

	進学	施設	就労	計
平成 29 年度	2	3	0	5
平成 30 年度	1	3	0	4

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

運動や文化活動の楽しさを味わうとともに余暇活動の一つとして、将来にわたって運動や文化活動に親しむ習慣を身につける場とする。活動の1カ月前に

計画を作成し、週 2 回程度で 14 時 15 分から 15 時 5 分まで実施している。

(6) 特色

学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する知的障がい者、肢体不自由者を対象とする特別支援学校であり、校舎は郡上市の小学校の廃校跡を同市より借りて運営されている。那比校舎においては、一つの建物の一部を借り、その他の部分は地域の自治会が利用している。生徒は全員郡上市在住であり、知的障害の生徒が多い。一人一人の教育と地域との連携が出来ている学校である。

2 監査の重点及び監査手続

郡上特別支援学校は、校舎を郡上市が所有する建物を借りて使用し、一部を郡上市の公民館と共有している状況があったため、施設利用と物品管理に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 20 日及び令和 2 年 2 月 17 日、大和校舎と那比校舎を訪問し、郡上特別支援学校の管理職（校長、副校長、教頭、事務部長など）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、現物実査報告書、施設利用の使用貸借契約書、学校預り金会計に関する書類等の提出資料の書類監査を行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 学校管理費の予算執行計画

【事実関係】

予算執行計画について年間計画はない。

【規範】

教財第 72 号平成 26 年 4 月 11 日付「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」では、「学校においては、教員が調達依頼を行っている実態を踏まえ、事務部（局）への依頼方法等について、学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要であること（例示参照）」とされている。また、「物品調達にかかるルール（例示）」では、「提出日に締め切りを設定（毎月第 1・第 3 金曜日）するなどして計画的な購入を意識づける。（年間計画表を作成し事前に配布することも有効（別紙 2（エクセルファイル）参照））」とされている。

【指摘 郡上特別支援学校】

教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成など、学校の実情に沿った調達にかかるルールを作成すべきである。

(2) 和太鼓

【事実関係】

那比校舎は、廃校となった小学校の建物の一部を借りて利用し、同じ建物の残

りの部分が郡上市の公民館としても利用されており、学校の備品である太鼓等が公民館とされる場所に複数保管されているが、公民館としての利用部分について使用貸借契約がなされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 109 条以下において、契約については契約書の作成が要請されており、変更の必要性があれば、契約の変更を約定するものと定めている（同第 120 条）。

【指摘 郡上特別支援学校】

物品の保管であっても不動産の使用となることには変わりがない。那比校舎として、建物の一部を借り受けている関係で、実際上は同じ建物であったとしても、使用が取り決められた場所以外の他人の場所に置く以上は、使用貸借等の取り決めを行うか、借りている部分だけを利用すべきである。

（３）図書

【事実関係】

図書の寄贈を受けているが、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 郡上特別支援学校】

寄贈を受けた図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納の手続をすべきである。

4 施設

（１）使用承認（転貸）

【事実関係①】

P T A、同窓会、同窓会後援会の活動場所は、郡上市から使用貸借で借り入れている大和校舎や那比校舎であるが、P T Aについては、教育委員会からの学校施設の使用承認を行っているが、同窓会や同窓会後援会については、使用承認が得られていない。また、P T A等の使用承認に関し、郡上市からの使用許諾を確認する書面はない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 27 条の 2 には「借受財産の取扱については、公有財産の取扱の例による」とされ、同第 13 条には「公有財産を所管する部局長は、そ

の所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない。」とされている。地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

民法第 594 条第 2 項には「借主は、貸主の承諾を得なければ、第三者に借用物の使用又は収益をさせることができない。」とされ、大和校舎の使用貸借契約書第 7 条には「乙は、甲の承認を得ないで、貸借物件を第 2 条に規定する目的以外の用途に供し、又は第三者に転貸若しくは、その権利を譲渡し、担保等に供してはならない。」との定めがある。

【指摘 教育財務課 郡上特別支援学校】

教育財務課は、学校施設を同窓会、同窓会後援会の事務作業場所として使用貸借させる場合は、郡上市の承諾を得た上で、転貸借契約を締結すべきである。

また、学校は、同窓会等に対し、教育財務課と転貸借契約の手続を行うよう、指導すべきである。

【事実関係②】

P T A に対する使用承認書の記載は、題名以外は、目的外使用許可の内容とほぼ同内容となっており、「不服申立等の教示」の項目が記載されている。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条 2 項によれば、文書は「正確に処理」することが求められている。

【指摘 教育財務課】

転貸に伴う使用承認は、行政財産の目的外使用許可とは異なり、行政処分ではないから、「不服申立て等の教示」の項目は削除すべきである。

(2) 共有スペース

【事実関係】

郡上市が所有する建物を借り受けて校舎として使用しているが、学校要覧には一部「公民館との共有スペース」との記述があり、那比校舎が借り受け使用する範囲において公民館としての利用もなされていた。

しかし、郡上市との使用貸借契約書（名称：郡上市那比社会教育施設等の使用及び運営に係る協定書）には、学校要覧において「共有スペース」とされる部分は、学校のみが借り受ける場所として記載がされている。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 27 条の 2「借受財産の取扱については、公有財産の取扱の例による」

同第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘 教育財務課】

郡上市との契約を前提とすれば、「共有スペース」とされている校舎部分は、学校以外の第三者の利用は想定されていない。第三者との共同利用が行われているということであれば、郡上市との契約の定めが事実と合致していない。

共同利用の状態が継続するのであれば、郡上市との契約書において、共同利用についての条項を付加するなど、「共有スペース」についての権利関係を明確にすべきである。

(3) 貸借契約の更新条項

【事実関係】

大和校舎、那比校舎、農業体験実習土地は、使用貸借契約が締結されているが、いずれの使用貸借契約の更新については、異議のない場合には自動更新条項が定められている。異議の申出期限を、大和校舎、那比校舎については、貸借期限満了の 2 ヶ月前までとし、農業体験実習土地は、貸借期限満了の 1 ヶ月前までと定めている。

【意見 郡上特別支援学校・教育財務課】

学校の施設等の異議申出が、申出期限の間際に異議申出がなされた場合、いずれも貸借期限の 1 ～ 2 ヶ月前という短期であるため、場合によっては、翌年度の授業計画等に影響を与えることが考えられる。

貸借契約の異議の申出期限については、半年以上前にするなどの契約条項の修正を郡上市と協議することを検討することが望ましい。

5 私費会計

(1) 学校預かり金運営委員会

【事実関係】

学校預り金運営委員会は、見込みの段階で承認を得て、その後監査を行って報告を行うだけにしている。

【規範】

学校預かり金事務取扱要領第 14 条（決算報告）「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」

【指摘 郡上特別支援学校】

監事監査を行った後に、決算（案）を運営委員会に諮るべきである。

6 職員の管理

(1) 同窓会、同窓会後援会

【事実関係】

学校には、主として学校を卒業した者からなる同窓会やその保護者からなる同窓会後援会が存在し、その書記や会計は学校職員が参加するとなっているが、職務専念義務の免除の手続がなされていない。

【規範】

地方公務員法第35条は「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と定められており、岐阜県の職務に専念する義務の特例に関する条例において、職務に専念する義務の免除の場合を規定している。

【指摘 郡上特別支援学校】

同窓会、同窓会後援会についても、関与している職員について職務専念義務を免除するかどうかを検討し、免除の要件が認められるのであれば、免除を行うべきである。

(2) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成30年度の安全衛生委員会は13回開催されている。しかし、個々の安全衛生委員会に関する議事録が作成されていない。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 郡上特別支援学校】

安全衛生委員会について、議事録を作成すべきである。

(3) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者による学校巡視が毎日行われているものの巡視の報告書は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定され

ているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらってください。」などと通知が出されている。

【指摘 郡上特別支援学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

(4) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年4回、校内巡視を行っているとのことであるが、それ以外の機会に学校職員と産業医がやりとりをしている事実は確認できなかった。また産業医の校内巡視を示す議事録が確認できなかった。

【規範】

労働安全衛生規則第15条「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」

【指摘① 郡上特別支援学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘② 郡上特別支援学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

7 統合問題

【事実関係】

郡上特別支援学校において、大和校舎は小中学部、那比校舎は高等部を対象としている。双方の校舎は、一方の校舎に移動するために車で30分ほどの移動が必要である。なお、大和校舎においては、令和2年度より高等部の生徒への対応を開始する予定である。

【規範】

「新 子どもかがやきプラン」の「アクションプラン2019」において、「重点施策2 障がいのある児童生徒のニーズに対応した学びの場を整備します。」の施策内容に、「特別支援学校の学習環境を整備します。」とあり、「郡上特別支援学校の1校舎体制に向け、候補地を検討します。」と記載されている。

【意見 特別支援教育課】

両校舎を行き来することは、時間的にも容易ではなく、大和校舎に常駐する校長や事務部長が那比校舎に行きにくい面がある。また、決裁文書のやりとりで時間がかかったり、紛失したりする危険性もある。

両校舎はいずれも郡上市の廃校跡の利用という面があり、既存建物の有効活用という面では優れているものの、一つの学校の管理のあり方としては不合理な面がある。将来において、2つの校舎を1つの校舎に統合することができるよう、候補地について、郡上市と十分協議することが望ましい。

第13 関特別支援学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

関市桐ヶ丘1-2

(2) 生徒数（令和元年6月1日現在） (人)

	男	女	合計
小学部（通常）	0	0	0
小学部（重複）	7	11	18
中学部（通常）	2	1	3
中学部（重複）	10	2	12
高等部（通常）	3	2	5
高等部（重複）	12	4	16

(3) 組織及び構成（令和元年8月1日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等	非常勤専門職等	雇員
--	----	----	----------	---------	----

校長	1	1	講師	18	講師	2	
教頭	1	1	実習助手	1	看護講師	5	
教諭	55	50			介護専門職	1	
養護教諭	1	1			給食専門職	1	
事務職員	4	4			給食指導員	1	
実習助手	1	0			医師等	4	
栄養教諭	1	1					
寄宿舍指導員	16	9					
学校用務員	1	1					
調理師	1	1					
計	82	69	計	19	計	14	19

(4) 進路状況

(人)

	進学	就職	その他	合計
平成 29 年度	1	1	15	17
平成 30 年度	0	0	8	8

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

- ・第 24 回岐阜県特別支援学校美術作品展：奨励賞（1 人）・努力賞（3 人）
- ・第 9 回ぎふ・関 全国子ども木の造形作品コンクール：入選
- ・平成 30 年度岐阜県障がい者ふれあい福祉フェア：知事賞（1 人）・会長賞（1 人）
- ・第 16 回岐阜県障がい者技能競技大会：努力賞（1 人）
- ・平成 30 年度関市青少年育成市民大会：善行青少年表彰（2 人）
- ・長良川ふれあいマラソン：左高賞（2 人）・入賞（2 人）

(6) 特色

学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する肢体不自由者、病弱者を対象とする特別支援学校である。平成 15 年には校舎の建て替えが行われ、エレベーターを 5 基備える 4 階建ての新校舎が建設された。50 周年を迎えた平成 27 年には、対象を病弱者に広げ、校内には中濃特別支援学校高等部の分教室が設置された。創意ある教育実践を通して、豊かな人間性と児童生徒一人一人の発達段階や障がいの状態に応じた「生きる力」を育み、社会参加・自立できる人間を育てることを教育目標としている。

2 監査の重点及び監査手続

体育館の貸出しに係る手続、申請書や許可書等の関係書類及び根拠規定の確

認とともに、物品管理に重点を置いて監査を実施した。具体的な監査手続としては、アンケートによる照会のほか、令和元年 10 月 23 日、管理職等のヒアリング、書類監査、現地確認を行った。また、令和 2 年 1 月 23 日に、追加ヒアリングを行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【事実関係】

県費で防犯カメラが設置されているが、防犯カメラ及び防犯カメラによって収集されるデータに関して、その取扱いを定めた規定は存在しない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第 1 条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」、

第 3 条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 関特別支援学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規定を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）物品の調達

【参考報告 関特別支援学校】

平成 25 年度に実施された行政監査において物品購入にかかる会計事務に不適正な事案が認められたことを踏まえ、教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成などにより計画的な購入を意識づけるため、学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要であると教育財務課長から各県立学校長に対して通知されている（平成 26 年 4 月 11 日付け教財第 72 号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」）。

学校は、電子調達による物品購入計画表を作成し、購入依頼の締め切りを設定するなど、学校の実情に沿った調達にかかるルールを作成しており参考になる。

（2）遊休物品

【事実関係】

遊休物品として登録されているものはデスクトップパソコンのラック 32 台のみである。現物実査において遊休物品であるかどうかの確認はしていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条第 1 項「供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 関特別支援学校】

故障して使用できない物品、故障はしていないが使用見込みがなく管理換えによって有効な活用を図ることのできない物品は、不用決定をすべきである。

（３）薬品

【参考報告 関特別支援学校】

薬品管理記録簿に使用前の薬品残量を記入する欄がある。

使用前の薬品残量を前回の使用後の薬品残量と比較することによって、薬品が減少していないかを確認できるため、盗難や紛失があった場合、その原因や日時を特定するための有益な情報となる。

（４）図書カードの受け入れ

【事実関係】

平成 30 年度関特別支援学校 P T A 寄贈品受払決算報告書に、図書カードの払出金額が 1 万 8500 円あるが、図書カードについては寄付採納の手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条「物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定しなければならない。」

【指摘 関特別支援学校】

P T A から図書カードを受け入れる際には、寄附採納手続をすべきである。

（５）ハサミや包丁等の刃物

【事実関係】

ハサミや包丁等の刃物については、鍵のある保管庫に保管しているが、使用管理簿はない。

【規範】

平成 28 年 12 月 12 日付け学支第 1428 号の「調理実習室等の安全・衛生管理の徹底について」（通知）により、「3 刃物の管理」に、「（１）被服・調理実習等の家庭科において使用するハサミや包丁等の刃物には全て番号を記入し、鍵のかかる場所で保管するとともに、当該鍵は教職員が厳重に管理すること。」、

「(3) 別紙3を参考にして、各学校で「刃物の使用管理簿」を作成すること」、
「(4) 実習の前後には刃物等の本数や番号等を確認して「刃物の使用管理簿」
に記入すること」、「(5) 「刃物の使用管理簿」は、実習室の管理者が1年間保管
するとともに、定期的に管理職が確認する事」との通知がある。

当該通知は、公立高等学校長宛であるが、特別支援学校にも、安全・衛生管理
のために、必要な内容である。

【指摘 関特別支援学校】

ハサミや包丁等の刃物について、「刃物の使用管理簿」を作成すべきである。

5 施設

(1) 体育館の使用許可

【事実関係①】

体育館を、バスケットボールクラブIに使用許可をしている。

その「体育施設使用許可書」には、「岐阜県立学校体育施設開放要綱による指
定に基づき許可する」と記載されている。

かかる使用許可の根拠について、学校からは、「岐阜県立学校体育施設開放要
綱」ではなく、学校が独自に定めた「外部団体体育施設使用規程」であったとの
説明があった。同規程は、体育施設を使用できる団体として、(1) 在校生及び
卒業生とその保護者で組織する団体、(2) その他施設管理者(校長)が特に認
めた団体としている。

また、学校からは、「障がい者スポーツ大会等に向けた競技力向上対策事業に
係る県立学校体育施設の目的外使用に関する運用方針」に従った、岐阜県公有財
産規則に基づく行政財産の目的外使用許可であったとの説明もあった。同運用
方針では、「障がい者スポーツ大会等に向けて、岐阜県障害者スポーツ協会が、
その長の名をもって申請する競技力向上対策事業については、学校教育に支障
がない場合、これを許可するものとする。」とされ、目的外使用申請の対象とな
る団体は「岐阜県障害者スポーツ協会とする」、申請の流れは「岐阜県障害者ス
ポーツ協会が県立学校に使用許可申請書を提出する」とされている。学校によれ
ば、バスケットボールクラブIは岐阜県障害者スポーツ協会に属しているとの
ことである。しかし、「学校施設等借用許可申請書」によれば、申請者はバスケ
ットボールクラブIとなっており、岐阜県障害者スポーツ協会の記載は一切な
く、同協会からの申請書の提出でもない。岐阜県公有財産規則に基づく行政財産
の目的外使用許可の手続もとられていない。本使用許可が上記運用方針及び岐
阜県公有財産規則に基づくことができるのかどうかは明らかでない。

【規範】

学校施設は、原則として、学校が学校教育の目的に使用する場合を除くほかは
使用してはならない。その例外は、法令の規定に基づいて使用する場合、管理者
又は学校の長が法令の規定に従って同意を与えた場合である(学校施設の確保

に関する政令第3条)。

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるが(地方自治法第238条の4第7項)、行政財産の使用許可は、一定の要件に該当する場合に限り、許可することとされており(岐阜県公有財産規則第15条)、行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書を提出しなければならない(同規則第16条)、行政財産の使用許可をしようとするときは、使用の可否及び使用料の減免の可否を判断しなければならない(岐阜県公有財産事務処理規程第13条第1項、岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例第2条第3条)。

行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準等について(平成15年3月24日付け管第380号経営管理部長通知)の区分13(2)では、「県の施策に関連し、又は県の要請に基づき使用する場合であって、それにより県の施策の実効性がより高まると認められる場合」に、使用料全額を免除できるとされている。

【指摘 関特別支援学校】

行政財産を目的外で使用させるには、法令の定めた要件を満たさなければならない。学校施設も同様であり、校長が使用を許可するためには、法令上の根拠が必要である。

体育館の使用許可が法令上のどの根拠に基づくものであるのかを明確にした上で、当該根拠に従った使用許可をすべきである。

【事実関係②】

体育施設使用許可書には、「岐阜県立学校体育施設開放要綱による指定に基づき許可する」と記載されており、「岐阜県立学校体育施設開放要綱」を使用許可の根拠としている。しかし、学校は、「岐阜県立学校体育施設開放要綱」以外の根拠で、この許可書を使用して使用許可の手続をしている。

【指摘 関特別支援学校】

体育館の使用許可の法令上の根拠と許可書の記載を整合させるべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係①】

学校預り金運営委員会による決算承認がなされていない。

【規範】

関特別支援学校の学校預り金事務取扱要領第15条「校長は、決算(案)を運営委員会に報告しなければならない。」

【指摘 関特別支援学校】

学校預り金運営委員会による決算承認をすべきである。

【事実関係②】

平成 31 年度の学校預り金小学校（案）と題する書面の上端に、「3 / 22（金）学校預り金運営委員会 校長、教頭・・・ 出席 承認された」との手書きで記載されている書面をもって学校預り金運営委員会を開催した根拠であるとの説明があった。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 関特別支援学校】

資料に付記するのではなく、適式な議事録を作成すべきである。

（２）学校預り金会計の監査

【事実関係①】

学校預り金会計の決算について監事の監査がなされていない。

【規範】

関特別支援学校の学校預り金事務取扱要領第 15 条「校長は、決算（案）を運営委員会に報告後、すみやかに監査を受けなければならない。」

【指摘 関特別支援学校】

学校預り金会計の決算について監事の監査を受けるべきである。

【事実関係②】

関特別支援学校の学校預り金事務取扱要領では、監査は、運営委員会に決算の報告をした後に行うことになっている（第 15 条）。

【指摘 関特別支援学校】

監査は、監事が会計の決算が適正なものかどうかをチェックするためのものである。決算の報告承認は、会計の主体が最終的に行うものである。一般的に、監事による監査を経た後に、会計の主体による承認が行われる。他の学校の学校預り金事務取扱要領においても、そう定められている。

例えば「校長は、監査終了後すみやかに決算を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」というように、先に監査を行った後に運営委員会に諮るような内容になるよう、学校預り金事務取扱要領を改訂すべきである。

（３）学校預り金会計の公表

【事実関係】

学校預り金会計の情報が学校のホームページに掲載されていなかった。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドライン（平成 25 年 3 月岐阜県教育委員会）第 1 章 2（3）「より開かれた学校運営とする上からも、また保護者に説明責任を果たすためにも、学校諸費にかかる徴収金や会費等の種類と徴収額及びその使途、各種会計の予算書や決算書、方針等決定に至る経緯（議事録等）などを当該校のホームページに掲載するなど、その説明責任と情報開示の義務を積極的に果たす必要がある。」

【指摘 関特別支援学校（改善報告）】

学校預り金会計の情報をホームページに掲載すべきである。

令和元年 12 月 9 日、学校預り金会計の情報がホームページに掲載されたので、改善報告とする。

7 債権・契約

（1）生産物売払収入の価格設定

【事実関係】

価格設定の資料には市場価格を参考に行っているとの記載があるが、市場価格に関する記録はなく、原材料に関する記録もない。

【規範】

特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要項 4（2）において、「作業製品の販売価格等については、過去 3 年間の実績及び市場価格を元に学校評議員会等にて審議し、学校長が額を定める」と規定されている。

【指摘 関特別支援学校】

市場価格についての資料を、学校評議員会や生産物売払価格の決定調書に添付するなどして、市場価格を明示すべきである。

8 職員の管理

（1）安全衛生委員会

【事実関係】

安全衛生委員会を開催したのは年に 1 回であった。

【規範】

労働者安全衛生規則第 23 条第 1 項は、事業者は委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとしており、同 23 条第 4 項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないと規定されている。

【指摘 関特別支援学校】

安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催し、議事録を作成すべきである。

（2）衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、「日常的に」学校巡視を行っているとのことである。その学校巡視の結果について、それを記録するための書類は作成していないが、軽微なもの以外は学校日誌に簡略に記載しているとのことである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付されるとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 関特別支援学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

第14 中濃特別支援学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

本校：関市桐ヶ丘2丁目3番地

分教室：関市桐ヶ丘1丁目2番地（関特別支援学校内）

(2) 生徒数（令和元年7月1日現在）

病類別生徒数（令和元年4月1日現在・延人数） (人)

	通常学級	重複学級	合計	定員
小学部	51	12	63	*
中学部	43	8	51	*
高等部	79	17	96	*
合計	173	37	210	*

病類別生徒数（令和元年4月1日現在・延人数） (人)

	知的障がい	重複障害	自閉症等
小学部	63	16	46
中学部	50	11	31
高等部	97	22	37

(3) 組織及び構成(令和元年4月1日現在)

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	27	*非常勤	19	
教頭	2	2	実習助手	2	業務専門職	1	
教諭	100	76	養護助教諭	1	介護専門職	1	
*初任研	2	0					
養護教諭	3	2					
実習助手	2	0					
事務職員	4	0					
栄養職員	1	4					
介護員	1	0					
計	116	86	計	30	計	21	2

*初任研：初任研加配

*非常勤：非常勤講師 19 人（うち給食指導員 8 人、作業補助員 1 人、学校医 3 人、学校歯科医 1 人、学校薬剤師 1 人）

*雇員：校務補助員 2 人

(4) 進路状況(高等部卒業後)

(人)

	進学	就職	福祉的就労	障がい福祉サービス利用	合計
平成 29 年度	0	16	0	29	45
平成 30 年度	0	17	0	15	32

(5) 部活動等の状況等(主に平成 30 年度)

- ・サッカー部：第 5 回岐阜県特別支援学校サッカー大会参加等
- ・陸上競技部：第 16 回岐阜県障害者スポーツ大会春大会
(第 18 回全国障害者スポーツ大会選手選考会) 参加等
- ・フライングディスク部：第 16 回岐阜県障害者スポーツ大会春大会(第 18 回全国障害者スポーツ大会選手選考会) 参加等
- ・卓球部：第 16 回岐阜県障害者スポーツ大会春大会(第 18 回全国障害者スポーツ大会選手選考会) 参加等
- ・和太鼓部：高等学校文化連盟主催 高等学校総合文化祭(太鼓部会) 出場等
- ・パソコン部、音楽部

(6) 特色

知的障がい者のための養護学校として昭和 53 年 4 月に開校した。福祉型障害児入所施設県立ひまわりの丘第 1 学園に隣接した学校で、小学部、中学部、高等

部が設置されている。学校の敷地及びグラウンドは、ひまわりの丘学園の土地である。特別棟（プレハブ）は仮校舎として登録されている。高等部は、平成3年4月に設置され、全日制の普通科である。平成19年4月に岐阜県立中濃特別支援学校と校名変更をした。平成27年4月に、関特別支援学校内に分教室を設置した。両校の在り方について検討されている。教員107名のうち講師が35人と3分の1を占める。

2 監査の重点及び監査手続

中濃特別支援学校は、本校と分教室（関特別支援学校内）と分かれていることから、本校と分教室との連携状況や、ひまわりの丘学園及び関特別支援学校との関係性に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年10月15日に本校を往査し、令和元年10月23日に分教室を往査して、中濃特別支援学校の管理職等（校長、教頭、事務部長のほか、小学部主事、中学部主事、高等部主事など）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、平成22年11月17日付社会福祉法人岐阜県福祉事業団と岐阜県知事の協議書や「事故・ヒヤリハット報告書」などの提出資料の書類監査を行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）和太鼓

【事実関係】

現状の価値が5万円以下であると判断して物品一覧表に登録していない備品があるとのことである。特別棟（プレハブ）の倉庫には、6台を超える和太鼓が存在するものの、取得価格についての確認がないまま、消耗品扱いとされているため、物品（備品及び動物）一覧表に登録されていない和太鼓がある（登録上は、6台である。）。

【規範】

岐阜県会計規則第87条「収支等命令者は、物品の受入れをしようとするときは、物品登録調書により、出納員に対し出納通知をしなければならない」

同第83条では、「消耗品」は、「備品及び動物以外の物」品のほか、「取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品」と定められている。

【指摘 中濃特別支援学校】

和太鼓の取得価格を確認した上で、少なくとも取得価格が5万円を超える和太鼓については、物品一覧表に登録すべきである。

（2）PTAが保有する軽トラック

【事実関係】

PTAの「物品一覧表」には、「軽自動車 スズキ キャリー」とあり、PT

Aが軽トラックを保有している。当該軽トラックは、ゴミを運んだり、実習でC Dを解体するような仕事をする際に、荷物を運んだりするために使われている。しかし、当該物品について、備品登録していない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2 第 1 項「収支等命令者は、物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない。」

岐阜県会計規則第 88 条の 2（物品帳簿等の備付け）第 1 項「収支等命令者は、備品及び動物について物品一覧表及び物品出納一覧表を、出納員は、消耗品について消耗品出納簿をそれぞれ備え、物品の出納を行ったときは、所定の事項を記載しなければならない。」

【指摘 中濃特別支援学校】

P T A から借りている軽トラックについて、使用貸借契約書を締結した上で、物品一覧表に記載すべきである。

（３）ハサミや包丁等の刃物

【事実関係】

ハサミや包丁等の刃物については、鍵のある保管庫に保管しているが、使用管理簿はない。

【規範】

平成 28 年 12 月 12 日付け学支第 1428 号の「調理実習室等の安全・衛生管理の徹底について」（通知）により、「3 刃物の管理」に、「（１）被服・調理実習等の家庭科において使用するハサミや包丁等の刃物には全て番号を記入し、鍵のかかる場所で保管するとともに、当該鍵は教職員が厳重に管理すること。」、「（３）別紙 3 を参考にして、各学校で「刃物の使用管理簿」を作成すること」、「（４）実習の前後には刃物等の本数や番号等を確認して「刃物の使用管理簿」に記入すること」、「（５）「刃物の使用管理簿」は、実習室の管理者が 1 年間保管するとともに、定期的に管理職が確認する事」との通知がある。

当該通知は、公立高等学校長宛であるが、特別支援学校にも、安全・衛生管理のために、必要な内容である。

【指摘 中濃特別支援学校】

ハサミや包丁等の刃物について、「刃物の使用管理簿」を作成すべきである。

（４）図書

【事実関係】

田口文庫、公益財団法人日本教育公務員弘済会からの寄附申込があるが、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続に関する書類を作成していない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。

また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 中濃特別支援学校】

田口文庫、公益財団法人日本教育公務員弘済会からの図書の寄附申込に対し、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。

4 施設

（１）グラウンド上のプレハブ倉庫

【事実関係】

平成 22 年 11 月 17 日付社会福祉法人岐阜県福祉事業団と岐阜県知事の協議書により、岐阜県立ひまわりの丘第一学園グラウンド南西隅に、岐阜県立中濃特別支援学校所有のテント（6 貼り）を収納するため、プレハブ倉庫を設置することとした。しかし、平面図が添付されてないため、グラウンド上にある中濃特別支援学校のプレハブ倉庫が特定できない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条 2 項により、文書は「正確に処理」すること、同条第 5 項により、「平易かつ明確に表現する」ことが求められている。

【指摘 中濃特別支援学校】

プレハブ倉庫の位置を明確にすること、文書を「正確に処理」し、「平易かつ明確に表現」すべきである。

5 私費会計

（１）PTA が保有する軽トラック

【事実関係】

前述のとおり、PTA が軽トラックを保有している。当該軽トラックは、ゴミを運んだり、実習で CD を解体するような仕事をする際に、荷物を運んだりするために使われている。

平成 30 年度 PTA 会費会計歳入歳出決算書に、「軽トラック維持費（車検、燃料、保険、修繕等）」とあり、PTA が、維持費を負担している。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインの第 2 章「公費と私費」の 1 「公費と私費との負担区分基準」において、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」については、「公費負担を原則とする経費」とされている。

【指摘 中濃特別支援学校】

軽トラックは、「学校の設備や備品」に該当することから、「軽トラック維持費（車検、燃料、保険、修繕等）」は、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」に該当するため、公費で負担することを検討すべきである。

6 債権・契約

（１）生産物売払収入の価格設定

【事実関係】

部主事等からのヒアリングによると、以下の方法で価格設定しているとのことである。「野菜などについては、市場価格を比較して価格設定している。加工品については、市場価格に品質面やサービス料を考慮して価格設定している。リサイクル品については、原材料費や品質面を考慮して価格設定している。」

学校評議委員会（令和元年６月２６日）の「会議の概要」においては、「作業製品価格設定検討」とあるものの、具体的な検討結果が記載されていない。

また、学校評議委員会（令和元年６月２６日）の配付資料や生産物売払価格の決定調書において、製品名①～⑦、⑰、⑱、㉑、㉒、㉓について、市場価格についての具体的な記載がない。

【規範】

特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要項４（２）において、「作業製品の販売価格等については、過去３年間の実績及び市場価格を元に学校評議委員会等にて審議し、学校長が額を定める」と規定されている。

【指摘 中濃特別支援学校】

市場価格についての資料を、学校評議員会や生産物売払価格の決定調書に添付するなどして、市場価格を明示すべきである。

7 医療的ケア

（１）事故・ヒヤリハット報告書

【事実関係】

平成３０年１１月～１２月における「事故・ヒヤリハット報告書」によると、１１月２３日、１２月４日、１２月６日に投薬を失念するという同類型のヒヤリハット事案が３件続いた。事故・ヒヤリハット報告自体は発生後すぐにリアルタイムで報告がなされるとのことであったが、報告の内容が職員全員に周知されているか、また、今後の対応策について実効性のあるものになっているのか疑問である。

【規範】

「岐阜県職員倫理憲章 中濃特別支援学校実行計画」の「４ 常に危機に備える意識を持ち、事故や不祥事を防止します。」との項目には、「・どのような情報にも細心の注意を払い、組織としての起立を持って速やかに対応します。」と定め、【取組事項】として、「特別支援学校の教育環境や教育活動における危険についての職員研修を実施し、全職員が危機予見や危険回避の力を一層高め、事故防

止に努めます。」と定める。

【指摘 中濃特別支援学校】

事故・ヒヤリハット事例については、その内容を回覧するなど全職員に対しその内容を共有し、今後の対応については、実効性のある対応策を策定し、研修するなどして、再発予防に努めるべきである。

8 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによると、年 12 回の安全衛生委員会を開催していると回答されている。しかし、ヒアリングによると、年 2 回の開催とのことである。また、平成 30 年 7 月 26 日分及び平成 31 年 2 月 21 日分の 2 回分のみ、議事次第が確認された。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条第 1 項は、事業者は委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとしており、同 23 条第 4 項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないと規定されている。

【指摘 中濃特別支援学校】

安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 産業医

【事実関係】

産業医は、平成 30 年 7 月 26 日、同 31 年 2 月 21 日と、安全衛生委員会に出席したが、その他には職場巡視も含めて学校を訪問していない。また、ヒアリングによると、電話相談も数分とのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
- 2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」

【指摘 中濃特別支援学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行

う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回)、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

9 いじめ対策

(1) 迷惑調査アンケートの対象生徒

【事実関係】

迷惑調査アンケートの対象生徒について、分教室が設置された平成 27 年以降は、当該アンケートの回答が可能と思われる、言葉でのコミュニケーションが可能な高等部の生徒のみを対象にアンケートを実施していた。なお、コミュニケーションに困難さがある児童生徒については、当該アンケートを実施せず、学校生活の中で担任を中心に児童生徒の様子を観察し、職員間で情報共有をしながらいじめ防止に努めたとのことである。

【規範】

障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律第 7 条「1 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」

【指摘 中濃特別支援学校（改善報告）】

迷惑調査アンケートにおいて、本校の生徒の中で、アンケート用紙による回答が困難な生徒がいるとしても、面談などにより、全生徒を対象として、回答を得るべきである。

平成 31 年度からは、職員が補助する方法を採用し、本校の生徒も含む全生徒を対象としてアンケートを実施しているため、改善報告とする。

10 分教室

【事実関係】

本校（関市桐ヶ丘 2 丁目 3 番地）の近くではあるが、分教室が、関特別支援学校（関市桐ヶ丘 1 丁目 2 番地）第 5 棟の 1 階・2 階に設置されている。

職員会議は、本校のホールで行われているが、保健室は、関特別支援学校の保健室を使用している。また、中濃特別支援学校の養護教諭 3 名のうち 1 名は、関特別支援学校に常駐し、中濃特別支援学校と関特別支援学校との兼務になっている。給食については、食缶を分けて分教室に運ばれ配膳されている。

決裁などのため、1 日に 1 回、分教室の教職員等が本校に行き、本校の教職員

等が分教室に移動している。上記のとおり、いじめ迷惑調査のためのアンケートを分教室についてのみ実施し、本校には実施していなかった。

【規範】

地方自治法第2条第14項では、最少の経費で最大の効果を挙げることを規定し、同条第15項では、組織及び運営の合理化に努めることを規定する。

【意見 中濃特別支援学校 関特別支援学校 特別支援教育課】

中濃特別支援学校が本校と分教室と分かれていることから、教職員は、両校を行き来しなければいけないため、負担が大きい。

両校について、将来的に統合して、小学部、中学部、高等部というように、部により校舎を分けるのか、両校の人数を調整して、中濃特別支援学校について分教室を閉鎖するのか検討することが望ましい。

第4章の4 可茂地区

第15 可茂特別支援学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

美濃加茂市牧野 2007-1

(2) 生徒数(令和元年8月1日現在) (人)

	通常	重複	訪問	合計
小学部	70	21	1	92
中学部	42	11	2	55
高等部	105	23	0	128

障がい種別生徒数(令和元年5月1日現在) (人)

	知的障がい	肢体不自由	病弱
小学部	69	19	4
中学部	40	11	3
高等部	98	14	16

(3) 組織及び構成(令和元年8月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	48	講師	6	
教頭	1	1	実習助手	2	看護講師	6	
教諭	139	91	養護助教諭	1	業務専門職	1	
養護教諭	2	1			介護専門職	1	
事務職員	4	4			給食指導員	5	
実習助手	2	0			理学療法士	1	
栄養教諭	1	1			外国人適応指導員	1	
計	150	99	計	51	計	21	14

(4) 高等部進路状況 (人)

	一般就労	福祉就労	進学	在宅
平成29年度	17	27	1	0
平成30年度	15	29	0	1

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・サッカー部 全国障害者スポーツ大会北信越・東海ブロック予選会3位
- ・バスケットボール部 特別支援学校体育連盟バスケットボール大会優勝

- ・卓球部 特別支援学校体育連盟卓球大会女子個人3位

(6) 特色

平成23年、子どもかがやきプランに基づき、空白地区に特別支援学校をつくるということで設置された。生徒数180人規模で整備したが、平成31年4月現在の生徒数274人と、県内の特別支援学校で一番生徒数の多い学校である。

2 監査の重点及び監査手続

県内の特別支援学校で一番生徒数が多く、PTAの物も含め物品が多いと思われることから、物品管理に重点を置くとともに、グラウンドの貸出しに係る手続、申請書や許可書等の関係書類及び根拠規定の確認に重点を置いて監査を実施した。具体的な監査手続としては、アンケートによる照会のほか、令和元年10月15日、管理職等のヒアリング、書類監査、現地確認を行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) PTA購入備品

【事実関係】

学校が保管使用している物品の中には、PTAが購入した備品も存在する。これらの備品について、学校は、使用貸借契約書の作成も、寄附手続もしていない。学校の所有ではないとの認識である。

これらの備品について、学校として記録管理する一覧表は作成されておらず（PTAが年度ごとに購入した物品を記載した一覧表があるのみ）、現物実査の対象にもなっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2、第87条第1項、第88条の2第1項、第90条第1項、第109条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

同規則第92条の3「管理する物品について現物実査をしなければならない。」物品の現物実査実施要領においても、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとされている（同要領第6）。

【指摘 可茂特別支援学校】

PTAが購入した備品について、使用貸借契約書を作成し、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。また、PTAが購入した備品で寄附手続をとることなく使用する備品についても、現物実査を行うべきである。

(3) 薬品

【事実関係】

毒劇物を使用する際には、使用量を計っているが、使用前の残量を計っていない。薬品管理簿には、「使用量」欄に、計った使用量を記入しているが、「残量」欄には、前回の使用の際に記載されている残量から今回の使用量を引いた数字を記入している。

【規範】

毒物及び劇物取締法は、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない（同法第11条第1項）としている。

これを受けて、学校は、毒物・劇物の保管管理についてという規程を設けている。同規程では、理科主任は、毒劇物が適正に使用されたかどうかを確認し、定期的に保存数量と管理簿との照合などの保管状況を検査することとしている。

【意見 可茂特別支援学校】

使用前の残量を計らないと、前回の使用後と今回の使用の間に盗難（無断使用）があったかどうかの確認ができない。使用前の数量を計り、使用後の残量も計り、それぞれ記入することが望ましい。

4 施設

(1) 第三者によるグラウンドの使用

【事実関係①】

美濃加茂市サッカー協会にグラウンドを使用させている。これは、学校が、グラウンド管理規程を設け、グラウンドの利用者の範囲として、「美濃加茂市サッカー協会」と定めていることに基づくものであった。

その後、学校からは、岐阜県清流の国スポーツ推進条例第19条第3項「県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用することができるように努めるものとする。」が存在すること、岐阜県立高等学校体育施設開放要綱に基づく使用であったとの説明があったが、申請書や許可書には、それらの記載は一切ないし、同要綱に従った手続もとられていない。

【規範】

学校施設は、原則として、学校が学校教育の目的に使用する場合を除くほかは使用してはならない。その例外は、法令の規定に基づいて使用する場合、管理者又は学校の長が法令の規定に従って同意を与えた場合である（学校施設の確保に関する政令第3条）。

行政財産の使用許可は、一定の要件に該当する場合に限り、許可することとされている（岐阜県公有財産規則第15条）。

【指摘 可茂特別支援学校】

行政財産を目的外で使用させるには、法令の定めた要件を満たさなければなら

い。学校施設も同様であり、校長が使用を許可するためには、法令上の根拠が必要である。学校が独自に定めた規程にすぎない「グラウンド管理規程」だけでは適法な使用許可の根拠にならない。この規程に沿って使用許可の手続をする場合、当該使用許可が法令上の根拠があるものでなければならない。

校長が使用を許可することができる法令上の根拠を明らかにした上で、その分かる書面の作成及び手続をすべきである。

（２）中庭の物置

【事実関係】

中庭に物置が置いてあった。P T Aが購入して使用している物置である。行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

学校施設は、原則として、学校が学校教育の目的に使用する場合を除くほかは使用してはならない。その例外は、法令の規定に基づいて使用する場合、管理者又は学校の長が法令の規定に従って同意を与えた場合である（学校施設の確保に関する政令第３条）。

行政財産の使用許可は、一定の要件に該当する場合に限り、許可することとされている（岐阜県公有財産規則第１５条）。

【指摘 可茂特別支援学校】

校長は、P T Aに、中庭の物置設置場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否及び使用料免除の可否を判断すべきである。

５ 私費会計

（１）学校預り金会計の決算

【事実関係】

平成 31 年 3 月 25 日に学校預り金運営委員の書面審議により決算承認がなされていた。監事監査はその後の同年 4 月 11 日に行われていた。

【規範】

学校預り金事務取扱要領において、校長は、監査終了後すみやかに決算を運営委員会に諮り、承認を得なければならないと定めている（第 14 条）。

学校預り金運営委員会規程において、会長（校長）は、当該年度の予算の執行状況について、定期的に会議を招集し、審議させることとし、運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと定めている（第 5 条）

【指摘① 可茂特別支援学校】

監事監査を先に行い、監査を受けた決算について、学校預り金運営委員会で審議すべきである。

【指摘② 可茂特別支援学校】

学校預り金運営委員会を開催すべきである。

6 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、安全衛生委員会を開催したのは年に1回であった。

【規範】

労働安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとしており、同23条第4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定されている。

【指摘 可茂特別支援学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケートによれば、衛生管理者による学校巡視の頻度は年200回とのことであるが、その結果を記録した書類は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付されるとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 可茂特別支援学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

産業医が学校巡視をしたことはない。産業医の勤務実績簿もない。

【規範】

労働安全衛生規則第15条「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、

事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」

【指摘① 可茂特別支援学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘② 可茂特別支援学校】

産業医による学校巡視の結果を記録した書面を作成すべきである。

第4章の5 多治見地区

第16 東濃特別支援学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

土岐市泉町河合根ノ上 1127 番地 10

(2) 生徒数(令和元年6月1日現在)

(人)

		男	女	合計	定員
小学部	知通常	38	8	46	*
	肢通常	1	0	1	*
	病通常	0	1	1	*
	知重複	1	0	1	*
	肢重複	12	5	17	*
	病重複	3	1	4	*
	訪問	(1)		(1)	*
	計	55	15	70	*
中学部	知通常	15	9	24	*
	肢通常	1	0	1	*
	病通常	3	1	4	*
	知重複	1	0	1	*
	肢重複	5	5	10	*
	病重複	2	2	4	*
	訪問				*
	計	27	17	44	*
高等部	知通常	55	25	80	*
	肢通常	1	0	1	*
	病通常	2	0	2	*
	知重複	0	0	0	*
	肢重複	3	1	4	*
	病重複	9	0	9	*
	訪問				*
	計	70	26	96	*
全学年		152	58	210	*

(3) 組織及び構成(令和元年6月1日現在)

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	51	非常勤講師	14	
教頭	1	1	養護助教諭	1	校医	3	
教諭等	124	71	寄宿舎指導	9	歯科医	1	
養護教諭	2	1	実習助手	2	薬剤師	1	
栄養教諭	1	1	再任用（短）	1	看護講師	4	
寄宿舎指導員	16	6			理学療法士	1	
実習助手	2	0			言語聴覚士	1	
事務	4	5			専門職	2	
技能職員	2	2					
計	153	88	計	64	計	27	15

（４）進路状況

ア 中学部卒業後

（人）

	進学	福祉サービス利用	就労	在宅	合計
平成 29 年度	12	0	0	0	12
平成 30 年度	19	0	0	0	19

イ 高等部卒業後

（人）

	進学	福祉サービス利用	就労	在宅	合計
平成 29 年度	0	20	8	0	28
平成 30 年度	1	26	11	2	40

（５）部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

- ・陸上、バスケットボール、フライングディスク、サッカー、卓球、バドミントン、インラインスケート、クリエイティブ、茶道の 9 部（月曜・金曜日の放課後に実施）に、高等部・中学部生徒合わせて 100 名程の生徒が参加している。
- ・卓球部：ジャパンオープン・パラ卓球選手権全国大会 車いすの部男子（G 2 グループ個人）優勝
- ・サッカー部：岐阜県知的障害教育サッカー大会 3 位

（６）特色

学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する知的障がい者、肢体不自由者、病弱者を対象とする特別支援学校であり、設立 40 年目である。寄宿舎が設置されている。児童生徒数は平成 21 年にピークを迎え、平成 22 年度の恵那特別支援学校の総合化と、平成 23 年度の可茂特別支援学校の開校により減少したものの、平成 28 年度に東濃特別支援学校も総合化してからは学級数が増加傾向にある。今年度校訓を定め、防災教育にも力を入れている。平成 29 年度には防災教育プ

プログラム等が評価され文部科学大臣賞を受賞している。

2 監査の重点及び監査手続

東濃特別支援学校においては、個人情報等の取扱いについて慎重な配慮が求められるなど、特別支援学校において論点となりうる課題について広く着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年6月5日及び同年11月20日、管理職等（校長、教頭、事務部長のほか、小学部主事、中学部主事、高等部主事など）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、外部記録媒体等の使用記録簿など提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）情報機器等の取扱い

【事実関係】

ヒアリング及び資料によると、東濃特別支援学校では、数年前から「情報及び情報機器等の取り扱いについて」と題する学校独自の情報及び情報機器等についての独自の運用基準を設けている。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策 （1）職員等の遵守事項 ⑥外部記録媒体の管理」において別に定めるとしている。

【参考報告 東濃特別支援学校】

東濃特別支援学校の運用基準は、情報及び情報機器等の運用について分かりやすくまとめられている。当該運用基準には、特に特別支援学校の有する個別の支援計画等の個人情報データの取扱方法も規定されている。また、ヒアリングの結果、この運用基準に基づき適切に運用されていると認められたため、参考報告とする。

（2）防犯カメラデータの取扱い

【事実関係】

東濃特別支援学校には、10年以上前に、県費で防犯カメラが設置されており、同カメラ映像が保存されている（令和元年度に1台増設している。）。本件防犯カメラは、児童生徒が行方不明になった場合の捜索の手がかりを主たる目的として設置されたものである。これまでも、生徒が行方不明になった際、警察に捜索を依頼した際に見せたことがある。しかし、東濃特別支援学校には、防犯カメラの映像に関する規程は存在しない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する

個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 東濃特別支援学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）太鼓橋

【事実関係】

平成30年度に、遊具である太鼓橋の寄附を受けている。契約書は学校と納入業者との売買契約となっており、代金の支払いを寄附者が行う体裁となっていたものの、学校としては太鼓橋自体の寄附を受けているとの認識であり、定期監査資料上も寄附金を収入した記載は存在しない。そうすると、本件の実態としては、太鼓橋自体の寄附であると考えられるが、当該物品について寄附採納の手続はとられていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 東濃特別支援学校】

太鼓橋の維持費の見込額を明らかにしたうえ、寄附採納の手続を取るべきである。

（2）図書

【事実関係】

（公財）日本教育公務員弘済会からの寄附申込があるが、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納の手続はとられていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）

も含まれている。

【指摘 東濃特別支援学校】

図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

(1) 同窓会

【事実関係】

定期監査資料によれば、同窓会（もえぎ会）の団体所在地は学校とされており、相談役（校長）、事務局（教頭・渉外部長、教諭）の職務専念義務免除許可がとられている。ヒアリングの結果、同窓会会計を学校は管理しておらず、同窓会事務を学校が行うことはないとのことであった。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 東濃特別支援学校】

教諭に職務専念義務免除許可がとられており、事務局が学校であれば、学校内で同窓会事務を行うことが想定されていると考えざるを得ない。よって、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 債権・契約

(1) 生産物売払収入の価格設定

【事実関係】

ヒアリングによると、生産物の販売価格については、各担当が設定したものを部主事が検討して価格設定しているとのことである。しかし、原価や市場価格に関する資料は存在しない。学校評議員会（平成 30 年 7 月 6 日）において「会議の概要」においては、「高等部作業製品の販売価格審査」とあるものの、審査の前提として原価や市場価格に関する資料は示されていない。

【規範】

教育委員会の「平成 30 年度特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要領」第 4 項（2）において、製品の販売価格等については、過去 3 年間の実績及び市場価格を元に学校評議員会等において審議し、学校長が額を定めるとされている。また、岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次

に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 東濃特別支援学校】

市場価格についての資料を、学校評議員会や生産物売払価格の決定調書に添付するなどして、市場価格を明示すべきである。

7 学校安全

(1) 防災教育プログラム

【事実関係】

東濃特別支援学校では、小学部から高等部までの児童生徒が在籍するため、段階的・系統的な防災・減災教育を充実させることを目的として防災教育プログラムを作成している。これは「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開(文部科学省)、特別支援学校学習指導要領解説を軸として作成を進め、岐阜大学教授からの専門的助言を取り入れながら作成されたものである。防災教育プログラムを受け、高等部では生活単元学習として年間 20 時間程度の防災・減災学習を実施している。また、市の消防本部や防災課との連携した訓練や学習や、地域との連携も実施している。これらの取組みが評価され、平成 29 年度には、文部科学大臣賞を受賞している。

【規範】

県立特別支援学校非常変災時における対応方針の留意点では、「特別支援学校には、義務教育対象年齢の児童生徒が在籍していることから、県立特別支援学校の対応方針に基づき、学校が所在する市町村の対応基準や児童生徒が居住する市町村の対応基準等にも留意しつつ、各学校に在籍する児童生徒の障がいの状態や通学範囲、方法、時間等を考慮した学校独自の基準を作成する」とされており、幅広い児童生徒の段階に応じた配慮が求められている。

【参考報告 東濃特別支援学校】

東濃特別支援学校では、在籍する児童生徒に応じて、段階的な防災教育プログラムを体系的に取り入れており、参考となるため報告する。

8 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、毎月 1 回安全衛生委員会を開催しているが、議事録は平成 31 年 3 月 7 日のものしか存在しない。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条第 1 項は、事業者は委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとし、同第 23 条第 4 項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 東濃特別支援学校】

安全衛生委員会の議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、毎週1回以上、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県では、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 東濃特別支援学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

第4章の6 恵那地区

第17 恵那特別支援学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

恵那市岩村町 133 番地 3

(2) 生徒数（令和元年9月1日現在） (人)

		男	女	合計	定員
小学部	通常	26	8	34	*
	重複	8	6	14	*
	訪問	0	1	1	*
	計	34	15	49	*
中学部	通常	14	12	26	*
	重複	4	1	5	*
	訪問	0	0	0	*
	計	18	13	31	*
高等部	通常	39	14	53	*
	重複	9	3	12	*
	訪問	0	1	1	*
	計	48	18	66	*
全学年		100	46	146	*

(3) 組織及び構成（令和元年9月1日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	26	非常勤講師	19	11
教諭等	84	60	養護助教諭	1	学校医等	6	
初任者研修	2	0	実習助手	1	専門職	1	
養護教諭	2	1					
実習助手	1	0					
事務職員	3	3					
学校栄養職員	0	0					
計	93	65	計	28	計	26	11

(4) 進路状況

ア 中学部卒業後 (人)

	進学	福祉サービス利用	就労	在宅	合計
--	----	----------	----	----	----

平成 29 年度	13	0	0	0	13
平成 30 年度	10	0	0	0	10

イ 高等部卒業後 (人)

	進学	福祉サービス利用	就労	在宅	合計
平成 29 年度	0	16	3	2	21
平成 30 年度	1	15	9	0	25

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

- ・運動系では、バスケットボール、バドミントン、陸上、卓球の 4 部、文化系では、音楽、美術、パソコンの 3 部が活動している。
- ・陸上部：岐阜県特別支援学校チャレンジ陸上競技大会 男子 50m・男子 100m・男子ソフトボール投げ（肢体不自由の部）第 1 位
- ・卓球部：岐阜県障害者スポーツ大会春大会 卓球個人戦 2 年生女子（肢体不自由部門）第 1 位
- ・バスケットボール部：第 10 回岐阜県特別支援学校体育連盟バスケットボール大会 準優勝

(6) 特色

昭和 27 年に旧国立療養所恵那病院入院中の児童に、入院中の教師が自発的に指導した授業をきっかけに、昭和 31 年に院内学級として認可されたのを創立起源とする。平成 21 年度まで病院隣接の病弱者に対する教育を実施する特別支援学校であった。平成 22 年度に現在の校舎（旧恵那南高等学校岩村校舎跡地）に移転し、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する知的障がい者、肢体不自由者、病弱者を対象とする特別支援学校として総合化された。

2 監査の重点及び監査手続

恵那特別支援学校においては、個人情報取扱いについて慎重な配慮が求められるなど、特別支援学校において論点となりうる課題について広く着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 6 月 14 日及び令和元年 11 月 22 日、管理職等（校長、教頭、事務長のほか、小学部主事、中学部主事、高等部主事、教務主任など）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、現物実査の結果報告書など提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) 防犯カメラデータの取扱い

【事実関係】

恵那特別支援学校には、平成 22 年度に県費で 9 台の防犯カメラが設置されており、同カメラ映像が一定期間保存されている。本件防犯カメラは、児童生徒が行方不明になった場合の捜索の手がかりにも活用されている。これまでにデータ等について外部提供した実績はないとのことであるが、恵那特別支援学校には、防犯カメラの映像に関する規程は存在しない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第 1 条、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第 3 条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 恵那特別支援学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）物品の管理

【事実関係】

平成 30 年度の物品の総点検の結果、物品一覧表等の記録内容の修正漏れが 349 件、備品整理票の貼付漏れ 34 件、合計 383 件の不突合が確認された。ヒアリングによれば、大量の不突合が生じたのは、児童・生徒教室移動に伴う供用先・所在場所の記録内容の修正や、平成 30 年度に重点的に実施された物品総点検により、供用先・所在場所を厳密に調査した結果であるとの説明であった。もっとも、平成 29 年度は物品一覧表等の記載内容の修正漏れを理由とする不突合は 0 件であったことからすると、従来の現物実査が適切に行われていなかったものと考えられる。

【規範】

現物実査について、岐阜県会計規則第 92 条の 3 は、管理する物品（消耗品を除く）を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならないとしている。また、「物品の現物実査実施要領」において、①現物と物品帳簿の整合性の確認（物品帳簿に記録されている物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されていること）、②利用状況の確認、③維持管理状況の確認をすることとされている。

【指摘 恵那特別支援学校（改善報告）】

要領に基づき、現物と物品帳簿の整合性について、物品帳簿に記録されている

物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されていることを確認する体制を整備すべきである。特に、パソコン等の情報機器類については、情報セキュリティの観点からしても、供用先・所在場所等の確認を徹底すべきである。なお、平成 30 年度の現物実査からは改善されている。

（２）図書

【事実関係】

平成 30 年度 P T A 会計決算書によると、図書購入経費として 9 万 9548 円分の支出がある。学校の運用及び当事者の合理的意思解釈からして、同図書は P T A から寄贈されているものと考えられる。しかし、P T A からの図書購入については、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。

また同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 恵那特別支援学校（改善報告）】

図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。なお、令和元年度の P T A 購入図書については令和元年 8 月 20 日に、平成 30 年度の購入図書については令和元年 6 月 17 日に寄附採納手続が行われたので、改善報告とする。

5 施設

（１）同窓会

【事実関係】

「岐阜県立恵那特別支援学校同窓会（知新会）会則」によると、同窓会の事務局は恵那特別支援学校に置くとされており（１条）、名誉会長として校長、庶務会計 1 名として教職員に依頼すると規定されている（８条）。ヒアリング及び資料によると、同窓会会計の通帳については、庶務会計の教職員名義で学校において管理されている。同窓会について、目的外使用許可手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 恵那特別支援学校（改善報告）】

同窓会の事務局が学校であれば、学校内で同窓会事務を行うことが想定され

ていると考えざるを得ない。よって、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。なお、令和元年6月21日に同窓会の目的外使用許可の手続がされたので、改善報告とする。

6 私費会計

(1) 預貯金通帳等の管理

【事実関係】

学校預り金について、事務長が各口座通帳と届出印鑑を管理している。

【規範】

恵那特別支援学校「学校預り金事務取扱要領」第11条は、預貯金口座の登録印鑑は事務長が管理し、預貯金通帳は事務長以外の教職員が管理すると規定している。

【指摘 恵那特別支援学校（改善報告）】

内規及び危機管理の観点から、各口座通帳と届出印鑑の管理を分けるべきである。団体徴収金についても同様である。なお、令和元年12月23日から、各学校預り金及び団体徴収金会計の預貯金通帳は教頭が管理することとされたので、改善報告とする。

(2) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

各種預り金について、予算承認や監事監査後の決算承認に関連する学校預り金運営委員会は、PTA役員会と同時に複数回開催されているとのことであったが、一部議事録が作成されていない回があった。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 恵那特別支援学校】

すべての学校預り金運営委員会の議事録を作成すべきである。

7 債権・契約

(1) 生産物売払収入の価格設定

【事実関係】

ヒアリング及び資料によると、生産物の販売価格について、収支がマイナスにならないように設定されているとのことであるが、原価や市場価格に関する資料は存在しない。学校評議員会（平成30年7月10日）の「会議内容報告」においては、「高等部作業製品とその販売価格について」を議題として審査され、署

名も得ているものの、審査の前提として原価や市場価格に関する資料は示されていない。

【規範】

教育委員会の「平成 30 年度特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要領」第 4 項（2）において、製品の販売価格等については、過去 3 年間の実績及び市場価格を元に学校評議員会等において審議し、学校長が額を定めるとされている。また、岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 恵那特別支援学校】

市場価格についての資料を、学校評議員会や生産物売払価格の決定調書に添付するなどして、市場価格を明示すべきである。

8 職員の管理

（1）安全衛生委員会

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、毎月 1 回、計 12 回の安全衛生委員会を開催しているが、議事録は 10 回分しか確認できなかった。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条第 1 項は、事業者は委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとし、同第 23 条第 4 項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 恵那特別支援学校】

安全衛生委員会の議事録を作成すべきである。

（2）衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、毎週 1 回以上、学校巡視を行っているとのことである。また、「職場巡視用校内施設等チェックリスト」を作成し、月に 1 回記録化している。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県では、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されている

ところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 恵那特別支援学校】

各回の衛生管理者による学校巡視の記録を作成すべきである。

【参考報告 恵那特別支援学校】

衛生管理者による学校巡視の記録について存在しない学校が多いところ、本チェックリストは、チェック項目毎に評価が分かりやすくまとめられており、参考になると思われるため、報告する。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、平成 30 年度に 6 回来校して職場環境の報告・確認を受け、校内巡視を 2 回実施しているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」

【指摘 恵那特別支援学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

(4) 職務専念義務の免除

【事実関係】

「岐阜県立恵那特別支援学校同窓会（知新会）会則」によると、同窓会の事務局は恵那特別支援学校に置くとされており（1 条）、名誉会長として校長、庶務会計 1 名として教職員に依頼すると規定されている（8 条）。ヒアリング及び資

料によると、同窓会会計の通帳については、庶務会計の教職員名義で学校において管理されている。同窓会について、職務専念義務免除申請手続はとられていない。

【規範】

職務に専念する義務の特例に関する条例及び同規則を受けて、「職務に専念する義務の免除の取扱いについて」（昭和 51 年 4 月 1 日教総第 809 号）は、職員が職務に関連して、別記団体（各県立学校同窓会も含まれている。）の役員その他の地位を兼ねその事務を行う場合には、職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条の規定により、職務に専念する義務の免除があったものとみなして取り扱うこと、この場合には、職務専念義務の免除に関する台帳を作成して整理することとされている。

【指摘 恵那特別支援学校（改善報告）】

同窓会の役員その他の地位を兼ねる校長と庶務会計について、職務専念義務免除に関する台帳を作成し、整理すべきである。なお、令和元年 6 月 21 日に職務専念義務免除に関する台帳を作成し、同月 24 日に教育委員会教職員課に報告されたので、改善報告とする。

第4章の7 飛驒地区

第18 下呂特別支援学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

下呂市小川 432 番地 1

(2) 生徒数(令和元年9月1日現在)

(人)

	男	女	合計	定員
小学部	10	3	13	*
中学部	5	1	6	*
高等部	23	6	29	*
合計	38	10	48	112

病類別生徒数(令和元年9月1日現在・延人数)

(人)

	知的障がい	肢体不自由	病弱
小学部	13	4	0
中学部	6	1	1
高等部	29	0	0

(3) 組織及び構成(令和元年9月1日現在)

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	9	非常勤講師	5	
教頭	1	1	実習助手	1	業務専門職	1	
教諭	30	25	事務主事	0	介護専門職	1	
養護教諭	1	1			校医	5	
実習助手	1	0			産業医	1	
事務職員	3	3					
計	37	31	計	10	計	13	

(4) 進路状況

(人)

	進学	就職	合計
平成29年度	1	9	10
平成30年度	0	1	1

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

・サッカー部(障害者スポーツ大会春大会参加・東海知的サッカー大会参加)

- ・美術部（岐阜県美術展などへの応募）

（６）特色

平成 21 年 4 月 1 日、飛騨特別支援学校下呂分校として創設された。平成 25 年 4 月より、下呂特別支援学校として開校した。知的障がい・肢体不自由・病弱の障がいに対応している。

2 監査の重点及び監査手続

特別支援学校において論点となりうる課題について広く着目するとともに、私費会計に関する諸手続などに重点を置いて監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 24 日、下呂特別支援学校の管理職（校長、教頭名、事務長ら）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、提出資料の書類監査を行った。

3 施設

（１）部活動振興会

【事実関係】

岐阜県立下呂特別支援学校内規集「17 岐阜県下呂特別支援学校 部活動振興会会則」第 3 条では「本会の事務局は下呂特別支援学校に置く」とされている。

定期監査資料によると、部活動振興会の事務局に関する行政財産の目的外使用許可の手続は行われていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 下呂特別支援学校】

部活動振興会の事務局に関する行政財産の目的外使用許可の手続を行うべきである。

4 私費会計

（１）開催日時の重複

【事実関係】

提出資料によると、「平成 30 年度 学校預り金運営委員会及び P T A 会計等運営委員会」が、平成 31 年 2 月 20 日の 16 時 15 分に開催されている。また同日の同時間に「平成 30 年度 第 3 回 P T A 役員会」が開催されている。

【規範】

学校要覧によれば、学校預り金運営委員会は、校長、教頭、事務局長、部主事、

教務部長、P T A代表で構成されており、P T A役員会とは完全に構成員が一致するものではなく、議事内容も異なる別会議体である。

【指摘 下呂特別支援学校】

学校預り金運営委員会とP T A役員会は、構成員が異なる別会議体であるから、同日の同時時間帯に実施することを避けるべきである。

(2) 学校預り金運営委員会の開催状況

【事実関係】

「平成 30 年度 P T A会計決算予定及び平成 31 年度 P T A会計予算案について」を議事事項として、学校預り金運営委員会が平成 31 年 2 月 20 日に開催されている。そして、監事監査が、平成 31 年 3 月 22 日に行われている。また保護者への報告は、平成 31 年 4 月 27 日の P T A総会において行われている。

【規範】

岐阜県立下呂特別支援学校内規集「22. 学校預り金事務取扱要領」の第 6 条第 1 項「校長は、毎会計年度開始前に、学校預り金の会計種別ごとに事業計画(案)及びこれを実施するために必要な予算(案)を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」

同第 14 条第 1 項「校長は、監査終了後すみやかに決算(案)を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」

【指摘 下呂特別支援学校】

岐阜県立下呂特別支援学校内規集「22. 学校預り金事務取扱要領」の第 14 条に従い、監事監査後に、学校預り金運営委員会を開催し、決算(案)を諮ったうえで、保護者への報告を行うべきである。

(3) 私費会計の情報開示

【事実関係】

令和元年 12 月 24 日時点において、学校ホームページには、学校評議会議事録、P T A会計予算及び決算が掲載されているが、学校諸費の一覧(同窓会積立金決算等)の掲載がない。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインの「第 3 章 ガイドライン運用のための取り組み」「2 関係団体会計の透明性の確保 ～関係団体からの支援の手続きの徹底～」(3) 積極的な情報開示等」には、「学校は、関係団体からの支援内容について、予算や決算の状況も含めて、学校のホームページに掲載(学校支援団体関係等)するなど、会計の状況等について広く公開するよう透明性確保のための対応を積極的に進める」と記載されている。

【指摘 下呂特別支援学校(改善報告)】

学校諸費についても、ホームページにおいて公開すべきである。なお、令和元

年 1 月に学校諸費の一覧が掲載されたので、改善報告とする。

5 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

衛生管理者は、週に 1 回学校巡視を行っているが、巡視の報告書は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛形を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 下呂特別支援学校】

衛生管理者は、学校巡視の記録を作成すべきである。

(2) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年 2 回の学校巡視を行っている。なお、「平成 30 年度 産業医 業務実績記録簿」という書類が存在する。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも 2 か月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第 1 項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 下呂特別支援学校】

少なくとも毎月 1 回（産業医が、事業者から、毎月 1 回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも 2 か月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

（３）職務専念義務の免除

【事実関係】

岐阜県立下呂特別支援学校内規集「17 岐阜県下呂特別支援学校 部活動振興会会則」第 9 条では「顧問は、学校長に委嘱する」とされている。

定期監査資料によると、教職員が部活動振興会の職務を行うことにつき、職務専念義務の免除はされていない。

【規範】

地方公務員法第 35 条は「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と定められており、岐阜県の職務に専念する義務の特例に関する条例において、職務に専念する義務の免除の場合を規定している。

【指摘 下呂特別支援学校】

部活動振興会の職務にかかる職務専念義務の免除の手続を行うべきである。

6 学校内規

（１）図書館規程

【事実関係】

図書館規程はない。

【規範】

学校教育法第 37 条 4 項及び同 70 条 1 項は、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と定める。

【意見 下呂特別支援学校】

学校長は、学校内規の各条項について、適切な規程を定めることが必要であり、図書室があるのであるから、図書に関する規程を定めることが望ましい。

第 19 飛騨特別支援学校（本校）

1 学校の概要

（１）学校所在地

高山市山田町 831 番地 44

（２）生徒数（令和元年 5 月 1 日現在）

（人）

	通常学級	重複障がい学級	合計	定員
小学部	30	5	35	61
中学部	22	3	25	
高等部	56	9	65	90
合計	108	17	125	151

(3) 組織及び構成（令和元年9月1日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	26	非常勤講師	6	
教頭	1	1			看護講師	3	
教諭	61	34			給食指導員	2	
養護教諭	2	2			作業補助員	2	
実習教諭	1	1			校医	6	
事務職員	5	5					
学校用務員	1	1					
業務専門職	1	1					
計	73	46	計	26	計	19	7

(4) 進路状況 (人)

	就職	施設	合計
平成 29 年度	9	6	15
平成 30 年度	5	10	15

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

- ・陸上部（県障がい者スポーツ大会出場）
- ・卓球部（県障がい者スポーツ大会出場）
- ・フライングディスク部（県障がい者スポーツ大会出場）

(6) 特色

昭和 54 年 4 月、岐阜県立飛騨養護学校として創設された。平成 19 年 2 月、岐阜県立飛騨特別支援学校に改称された。平成 21 年に学校創設 30 周年を迎えた。平成 21 年には下呂分校が開設された。なお下呂分校は、平成 25 年に岐阜県立下呂特別支援学校として開校した。

岐阜県立飛騨特別支援学校本校は、小学部・中学部・高等部の知的障がいを主障がいとする子どもたちが学んでいる。岐阜県立飛騨特別支援学校日赤分校では、小学部・中学部・高等部の病弱者・肢体不自由者を主な障がいとする子どもを対象としている。

2 監査の重点及び監査手続

飛騨特別支援学校は、本校と高山日赤分校と分かれていることから、本校と分校との連携状況などに着目して、施設管理、債権管理などに重点を置いて監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年10月2日、飛騨特別支援学校の管理職（校長、教頭、事務部長、部主事ら）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、駐車場の使用承認に関する書類、損害賠償債権に関する書類など提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）外部記録媒体使用記録簿の管理

【事実関係】

「USBメモリ及びその他の外部記録媒体・使用記録簿」の確認頻度について、アンケートでは、週1回程度と回答している。またヒアリングでは、実態としては「使用の都度」確認していると回答している。

しかし、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体・使用記録簿」によると、USBメモリの使用に関し、平成30年4月24日から平成30年6月1日を使用期間とする持ち出しの申請があったが、実際の返却日は平成30年9月11日であった。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2. 以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）と規定されており、「使用記録簿」には、返却時に取扱管理者が返却を確認したことを明らかにするための確認欄がある。

情報セキュリティ監査（所属監査・書面）調査票においては、「適切な使用期間の設定」（外部記録媒体）として、「外部記録媒体の使用の際、「使用記録簿」（様式2）の「使用期間」に関し、1ヶ月を超える期間設定が無い（長期使用の場合、1ヶ月単位で許可しているか。）。また、許可された使用期間を超えて利用させていないか。」と外部記録媒体に関する項目で記載している。

【指摘 飛騨特別支援学校本校】

返却予定日から3か月近くの返却遅れを許容しており、適切な管理がなされ

ていない。「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」について、情報セキュリティ管理者は、「取扱管理者の許可欄」の押印のほか、申請期間後に返却の督促や確認などをすべきである。

4 施設

(1) 近隣の県職員宿舎や県立高等学校での駐車場利用（使用承認）

【事実関係】

学校用地内における駐車スペースが十分でないため、工事の際や学校行事の際には、一時的に近隣にある県職員宿舎や飛騨高山高等学校山田校舎の敷地（学生寮の前）を駐車スペースとして利用している。利用にあたっては、飛騨特別支援学校校長から、使用承認の申請として、各管理者に対して口頭でも申入れと承諾を得たうえ、使用目的及び使用期間を明示した書面をもって依頼を行っている。

【参考報告 飛騨特別支援学校本校】

一時的又は臨時的な利用目的であること及び使用期間を明示したうえで、毎年利用の申し込みを行っているため、適切な取り扱いとして参考報告とする。

5 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会の開催状況

【事実関係】

学校預り金運営委員会が、平成31年3月20日に開催され、平成31年度PTA会計予算（案）及び平成30年度PTA会計報告、平成30年度学校預り金報告などが議事とされている。

そして、監事監査は、平成31年4月9日に行われている。また保護者への報告は、平成31年4月17日のPTA役員会において行われている。

【規範】

岐阜県立飛騨特別支援学校（本校）諸規程集「32. 学校預り金事務取扱要領」の第6条第1項「校長は、毎会計年度開始前に、学校預り金の会計種別ごとに事業計画（案）及びこれを実施するために必要な予算（案）を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」

同第14条第1項において、「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」

【指摘 飛騨特別支援学校本校】

岐阜県立飛騨特別支援学校（本校）諸規程集「32. 学校預り金事務取扱要領」の第14条に従い、監事監査後に、学校預り金運営委員会を開催し、決算（案）を諮ったうえで保護者への報告を行うべきである。

6 債権・契約

(1) 損害賠償請求権

【事実関係】

定期監査資料及びヒアリングによると、平成 20 年に発生した放火に係る損害賠償請求権を有している。債務者は現在服役中であるが、平成 29 年 2 月 17 日付けで「金銭債務承認書」を作成し、飛騨特別支援学校へ提出している。

なお、本件に関する経過は次のとおりである。

①平成 20 年 6 月

事件発生（損害賠償請求権の発生）。なお、債務者は当該事件により服役。

②平成 23 年 12 月

飛騨特別支援学校職員と教育財務課職員で債務者の収監先に行き、面会を行い、金銭債務承認書及び課税状況等確認同意書を徴取。

③平成 25 年

債務者が仮釈放となるが、同種事件を起こし収監。債務者は同事件により服役。

④平成 26 年 6 月

飛騨特別支援学校職員と教育財務課職員で債務者の収監先に行き、面会を行い、金銭債務承認書の作成を依頼。同年 6 月 19 日に債務者から郵送により提出を受ける。

⑤平成 27 年

債務者出所するも、再び同種事件を起こし収監。債務者は同事件による服役。

⑥平成 29 年

飛騨特別支援学校職員と教育財務課職員が債務者の収監先に行き、面会を行い、金銭債務承認書を徴取した。

⑦令和元年

令和元年 11 月 7 日、面会日時調整のため、債務者に対して、手紙送付。同年 11 月 25 日付けで、債務者より返信があり、金銭債務承認書も同封があった。同年 12 月 10 日に当校職員と教育財務課職員が収監先に行き面会し、債務額及び出所後における支払意思を確認した。

【規範】

地方自治法施行令第 171 条の 2 は、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求することを規定するが、同条の但し書きでは、徴収停止や履行期限の延長その他特別の事情があると認めるときは、この限りではないと規定する。

また、同施行令第 171 条の 5 は、徴収停止を規定する。

【意見 飛騨特別支援学校本校】

債務者から金銭債務承認書を取得できており、学校としての対応に問題はない。もともと、債務者の状況からすると債権回収の可能性はかなり低いと思われ、

債権管理の業務の負担やそれに伴う職員の負担と、一方で債権回収の現実的可能性などを総合考慮したうえで、地方自治法施行令第 171 条の 2 但し書きにある事実上の徴収停止や、出所後の状況により、同施行令 171 条の 5 に定める徴収停止などの措置を講じることを検討することが望ましい。

7 職員の管理

(1) 職員の休憩時間確保の施策

【参考報告 飛騨特別支援学校本校】

教職員が休憩する際には、「マイタイム」と記載された札を立てることにしている。当該教職員が休憩していることは、他の教職員から一見して分かるような取り組みが行われている。

多くの県立高等学校において教職員の休憩時間に関する定めがあるが、教職員の職務の性質上、決まった時間に休憩をすることは難しいとの意見がヒアリングにおいて聞かれた。そのため、教職員においては、業務の合間で休憩をとる方法が検討されるところである。

飛騨特別支援学校では、休憩している教職員は、「マイタイム」という札を立てる取り組みを行っており、休憩している教職員が一見して分かるようにしている。それにより、他の職員が当該休憩中の職員に対し、仕事の話をすることを避けることなどの配慮が可能となる。工夫として参考報告とする。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、毎日学校巡視している。しかし、学校巡視の報告書は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛形を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらってください。」などと通知が出されている。

【指摘 飛騨特別支援学校本校】

衛生管理者による巡視についても、職場巡視チェックリストを活用して、職場

巡視を記録すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると産業医の学校巡視は、年2回である。なお、「平成30年度 産業医 業務実績記録簿」という書類は存在する。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 飛騨特別支援学校本校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

8 学校内規

(1) 図書館規程

【事実関係】

図書館規程がない。

【規範】

学校教育法第37条第4項及び同第70条第1項は、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と定める。

【意見 飛騨特別支援学校本校】

学校長は、学校内規の各条項について、適切な規程を定めることが必要であり、図書室があるのであるから、図書に関する規程を定めることが望ましい。

第20 飛騨特別支援学校（高山日赤分校）

1 学校の概要

(1) 学校所在地

高山市天満町3丁目41番地1

(2) 生徒数 (令和元年5月1日現在) (人)

	通常学級	重複障がい学級	合計	定員
小学部	0	4	4	*
中学部	0	4	4	*
高等部	1	2	3	66
合計	1	10	11	*

(3) 組織及び構成 (令和元年9月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
副校長	1	1	常勤講師	2	非常勤講師	1	
教諭	12	10	実習助手	1	看護講師	2	
養護教諭	1	1			給食指導員	1	
実習助手	1	0			校医 (産業医、歯、 薬含む)	6	
計	15	12	計	3	計	10	

(4) 進路状況 (人)

	就職	施設	合計
平成29年度	0	0	0
平成30年度	1	1	2

(5) 部活動等の状況等 (主に平成30年度)

・文化部 (高等部)

高等部の生徒を対象に文化部があり、週1回活動している。各生徒が興味をもって取り組むことができるもの、卒業後の生活に生かせるものを生徒自身が選び活動している。今年度は、手芸や制作活動、書道等の取り組みを行っている。

(6) 特色

昭和54年4月、岐阜県立飛騨養護学校として創設。平成19年2月、岐阜県立飛騨特別支援学校に改称された。平成21年に学校創設30周年を迎えた。平成21年には下呂分校を開設。なお下呂分校は、平成25年に岐阜県立下呂特別支援学校として開校した。

岐阜県立飛騨特別支援学校本校は、小学部・中学部・高等部の知的障がいを中心とする子どもたちが学んでいる。岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校では、小学部・中学部・高等部の病弱者・肢体不自由者を主な障がいとする子

どもを対象としている。

2 監査の重点及び監査手続

飛騨特別支援学校高山日赤分校は、本校と高山日赤分校と分かれていることから、本校と分校との連携状況及び施設状況などに着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 23 日、飛騨特別支援学校の管理職（校長、副校長、事務部長、部主事ら）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、内規集など提出資料の書類監査を行った。さらに、令和 2 年 1 月 15 日に、追加ヒアリングを行った。

3 施設

（1）学校用地内における倉庫

【事実関係】

学校用地内に、学校要覧や定期監査資料に記載のない倉庫が設置されていた。また備品台帳にも記載されていない。ヒアリングによっても、誰が所有者かわからない状態である。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘① 飛騨特別支援学校高山日赤分校】

公有財産を適切に管理するため、倉庫の所有者を確認すべきである。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘② 飛騨特別支援学校高山日赤分校】

所有者を確認した上で、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可をするかどうかの判断をすべきである。

（2）避難用の滑り台

【事実関係】

岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校の校舎の 2 階には、避難時に利用する滑り台が設置されている。当該滑り台は、一人が滑り降りることができる程度の幅である。

【意見 飛騨特別支援学校高山日赤分校】

岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校は、日常生活に補助を必要とする子

どもが少なくないため、緊急避難時において、補助なしで当該滑り台を利用することは難しいと思われる。当該滑り台の傾斜角度を緩めたり、幅を広いものにしたたりして、補助者と共に子どもが利用できるようにするなど、岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校に在籍する子どもたちが、活用できる避難ツールの形態とすることが望ましい。

4 職員の管理

飛騨特別支援学校本校と同一であるため、記載は省略する。

5 学校内規

(1) 図書館規程

【事実関係】

現在は、図書に関する内規はない。専門の職員がいないため、これまで十分な対応ができていなかったということである。令和元年度、学校図書館支援事業によりエリアマネージャの支援を受けることができたので、蔵書点検等の整備とともに内規の作成を検討しているということである。

【規範】

学校教育法第37条第4項及び同第70条第1項「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」

【意見 飛騨特別支援学校高山日赤分校】

学校長は、学校内規の各条項について、適切な規程を定めることが必要であり、図書室があるのであるから、図書に関する規程を定めることが望ましい。

第21 飛騨吉城特別支援学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

飛騨市古川町片原町8番127

(2) 生徒数（令和元年6月1日現在）

（人）

	男	女	合計	定員
小学部 通常	6	1	7	**
小学部 重複障がい学級（訪問）	0	3	3	**
中学部 通常	1	5	6	**
中学部 重複障がい学級（訪問）	1	0	1	**
高等部 通常	4	7	11	**
高等部 重複障がい学級（訪問）	0	1	1	**

(3) 組織及び構成 (令和元年6月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	7	事務専門職	0	
教頭	1	1	実習助手	1	介護専門職	1	
教諭等	26	19	養護助教諭	1	業務専門職	1	
養護教諭	1	1	事務主事	1	看護講師	2	
事務職員	3	2			理学療法士	1	
実習助手	1	0			初任研補佐	2	
					校医	5	
計	33	24	計	10	計	22	5

(4) 進路状況 (令和元年6月1日現在)

高等部卒業後 (人)

	進学	就職	施設	合計
平成29年度	1	3	1	5
平成30年度	0	4	2	6

(5) 部活動等の状況等 (主に平成30年度)

在校生の児童生徒が少人数であるため、中学部と高等部が合同で部活動を実施しており、文化部と運動部の2つの部活動を設置している。

(6) 特色

学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者を対象とする特別支援学校であり、高等部は、全日制の普通科である。設立して7年目である。児童生徒数は現在29名であり、これまでも全校生徒は30名前後と小規模の特別支援学校である。隣接する飛騨市立古川小学校とグラウンドを共有している。学校の敷地は、飛騨市の所有である。教員33名のうち講師が12人と3分の1を占める。

2 監査の重点及び監査手続

飛騨吉城特別支援学校は、平成25年に設立された新しい学校であり、物品管理の状況等が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年10月8日、令和2年1月15日、飛騨吉城特別支援学校の管理職(校長、教頭兼高等部主事、小中学部主事、事務長、教務主任)のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、契約書など提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（１）外部記録媒体

【事実関係】

外部記録媒体の使用記録簿を確認したところ、令和元年９月２７日から、同月３０日までの使用期間に使われたデジタルカメラ、ビデオに関する使用欄や、iPadの使用欄は、申請日、解除日についての記載がなされているものの、取扱管理者の押印がなく、同年６月１８日のデジタルカメラの使用欄においては、取扱管理者の確認欄に押印がなされていたものの、解除日の記入がなかった。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式２．以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第６条）、「職員等は、USBメモリを利用しようとする場合は、使用記録簿に必要事項を記載し、情報セキュリティ取扱管理者から許可を受けなければならない。」（第７条）、「第２章（第４条、第５条を除く）の規定は、その他の外部記録媒体の管理について準用する。」などと規定されている。

【指摘 飛騨吉城特別支援学校】

「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」について、情報セキュリティ管理者は、「取扱管理者の許可欄」の押印のほか、申請期間後に返却の督促や確認などをすべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（１）学校管理費の予算執行計画

【事実関係】

ヒアリングにおいて、本年度において初めて消耗品費についてだけ執行予定を立てたが、その他は、例年、予算が決まっており、計画を立てる必要がないため、具体的な計画を立てていないとの説明がなされた。

【規範】

教財第72号平成26年4月11日付「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」では、「学校においては、教員が調達依頼を行っている実態を踏まえ、事務部（局）への依頼方法等について、学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要であること（例示参照）」とされている。また、「物品調達にかかるルー

ル（例示）」では、「提出日に締め切りを設定（毎月第１・第３金曜日）するなどして計画的な購入を意識づける。（年間計画表を作成し事前に配布することも有効（別紙２（エクセルファイル）参照）」とされている。

【指摘 飛騨吉城特別支援学校】

物品調達にかかるルールを作るべきである。

また、年間計画表を作成して、事前に配布すべきである。

（２）スクールバスの管理

【事実関係】

スクールバスについては、スクールバスを運営する委託業者が保管し業者の駐車場にて管理している。スクールバスについては委託業務契約書が作成されているが、第４条第３項に定めるスクールバスを貸与した際の受領書又は借用書の提出が認められない。

【規範】

岐阜県会計規則第 98 条には、物品の貸付や寄託が出来る場合が規定され、貸し付けや寄託をした場合には借受証や預り証を徴収し、物品登録内容変更書により当該貸付け又は寄託に係る事項を記録しなければならないとされている。

【指摘 飛騨吉城特別支援学校】

スクールバスが委託業者に保管されている状態は貸付けか寄託と考えられる。しかし、貸付けや寄託を前提とした管理がなされておらず、必要な書類が徴収されていない。貸付けか寄託を前提とした適切な物品管理を行うべきである。

（３）和太鼓

【事実関係】

学校の体育館の中に、地域団体の活動で使われる和太鼓 14 台が学園祭で児童生徒が演奏するために、令和元年 10 月 11 日から 12 月 3 日までの間、保管されていた。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2 において、「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続きを執らなければならない。」と定められている。

【指摘 飛騨吉城特別支援学校】

和太鼓については、所有者は学校以外の第三者であり、一時的とはいえ長期間学校の施設の中で管理保管されていることから、借入れ物品といわざるを得ない。この場合、規則に基づいて借入れの手続を行うべきである。

（４）薬品の管理

【事実関係① 薬品台帳】

薬品台帳においては、薬品名、数量、使用年月日、使用目的、残量の記載があるが、購入年月日及び使用者について記載欄がない。

【規範】

理科薬品の保管管理規程の第5項（3）に「毒・劇物薬品台帳」には、毒・劇物の薬品名、数量、購入年月日、使用年月日、使用目的、使用者及び残量を適切に記入する」

【指摘 飛騨吉城特別支援学校】

毒・劇物薬品台帳に、必要項目である購入年月日及び使用者について記載すべきである。

【事実関係② アンモニア水の保管】

薬品保管庫に存在するアンモニア水が冷蔵保管されていない。

【意見 飛騨吉城特別支援学校】

アンモニア水は蒸気圧が常温でも高いため、常温保管をすることで揮発性が高く、冷蔵保管をしておくことが望ましい。

アンモニア水については、劇物であることから鍵付きの保管庫で保管する必要がある。適切な管理のためには鍵付きの冷蔵庫に保管することが望ましい。

（5）図書

【事実関係①】

令和元年度においても4冊書籍が紛失しているが、貸出ファイルに所定事項が記載されていなかった。

【規範】

図書室利用規定第13条（1）において、児童生徒への図書貸出は、「図書委員立会いのもと、貸出ファイルに所定事項を記入し、本のあった場所に置く」ととされている。また、同規定第14条（1）において、教職員への図書貸出は、「貸出ファイルに所定事項を記入し、本のあった場所に置く」ととされている。

【指摘 飛騨吉城特別支援学校】

児童生徒及び教職員に対して、図書室利用規定第13条（1）及び同規定第14条（1）に記載されているルールを確認し、所定事項を記載して借り入れの手続を行うべきである。

【事実関係②】

田口文庫から図書の寄贈を受けているが、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品に

については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 飛騨吉城特別支援学校】

田口文庫から寄贈を受けた図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納の手続をすべきである。

（６）寄附物品

【事実関係】

平成 30 年 6 月 22 日取得のボッチャボールセット等、平成 30 年中に行われた寄附物品の決裁書類には、維持費を検討した記載がない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 飛騨吉城特別支援学校】

「維持費の見込額」を検討した上で、寄附採納の決裁手続をすべきである。

5 施設

（１）使用料の免除

【事実関係】

一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会は、「テニスなど（身体活動を伴うレクリエーションを含むコーディネーショントレーニング・ストレッチング）」を使用目的及び用途として、学校の体育館全面の使用について、行政財産の使用許可及び使用料の減免を申請している。

学校は、岐阜県公有財産規則第 15 条 5 号により使用を許可し、「行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準等について（通知）」の別表 1（使用料減免基準表）13（２）を理由に使用料全額の減免をしている。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 15 条は、「行政財産の使用許可は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り許可する。」とし、第 5 号で「国若しくは地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業に供するため、やむを得ないと認められるとき。」、第 6 号で「県の事務若しくは事業又は県の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき。」と定め、使用許可を行う場合の規定を一定の場合に限定している。

また、「行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準等について（通知）」

の別表 1（使用料減免基準表）13（2）は「県の施策に関連し、又は県の要請に基づき使用する場合であって、それにより県の施策の実効性がより高まると認められる場合」と定めている。

【指摘 飛騨吉城特別支援学校】

使用許可申請書からは、テニスなど（身体活動を伴うレクリエーションを含むコーディネーショントレーニング・ストレッチング）を使用目的及び用途として体育館全面を使用することが、一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会の事業とどのように関連するのかが明らかではない。

また、テニスなど（身体活動を伴うレクリエーションを含むコーディネーショントレーニング・ストレッチング）を使用目的及び用途として体育館全面を使用することが、「県の施策に関連し、又は県の要請に基づき使用する場合であって、それにより県の施策の実効性がより高まると認められる場合」に該当する理由（使用料が免除される理由）も不明確である。

テニスなど（身体活動を伴うレクリエーションを含むコーディネーショントレーニング・ストレッチング）を使用目的及び用途として体育館全面を使用することが、一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会の事業にどのように関連するのかを明確にすべきである。

また、テニスなど（身体活動を伴うレクリエーションを含むコーディネーショントレーニング・ストレッチング）を使用目的及び用途として体育館全面を使用することが、「県の施策に関連し、又は県の要請に基づき使用する場合であって、それにより県の施策の実効性がより高まると認められる場合」に該当する具体的な理由を明確にすべきである。

6 私費会計

（1）学校預り金運営委員会

【事実関係】

平成 30 年度の学校預り金運営委員会は、平成 31 年 3 月 15 日に開催され、平成 30 年度の決算についての報告が行われている。その後、同月 25 日に、平成 30 年度の監事監査が行われている。

【規範】

学校預り金事務取扱要領第 14 条（決算報告）には、「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」と規定されている。

【指摘 飛騨吉城特別支援学校】

監事監査を行った後に、決算（案）を運営委員会に諮るべきである。

（2）臨時的徴収

【事実関係】

最終支出予定であった校外学習費（校外活動費及び食事代）について、2月に後1回分の収入があると勘違いして、費用を支出していた結果、不足した費用を、高等部学年全体会計及び高等部各学級費会計（同一通帳管理のため残金あり）から一時的に流用し、徴収後補填したことがあった。

【規範】

学校預り金事務取扱要領の第6条第1項では、「校長は毎会計年度開始前に、学校預り金の会計種別ごとに事業計画（案）及びこれを実施するために必要な予算（案）を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」と規定する。

また、学校預り金運営委員会規程第5条では、「委員会は、毎年度、次に掲げる事項については定期的に、また、緊急かつ重要な事項については臨時に、会議を招集し、審議させる。（2）補正予算（案）の審議及び中間の執行状況について」と規定する。

【指摘 飛騨吉城特別支援学校】

必要となる教材費についての検討が不十分であったと言わざるを得ない。教材費を含む学校預り金の予算について、運営委員会に諮るなどして、正確に検討すべきである。

また、物品金額の変動などやむを得ない事由による臨時的徴収ということであれば、臨時の学校預り金運営委員会を開催して、補正予算（案）を審議すべきである。

7 債権・契約

（1）生産物売払収入の価格設定

【事実】

窯業班の生産物については、市場価格及び過去3年間の原価等の実績を踏まえた価格決定を行っているが、手工芸班については、原価のみを基準に価格を設定している。学校の説明によれば、手工芸品については市場価格の幅が大きいため市場価格を参考にすることは困難とのことであった。

【規範】

特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要項4（2）において、「作業製品の販売価格等については、過去3年間の実績及び市場価格を元に学校評議員会等にて審議し、学校長が額を定める」と規定されている。

【指摘 飛騨吉城特別支援学校】

市場価格が参考に出来ないのであれば、過去の実績を参考にする必要性があり、実施要領に従い、過去の3年間の実績を参考にすべきである。

8 職員の管理

（1）安全衛生委員会

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによれば、平成 30 年度の安全衛生委員会は 12 回開催されている。しかし、議事録は、産業医と一緒に行った安全衛生委員会のみ作成し、その他は作成していない。

【規範】

労働者安全衛生規則第 23 条第 1 項は、事業者は委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとし、同第 23 条 4 項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 飛騨吉城特別支援学校】

安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催し、議事録を作成し保管すべきである。

第5章 教育委員会事務局等

第1 本章の概要

第3章、第4章で、県立高等学校63校及び県立特別支援学校21校（飛騨特別支援学校高山日赤分校を1校とする。）について、報告した。現地機関である学校の監査結果からは、学校のみならず、学校を支援する教育委員会事務局についても、課題があることが分かった。

そこで、教育委員会事務局についても、第5章において、報告する。

なお、文化伝承課などの関連する知事部局や岐阜県高等学校体育連盟などの関連団体についても、本章の中で、併せて、報告する。

第2 教育総務課

1 教育総務課の分掌事務

管理調整係	公印管理、予算経理、物品出納、庶務、秘書、教育調査・統計
職員係	事務局等職員の人事・給与、人事評価、定数、服務、栄典、表彰
政策企画係	教育委員会、教育ビジョン、行政改革、議会对応、公益法人、防災・危機管理、広報・広聴、報道機関との連絡調整
教育企画係	初等・中等教育に係る重点課題の総合調整、中高一貫教育、多文化共生、全国都道府県教育委員会連合会、県立高等学校の入学定員・学科改編、県立高等学校活性化、教育調査・統計

2 監査の重点及び監査手続

分掌事務のうち、主に、政策企画係、教育企画係に重点を置いて、監査を実施した。具体的には、「地域連携による活力ある高校づくり」事業や、学校運営協議会などに関することについて、平成31年4月12日に、ヒアリングを実施した。令和元年7月1日及び同月12日に、アンケート項目についてのヒアリングを、教育委員会事務局各課に対して行い、教育総務課の所管業務についても確認した。また、第3次岐阜県教育ビジョン（岐阜県教育振興基本計画 2019年度～2023年度）、事務事業の点検評価結果報告書「第2次岐阜県教育ビジョン」平成26～30年度の進捗報告など提出書面についての確認を行った。

3 学校評議員会

（1）ホームページへの公開

【事実関係】

学校評議員会の議事録について、ホームページに公開する年度の範囲について

て、学校ごとに差異がある。

【規範】

高等学校は、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする、とされている（学校教育法第 62 条、第 82 条、第 42 条、同施行規則第 104 条第 1 項、第 135 条、第 66 条）

【意見 教育総務課】

教育総務課は、学校評議員会の議事録のうち、最低限公開すべき年度の範囲を決めて、各学校に示すことが望ましい。

（２）議事録

【事実関係】

特別支援学校において、生産物の価格についての協議内容を掲載しているが、承認とだけ記載している学校がある一方、価格についての協議内容を丁寧に記載している学校もあった。

【規範】

教育委員会の「平成 30 年度特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要領」第 4 項（２）「製品の販売価格等については、過去 3 年間の実績及び市場価格を元に学校評議委員会等において審議し、学校長が額を定める。」

【意見 教育総務課 特別支援教育課】

教育総務課、特別支援教育課において、特別支援学校のうち、学校評議員会等の協議経過が分かる議事録を参考として、議事録の書式や例示を示すことが望ましい。

4 学校運営協議会

（１）ホームページへの公開

【事実関係】

学校運営協議会の議事録について、ホームページに公開する年度について、学校ごとに差異がある。

【規範】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6 第 4 項では、学校の運営に関する基本的な方針について学校運営協議会の承認を得ることを定め、同第 5 項は、学校運営協議会の協議の結果に関する情報を積極的に提供することを求めている。

【意見 教育総務課】

教育総務課は、学校運営協議会の議事録のうち、最低限公開すべき年度を決めて、各学校に示すことが望ましい。

（２）議事録

【事実関係】

毎年、第1回学校運営協議会においては、学校の運営に関する基本的な方針について承認を得ることとなっている。しかし、学校の運営に関する基本的な方針の承認について、議事録に記載されていない学校があった。

また、特別支援学校において、生産物の価格についての協議を掲載しているが、承認とだけ記載している学校がある一方、価格についての協議経過を丁寧に記載している学校もあった。

【規範】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第4項では、学校の運営に関する基本的な方針について学校運営協議会の承認を得ることを定め、同第5項は、学校運営協議会の協議の結果に関する情報を積極的に提供することが求められている。

教育委員会の「平成30年度特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要領」第4項(2)「製品の販売価格等については、過去3年間の実績及び市場価格を元に学校評議委員会等において審議し、学校長が額を定める。」

【意見 教育総務課 特別支援教育課】

学校評議員会から学校運営協議会に切り替わった学校では、学校評議員会の議事録の書式を用いているため、学校の運営に関する基本的な方針についての承認を議事録に記載していない学校があった。

また、特別支援学校においては、生産物の価格についての協議の公開について、各学校で差異が生じている。

教育総務課及び特別支援教育課は、学校運営協議会の議事録についての書式や例示を各学校に示すことが望ましい。

5 地域連携による活力ある高校づくり

【事実関係】

入学生徒の数が定員を割る高等学校だけでなく、定員の半数程度の入学生徒にとどまる高等学校が存在する。

教育総務課は、「地域連携による活力ある高校づくり」事業(1850万円)を実施し、高等学校と地元の市町や企業等とが一体となって、活力ある高校づくりと地域で中心となって活躍する人材育成を目指している。具体的には、各学校において、デュアルシステム(企業実習と教育・職業訓練を組み合わせた、実践的な教育・職業能力開発の仕組みのことを言い、専門高校等で実践されている。)による企業実習や、地元企業と市との連携により商品の製造から企画・販売まで行う実習、地元小中学校との協働によるボランティア活動を行っている。山県、揖斐、池田、不破、海津明誠、郡上北、関有知、八百津、東濃、瑞浪、土岐紅陵、恵那南、恵那農業、坂下、中津商業、中津川工業、高山工業、吉城、飛騨神岡の各高等学校が該当校である。

【規範】

地方自治法第2条第14項では、最少の経費で最大の効果を挙げることを規定し、同条第15項では、組織及び運営の合理化に努めることを規定する。

【意見 教育総務課】

「地域連携による活力ある高校づくり」事業の実施状況、各高等学校の入学生徒数、地元小中学校からの進学状況等を踏まえ、各高等学校の定員や、学科構成等のあり方について、検討することが望ましい。また、少子化の進行によるさらなる学校の小規模化に備え、地域や高等学校の特性、学びの機会の保障等に配慮しながらも、各高等学校の配置を含めた県立高等学校の在り方について、検討を始めることが望ましい。

6 障害者への合理的配慮

【参考報告 各高等学校、各特別支援学校、教育総務課】

障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律第7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）の第2項において、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と規定されている。限られた教育予算の中、工夫している事例もあり、参考報告とする。

- 1 肢体不自由の生徒のために、当該生徒の学年の教室配置を、1階に変更した。
- 2 下肢の障がいにより移動が困難な生徒のために、校内各所に手摺を設置した。
- 3 発達障がいのある生徒が調理実習等の危険を伴う作業をする時は、支援員を配置している。
- 4 ディスレクシア（読み書き間違い）の生徒に、タブレット端末での写真撮影による授業の記録を許可している
- 5 弱視の生徒のために、授業プリントをA3に拡大印刷して配布し、座席も教室の最前列としている。
- 6 車いすを使用している生徒のために、校内での段差を無くし、階段移動用にスカラモビル（階段昇降機）を設置した。
- 7 補聴器に雑音が入らないよう、教室床には絨毯を敷いた。
- 8 車いすを使用している生徒のため、エレベーターの使用許可や、緊急時の避難誘導体制を整えている。
- 9 色覚多様性のある生徒のために、板書時の色の使い方やスライドでの蛍光色の使用について気をつけている。
- 10 校舎内の動線を見直し、介助者も一緒に通ることができるように、廊下幅を2.

2メートルから3メートルに広げた。
11 視覚障がい者のため、教室前にランドマークを設け、校舎のレイアウトを分かりやすくした。
また、全体的に、明るくなるよう光を多く取り入れている。
12 肢体不自由の生徒の着替えやトイレの介助のために、支援員を配置している。

第3 教育管理課

1 教育管理課の分掌事務

管理調整係	予算経理、物品出納、庶務
文書法規係	情報公開・個人情報保護、公文書管理、教育法令の解釈及び教育委員会会規則の制定改廃に関する助言、訴訟等に関する指導・助言
管理指導係	教職員の処分、ハラスメント等の事案調査、教職員の勤務環境の改革、公益通報、学校法律相談

2 監査の重点及び監査手続

分掌事務のうち、文書法規係及び管理指導係の監査を実施した。具体的には、個人情報保護、公文書管理、教職員の処分、教職員の勤務環境の改革に関するについて、平成31年4月25日、令和元年7月17日、令和2年1月23日に、教育管理課に対して、ヒアリングを実施した。また、「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト」（平成29年2月改訂版 岐阜県教育委員会）、「体罰に関する実態把握調査の結果」（平成30年11月28日）、「教職員の働き方改革プラン2019」、郡上特別支援学校講師自死事案に係る調査報告書（概要版）、「郡上特別支援学校講師自死事案に係る処分と再発防止に向けた取組み」、「県立学校における分掌表及び職員調書の提出について」（平成30年4月20日）などの資料について、確認を行った。労務管理に関する論点については、「第5 教職員課」において、述べる。

3 学校内規

【事実関係】

各学校において、職員必携等の学校内規があるが、各学校により、薬品管理規程、図書館規程、私費会計の規程などが含まれていないものもあった。また、防犯カメラに関して、学校によっては、防犯カメラの運用に関する規程がある学校とない学校があった。薬品管理規程や防犯カメラの運用規程についても、学校によって規程の内容が異なっていた。同じ規程について、各学校によって内容が異なることについて合理性があるかは疑問である。

なお、本監査においては、各学校から、職員必携等の内規集を集め、横断的な

視点で内容を確認した。

【規範】

地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、同条第15項では、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努める（*以下略）」と規定されている。

また、地方自治法第10条第2項では、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と規定されている。

【意見 教育管理課】

各学校で定める内規については、各学校長の指揮監督のもと、校内の検討組織（内規検討委員会など）で、適切に改廃などがなされるよう助言することが望ましい。

加えて、各学校で共通的に行っている事務に関する規程などについては、教育委員会事務局の各所管課で点検・精査・共有できるよう、教育管理課において定期的に各学校の内規集を収集・保管することが望ましい。

4 公文書管理

（1）公文書の作成

【事実関係】

飛騨吉城特別支援学校の和太鼓の事例のように、一部の学校において、物品の使用貸借契約に関する契約書などの文書を作成しない事例が散見された。また、安全衛生委員会の議事録や衛生管理者の巡視・指導の記録がない事例など、記録を作成しない事例が散見された。

教育管理課においては、年間20件程度、文書管理・個人情報管理の巡視指導をしている。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条では、「事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。」と定め、同規程第3条の2では、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と定められている。

【指摘 教育管理課】

文書管理・個人情報管理の巡視指導やその研修において、文書による事務処理の原則、文書作成の原則についての指導についても、チェックリストを用いるなどして、徹底すべきである。

（２）公文書の保存期間

【事実関係】

文書の保存期間の起算点を、契約締結日や契約書作成日と捉えている学校があった。例えば、加納高等学校では、使用貸借契約が継続しているにもかかわらず、使用貸借契約書を破棄してしまった事案があった。

教育管理課においては、年間 20 件程度、文書管理・個人情報管理の巡視指導をしている。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 42 条では、「完結文書の整理、保管、保存及び廃棄は、岐阜県公文書規程に定める完結文書の整理、保管、保存及び廃棄の例による。」とされ、岐阜県公文書規程第 68 条第 1 項では、公文書の区分ごとの保存期間が定められており、同条第 4 項では「完結文書の保存期間は、第一項第七号に定めるもの及び法務・情報公開課長が別に定めるものを除き、事案の処理が完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算する。（＊以下略）」と定められている。

また、同規程第 68 条第 5 項では、「前項の規定にかかわらず、常用文書（注：例規文書、原簿、台帳等で常用に供するものをいう。岐阜県公文書規程第 35 条第 4 項）の保存期間は、当該文書を常用に供する必要がなくなった日の属する年度の翌年度の初日から起算する。」と定められている。

なお、同規程第 73 条第 1 項では、「主務課長（注：学校においては、それぞれの事務を分掌する責任者）は、保存期間が満了する文書について、その保存期間を延長する必要があるかどうかを調査し、延長が必要であると認めるときは、法務・情報公開課長が定める日までに文書取扱責任者（注：学校においては、教頭及び事務部長又は事務長）に協議しなければならない。」とされ、同条第 2 項では「文書取扱責任者は、前項の協議があつたときは、速やかにこれを調査し、保存期間の延長を適当と認めるときは、当該保存文書の延長の期間その他必要な事項を文書管理システムに登録することにより当該文書の保存期間を延長することができる。（＊以下略）」と定められている。

【指摘 教育管理課】

文書管理・個人情報管理の巡視指導やその研修において、保存期間の起算点の考え方をはじめ、文書保存の原則についての指導を再徹底すべきである。

5 個人情報の管理

【事実関係】

一部の学校において、文書管理諸帳簿（各学校で名称が異なる）により、教員が採点のために答案の持ち帰りをしているが、答案の持ち帰り後の管理職による確認が不十分な学校が散見された。海津明誠高等学校においては、常勤講師の答案持ち帰りについて、管理職が確認をしていなかったこともあり、点数の操作

をするという不適切な事案が平成 30 年度に発生し、県教育委員会では懲戒処分を行っている。

【規範】

「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト（平成 29 年 2 月改訂版）」2 頁において、「個人情報をやむを得ず校外に持ち出す場合には、必ず職員がその都度、文書管理諸帳簿（固有）に記入し、個人情報管理者（学校長）の許可を得て、目的地まで常に携行し、直行するよう指導を徹底すること。」と定められている。

また、「岐阜県個人情報取扱マニュアル（平成 20 年 3 月 31 日制定）」の「第 5 適正管理（条例第 9 条）」の「（6）外部持ち出し」では、「事務上やむを得ず、個人情報を外部へ持ち出す場合は、管理者の指示に従う。持ち出した個人情報の管理には細心の注意を払う。」とされ、【外部へ持ち出す際の手続き（例）】とその持ち出しの記録の参考様式が提示され、管理者等の確認欄が設けられている。

【指摘 教育管理課】

海津明誠高等学校の事案についても、少なくとも、管理職が確認を行っていれば、点数の操作に対する抑止効果が得られたはずである。

文書管理諸帳簿のひな型を示し、個人情報記載文書の持ち出し及び返還について、管理者等による確認を徹底すべきである。

6 学校法律相談

【事実関係】

東濃実業高等学校において、箏曲部が楽譜をコピーして使用していたことについて、著作権侵害であるとして、著作権管理団体等から楽譜購入代金、編曲許諾料、商標権使用料等を請求された事案があった。しかし、著作権及び商標権の使用対価を支払うことの妥当性、消滅時効の主張可能性を検討することなく、また、示談書等を取り交わすこともなく、請求された金額を支払っていた。一方、教育管理課では、県立学校弁護士活用事業を実施しており、県立学校における生徒を取り巻く様々な事案に迅速かつ適切に対応するため、当該事案に含まれる法律上の問題の所在や論点の整理などについて、弁護士に相談を行い、その助言を受けることができる。

【規範】

地方自治法第 2 条第 14 項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、同条第 15 項では、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努める（*以下略）」と規定されている。

【指摘 教育管理課】

東濃実業高等学校は、著作権法の所管課である文化伝承課と相談をしながら事案対応を行っていたが、結果として、弁護士等の専門家に相談を行わないまま、

著作権団体から請求された金額について、示談書を作成することなく、学校と協議をしたPTA及び同窓会が支払っている。相談しても、支払う金額は同額だった可能性はあるが、法的な助言等を得ないまま支払ったのは、問題である。

教育管理課において、県立学校弁護士活用事業を各学校に再度案内し、法律相談を受けることができることを周知徹底すべきである。

第4 教育財務課

1 教育財務課の分掌事務

管理経理係	物品出納、庶務、国費会計事務、県立学校の予算・決算経理、授業料、修学奨励事業
助成係	市町村立学校施設の施設整備費国庫負担（補助）事業等
施設係	県立学校の施設整備、営繕、公有財産管理
技術係	学校施設の建設指導、技術指導、保全管理等
情報基盤管理係	学校間総合ネットの管理運用、県立学校情報基盤整備、情報セキュリティ

2 監査の重点及び監査手続

分掌事務のうち、管理経理係、施設係、技術係、情報基盤管理係と、全般的に、監査を実施した。具体的には、情報セキュリティ、物品管理、施設管理、契約関係、授業料等の債権管理、生産物収入に関することについて、平成31年4月18日、令和元年7月17日、令和元年12月5日、同月9日、同月10日、令和2年1月23日、同月27日に、同年2月14日、同月17日、同月20日、教育財務課に対して、ヒアリングを実施した。また、教育財務課と関連する担当課として、情報セキュリティの点について、令和元年12月5日、情報企画課に対して、ヒアリングを実施した。施設の点について、令和元年12月10日に公共建築課に対して、令和2年1月27日に管財課に対して、ヒアリングを実施した。授業料や奨学金償還金などの債権管理について、令和元年12月9日、同月10日に、出納管理課、財政課、法務・情報公開課に対して、ヒアリングを実施した。物品管理の点について、令和元年12月10日、令和2年1月27日に、出納管理課に対して、ヒアリングを実施した。

資料としては、「岐阜県教育」、「県政の概要」、定期監査資料、「平成31年度学校管理運営費（年度当初分）の令達について」、「学校預り金（現金）の適正な管理について（通知）」、「岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領」、「自動販売機の設置に係る公募要領」、「公費・私費負担区分等ガイドライン」、「随意契約事務処理要領」、「授業料等徴収事務等の取扱要綱」、「貸付金管理ガイドライン」、「貸付金等に係る収入未済金の処理方法について」（S58.12.1 管理課）

(岐阜県会計規則第 142 条の 8 が制定された経緯が分かる資料)、岐阜県選奨生奨学金等債権回収業務仕様書、情報セキュリティチェックシート、「情報セキュリティ監査の実施結果について(通知)」、公共建築課に依頼される営繕工事の取扱要綱、「工作物の管理方法等について」、「岐阜県太陽光発電事業(屋根貸し)協定書」、「恵那地区高等学校校長住宅の新築について」(昭和 57 年 5 月 7 日福利厚生課長)、「令和元年度物品の現物実査の実施について」、「適正な物品管理のための取組みに係る参考事例について」、「軽飛行機 F A - 200」についての岐阜県と各務原市の譲渡契約書(平成 31 年 3 月 1 日)、予算要求資料(事業名 学校農場基盤整備費)、令和元年度特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要領などの提出資料について、確認を行った。

3 情報セキュリティ

(1) 情報セキュリティ体制の概要

ア 情報セキュリティチェックシート

2 ヶ月に 1 回、情報セキュリティチェックシートという情報セキュリティについての問題 5 問を、教員及び事務職員に回答させている。教員は、県立学校グループウェアのアンケート機能で回答するか、書面で回答している。事務職員は、R E N T A I (岐阜県行政情報ネットワーク。県庁等県の機関を結ぶネットワークであり、財務会計システム等の各種業務系システムや電子メール、インターネット等が利用でき、組織及び県職員間の情報共有等に利用されている。)により、行政事務用ネットワークを利用して、e-learning システムにて回答している。80 パーセント以上(5 問中 4 問以上)の正解率でなければ合格とはならず、合格するまで、再回答することとなる。取扱管理者(教頭)は、セキュリティチェックシートの回答状況について確認し、セキュリティ責任者(校長)に報告する。

イ 書面監査(アンケート方式)

書面調査票(アンケート方式)により、各システムにおける基本的なセキュリティ対策状況等及び各所属における情報セキュリティポリシーの遵守状況を確認する。監査の結果、不適合が顕著な所属は、翌年度実地監査の対象とされている。

ウ 実地監査(ヒアリング方式)

監査班(内部監査員)が被監査所属に赴き、ヒアリング方式により、調書に基づく原課回答の説明、記録類や規程類の確認、システムや帳票の保管状況の確認等を行い、当該システムに係るセキュリティ対策の実施状況、個人情報及び特定個人情報保有するシステムに係るセキュリティ対策の実施状況を確認する。また、様式類の確認、セキュリティチェックの回答状況の確認等を行い、各所属における情報セキュリティポリシーの遵守状況を確認する。

監査対象基準は、①前年度に、情報セキュリティ事故、ポリシー違反が発生(判明)した所属、②前年度、監査委員事務局の定期監査で、情報セキュリティに関

する「指摘」を受けた所属、③岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づく例外措置を多く申請している所属、④その他、特に必要性が認められる場合（書面監査の結果、不適合が顕著な所属など）とされている。

平成 30 年度において、情報企画課は、13 所属を訪問して、実地監査を行った。学校の中では、揖斐高等学校、岐阜各務野高等学校、中津高等学校が、実地監査の対象であり、教育財務課が同行し、情報企画課が、実地監査を行った。監査報告書が通知されると、2 週間以内に、是正処置回答報告書が提出される。

（２）情報セキュリティチェックシートの運用

【事実関係】

80 パーセント以上の正解率となるまで、再回答が必要であるが、再回答しないままとなっていた学校があった。また、セキュリティチェックシートを回答しなかった職員が回答しないままの学校も散見された。

【規範】

監査対象基準は、①前年度に、情報セキュリティ事故、ポリシー違反が発生（判明）した所属、②前年度、監査委員事務局の定期監査で、情報セキュリティに関する「指摘」を受けた所属、③岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づく例外措置を多く申請している所属、④その他、特に必要性が認められる場合（書面監査の結果、不適合が顕著な所属など）とされている。

【指摘 情報企画課、教育財務課】

情報企画課、教育財務課においても、セキュリティチェックシートの回答状況を確認し、回答させるべきである。

また、回答していない教職員、正解率が 80 パーセントを切って不合格となっている状態が解消されない教職員が所属している学校については、④その他、特に必要性が認められる場合として、実地監査の対象とすべきである。

（３）外部記録媒体の使用期間

【事実関係】

USB メモリなど外部記録媒体については、使用の都度、使用の許可と返却の確認を取扱管理者から受けることとしているが、例外的に、修学旅行など一定期間、外部記録媒体を使用しなければならない時がある。かかる場合、要領等に上限を定めていないことから、半年間の使用であっても、明確に禁止する規定はない。なお、情報セキュリティ監査（所属監査・書面）調査票においては、「適切な使用期間の設定」（外部記録媒体）として、「外部記録媒体の使用の際、「使用記録簿」（様式 2）の「使用期間」に関し、1 ヶ月を超える期間設定が無い（長期使用の場合、1 ヶ月単位で許可しているか。）。また、許可された使用期間を超えて利用させていないか。」と外部記録媒体に関する項目で記載している。

例外的に、長期使用をする場合の上限が明示されていないこともあり、半年以

上、1ヶ月以上継続している事例も見受けられた。

【意見 情報企画課】

例外的に、長期使用する場合も、要領等に、1ヶ月が上限であることを明示することが望ましい。

(4) CMSキャビネットのサンプルチェック

【事実関係】

CMSキャビネット（ファイルを県立学校及び県教育委員会事務局の教職員ごとに用意されたキャビネットへ、一時的に保存し管理するもので、「学校間総合ネット」及び「インターネット」に接続しているコンピューターのWebブラウザ上で利用できる。）の利用上の注意規定は存在するが、規定どおり運用されているかをチェックする規定は存在しない。校長等の管理者が各教員の利用状況を見るには、各教員のIDとパスワードを知る必要があるが、現時点では把握できない。他方、教育財務課は全ての教員の利用状況を確認することができるが、学校数が多いためか、確認することができていない。

【規範】

コンテンツ管理システム（CMS）キャビネット利用要領 4 使用上の注意によれば、以下のとおり記載されている。

「・重要性分類Ⅲ以上の情報資産は保存してはならない。

① 重要性分類Ⅰ

個人情報及びセキュリティの侵害が、職員及び児童生徒の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響を及ぼす情報

② 重要性分類Ⅱ

セキュリティの侵害が、教育活動に重大な影響を及ぼす情報

③ 重要性分類Ⅲ

セキュリティの侵害が、教育活動に軽微な影響を及ぼす情報

④ 重要性分類Ⅳ

教育活動にほとんど影響を及ぼさない情報」

学校間総合ネット利用規定第4条「利用対象機関が別表3に示す禁止行為を行った場合には、岐阜県教育委員会は「学校間総合ネット」の利用を停止することができる。」

「別表3 「学校間総合ネット」で利用を禁止する行為」として、「岐阜県情報セキュリティポリシー、学校間総合ネット情報セキュリティポリシーに違反する行為」、「著作権、個人情報保護条例等、法令に違反する行為」などが記載されている。

【指摘 教育財務課】

重要性分類Ⅲ以上の個人情報等がCMSキャビネットに保存されていないか

を確認し、牽制機能を果たすためにも、教育財務課において、サンプルチェックをすべきである。

(5) 非常勤職員に対する情報研修

【事実関係】

各学校において、情報セキュリティに関する研修を職員会議等で行っているところ、非常勤職員は、職員会議に出席しない。非常勤職員に対する情報研修としては、研修資料を配布するくらいで、研修は実施されていない。

令和元年度においても、生徒が自習をしている教室において、パソコンに接続したプロジェクターを通じて生徒の採点結果を、教室のホワイトボードに投影してしまうなど、非常勤講師による情報管理の不適切な事例が、あった。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策 (4) 情報セキュリティに関する研修 ①情報セキュリティ研修」において、「ア 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティを確保するため、職員等に対して情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ対策についての必要な研修を行わなければならない」、「エ 研修は、それぞれの役割、情報セキュリティに関する理解度等に応じたものにしなければならない」とされている。

【指摘 教育財務課、教育管理課】

非常勤職員であっても、生徒等の個人情報扱うことに変わりはないことから、情報セキュリティに関する研修を、学校で行うよう指導すべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 事前決裁書

【事実確認】

アンケート及びヒアリングより、複数の学校において、事前決裁書を作成することなく、物品を発注している事例が散見された。事前決裁書を作成する前に発注していると回答している学校に対するヒアリングでは、事前決裁書の日付と見積書、請求書、納品書の日付を同一日にしてしまえば、書類上は、整うという話があった。

上記学校の回答にあるとおり、事前決裁書等の各書類の存在は確認され、見積書等が確認されてはいたが、事前決裁書から支出金調書までの一連の書類が同一日時で作成されている取引が各学校において散見された。そのような同一日時で作成されている契約のほとんどが、少額の物品購入であり、学校の授業等で早急に必要となった物品を購入しているものであった。

学校の説明によれば、急遽購入が必要となったことから事前決裁書等の作成を急遽行ったと説明する学校もあったが、同一日時の書類のものについては、先に物品を購入した後に、事前決裁書等を整えたとする学校もあった。

【規範】

岐阜県会計規則第9条は、「収支等命令者は、支出負担行為をしようとするときは、その目的、予定金額、時期その他必要な事項を明らかにした書類（以下「事前決裁書」という。）によりこれを決定しなければならない。」と定める。

地方自治法第149条第5号において、会計を監督することを定め、会計規則第191条から第201条において、出納管理課による実地検査等を定めている。

【指摘 出納管理課 教育財務課】

このような支出は、学校が多数の物品を日々扱い、授業等を円滑に行うためにはある程度やむを得ないとの主張もあるかもしれない。しかし、仮に、書類のみが整っていたとしても、実際の書類の作成が後に行われているのであれば、適切な支出負担を行うために定められた規則が意味を失うことになる。

出納管理課及び教育財務課において、本当に、事前決裁書の作成後に、発注がなされているのか、出納監査において、確認や指導を徹底すべきである。

（２）ルールの策定及び年間計画の策定

【事実経過】

各学校において、物品の調達にかかるルール作りや年間計画表の作成がなされている学校は少なく、従来と同様の物品購入を続けている学校が多く散見された。

【規範】

平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」では、「学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要であること」「年間計画表を作成し事前に配布することも有効」とされている。

【指摘 教育財務課】

年間計画の策定は、毎年の授業内容からある程度の計画が立てやすいことを考えれば不可能ではなく、また、計画を立てることで物品の急な購入の場面が減り、前記（１）のような事前決裁書が後に作られるような事態を防ぐことが可能となる。本監査においても、事前決裁書の作成が遅れて行われるなどの不適正案件が確認されたことから各学校において物品購入の計画のあり方等を再度検討する必要がある。その際、事前決裁書から支出金調書までの一連の書面が同一日時で行われている取引が存在する学校においては、そのような取引が何故行われたのか、どのように計画を立てればそのような事態を防ぐことが出来たかを検討することが必要である。

上記規範にある通知から5年以上経過していることを考えると、教育財務課は、各学校に対して、物品調達にかかるルール作りを行わせて、教育財務課に提出させるべきである。

また、毎年、年間計画表を、教育財務課に提出させるべきである。

(3) 図書

【事実関係①】

P T A会費での購入図書について、寄附採納手続きをしていない。学校によっては、P T Aから借りているとの認識を示す学校も散見された。また、本監査の途中で、「令和元年度包括外部監査アンケート調査への参考事項について」（令和元年8月6日付教育財務課長）からの書面において、「寄附採納以外（P T A管理図書の場合）には、場所（棚部分）の目的外使用許可が必要」と記載されていたためか、吉城高等学校が、目的外使用許可をしていた。ほとんどの学校では、図書を廃棄するための決裁書面に、P T A会長の承諾印はない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 教育財務課、学校支援課、特別支援教育課】

P T A会計による図書の購入である点と同じであるにもかかわらず、学校によって、取扱が異なることは、不合理である。廃棄の際にP T A会長等の承諾印を得ていないことを考慮すると、当事者の意思としては、寄附をしたと考えるのが合理的である。③維持費の見込額も検討した上で、寄附採納手続きをするよう指導すべきである。

【事実関係②】

アンケート及びヒアリングから、除籍決定された図書について、古紙回収業者への売却により雑入を得ている学校がある一方、業者に無料で引きとってもらっている学校も存在する。

【規範】

岐阜県会計規則第99条第1項は、「収支等命令者は、供用の必要がない物品（略）で、管理替えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」とし、同条第2項は、「収支命令者等は、前項の規定により不用の決定をした物品で、売り払うことが不利又は不適當であると認めるもの及び売り払うことができないものは、解体又は廃棄することができる。」としている。同条第3項は、「岐阜県財産条例（昭和39年岐阜県条例第3号）第6条の規定により物品を無償譲渡しようとするときは、不用の決定をするものとする。」と規定して

いる。

岐阜県財産条例第6条には、物品の無償譲渡又は減額譲渡に関する規定があり、「物品は、次の各号の一に該当するときは、無償又は時価より低い価格で譲渡することができる。 1 公益上の必要に基づき、物品を譲渡するとき。 2 公用又は公共用に供するため寄付を受けた物品または工作物の用途を廃止した場合において、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄付者又はその相続人その他の包括承継者に譲渡するとき。」とある。

【指摘 教育財務課、学校支援課】

学校によっては、図書の廃棄をする際、業者に無料で引き取りを依頼しているところ、業者が無料で引き取る理由は、業者にとって何かしらの利益があると考えるのが普通である。そうすると、無償引き取りを依頼している学校は、業者に対して、図書を無償で譲渡していると考えることができるが、当該無償譲渡が岐阜県財産条例第6条に規定する「公益上の必要に基づき、物品を譲渡するとき。」に該当するとは考えにくい。

図書を売り払うことができるのであれば、岐阜県会計規則第99条第1項に基づき売り払いの手続をとるべきであるし、図書を売払うことができない場合には、岐阜県会計規則第99条第2項に基づき廃棄するよう指導すべきである。

(4) 借入物品の使用貸借及び借入物品の登録

【事実関係】

P T A等から防犯カメラなどの借入物品があるものの使用貸借契約等を締結していない事案が散見された。また、借入物品として、物品登録していない事案が散見された。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借り入れの手続をしなければならない。」

同第88条の2第1項「収支等命令者は、備品及び動物について物品一覧表及び物品出納一覧表を、出納員は、消耗品について消耗品出納簿をそれぞれ備え、物品の出納を行ったときは、所定の事項を記載しなければならない。」

【指摘 教育財務課】

借入物品について、使用貸借契約を締結し、物品一覧表に記載するよう指導すべきである。

(5) 故意・重過失による賠償責任

【事実関係】

学校の物品を毀損する場合の典型例は、飲み物を使用するパソコンにこぼすことによりパソコンを毀損する場合や、ノートパソコンの画面を閉じる際に間

にクリップ等の文房具を挟み込むことによる毀損などが典型例であり、定期監査においても報告されているとおり、これまでも度々そのような毀損が生じている。監査人からは、パソコンにカバーをかけることを提案したが、予算措置が難しいとのことであった。また、研修が毎年行われており、各学校の職員会議でも注意されているが、パソコンを毀損する事例は、平成 30 年度も、13 件、発生している。

【規範】

地方自治法第 243 条の 2「占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。」

「重大な過失」とは、「はなはだしく注意義務を欠くことをいい、わずかな注意さえすれば結果を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができるにもかかわらず、これを怠った状態を指すとされている（最高裁判所平成 20 年 11 月 27 日判決参照）。

【指摘 教育財務課】

多くの場合、故意による亡失や毀損と考えられる場面は少ない。しかし、パソコン等の物品は非常に高価であるだけで無く、毀損によって発生する損害は大きく、その原因もある程度予想がしやすい状況となっている。また、現在、学校においてはパソコンをはじめとする IT 機器の導入が進んでおり、これらの保管管理が重要となっている状況にある。このような状況下において、毀損や亡失を、重過失ではないと判断すると、安易な管理による毀損を助長する結果となりかねない。

特に、同様の行為であっても、初めての毀損の場合と、同一の態様による二度目の毀損等の場合においては、注意義務違反の程度は異なると思われ、二度目の場合、著しく重過失との認定もやむを得ないものとする。

したがって、挟み込みの事案や飲み物をこぼす事案など同様の行為を繰り返す場合について、少なくとも、2 回目の毀損等については、重大な過失と判断される可能性が極めて高いことを周知し、損害賠償請求を行うべきである。

（6）物品の現物実査

ア 現物実査の方法

【事実関係】

平成 30 年度の物品の総点検の結果、各学校において、物品一覧表等の記録内容の修正漏れが多数確認されている。ヒアリングによれば、大量の不突合が生じたのは、児童・生徒の教室移動に伴う供用先・所在場所の記録内容の修正や、平成 30 年度に重点的に実施された物品総点検により、供用先・所在場所を厳密に

調査した結果との説明をしている学校もあった。しかし、平成 29 年度以前は物品一覧表等の記載内容の修正漏れを理由とする不突合は 0 件であったことからすると、従来の現物実査が適切に行われていなかったと考えざるを得ない。具体的には、①多忙のため、現物実査をしていないにも関わらず、確認したと報告していると推認される事例や、②物品一覧表に記載されているものがあるかどうかを確認するだけで、現場にある物品が物品一覧表に載っているかどうかを確認していない事例が散見される。

【規範】

現物実査について、岐阜県会計規則第 92 条の 3 は、管理する物品（消耗品を除く）を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならないとしている。また、「物品の現物実査実施要領」において、①現物と物品帳簿の整合性の確認（物品帳簿に記録されている物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されていること）、②利用状況の確認、③維持管理状況の確認をすることとされている。

【指摘 出納管理課、教育財務課】

現物実査の要領に基づき、現物と物品帳簿の整合性の確認について、物品帳簿に記録されている物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されてかを確認することについて、各学校に指導すべきである。

イ 現物実査における確認記録の書式

【事実関係②】

出納管理課が通知する「物品の現物実査実施要領」の第 7（１）①において、「実査担当者は、現物実査を実施する年度（現物実査の特例による場合は各年度）の 5 月末現在の物品一覧表を使用し、物品帳簿に記録されている物品について、供用主任者（供用主任者により難い場合は現場補助者）とともに、当該物品の存在、利用状況を調査し、現物があることを目視により確認します。」とされている。

しかし、現物実査の際に使用する「現物実査実施計画書」や物品一覧表では、実施予定日、実査担当者、現場補助者を記載することになっているが、現物確認者の氏名及び現物確認の日付を、記録する書式とはなっていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【意見 出納管理課】

実査担当者と、供用主任者又は現場補助者が、現物確認を行うことを確実にするため、現物確認者の氏名及び現物確認の日付を、物品一覧表及び現物実査結果

報告書に記録することが必要となる。

この点、出納管理課の定める「物品の現物実査実施要領」においては、「現物実査実施計画書」にて実施予定日、実査担当者、現場補助者を記載することになっているが、現物確認者の氏名及び現物確認の日付を、記録する書式とはなっていない。

現物確認の日付と、現物確認者2名以上の署名欄を設けることが望ましい。参考報告に掲載した各務原西高等学校の運用や中津川工業高等学校の書式が参考となる。

5 施設

(1) 学校用地上の物置、コンテナ、雨天練習場

ア 学校用地が県の所有地である場合

【事実関係】

各学校において、学校が所有する学校用地上に、学校要覧や定期監査資料に記載のない物置、コンテナ、雨天練習場などが複数設置されていた。育友会や野球部等の部活動の保護者会が設置したものもあったが、学校によっては、誰が所有者か確認できないものもあった。これらの物品等について、使用貸借契約を交わしていないし、物置等の敷地について、行政財産の目的外使用許可の手続はなされていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第13条「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地が本来想定されている使用目的の範囲を超える場合、すなわち、本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘① 教育財務課】

所有者が不明な物置等の所有者を確認した上で、学校が借りている物でなければ、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可をするかどうかの判断をするよう、学校に対して、指導すべきである。

なお、第2章で述べたように、各学校に対するヒアリングでは、物置等を置かせてあげているという認識を述べており、学校が借りているという回答は、ほとんどなかった。また、郡上高等学校や高山工業高等学校では、野球部保護者会等が敷地を使っているという認識で、目的外使用許可の手続をとっていた。現時点においては、現場の感覚としても、目的外使用許可の方が、使用貸借契約よりも、合致しているのではないかと思われる（エアコンの議論のように、時代によって

変わる可能性もある。))。

【指摘② 教育財務課】

仮に所有者が不明の物置等がある場合、できる限り、所有者等を調査した上で、それでもなお不明なときは、物置等の所有権が放棄されているとして、無主物先占（民法第 239 条第 1 項）の手続を執ることも検討すべきである。

イ 学校用地が借地である場合

【事実関係】

大垣工業高等学校など、学校が賃貸借契約ないし使用貸借契約により借りている学校用地上に、学校要覧や定期監査資料に記載のない物置、コンテナ、雨天練習場などが複数設置されていた。育友会や野球部等の部活動の保護者会が設置したものもあったが、学校によっては、誰が所有者か確認できないものもあった。また、グラウンドなどには部活の利用する倉庫が設置されている。これらの備品等について、使用貸借契約を交わしていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 27 条の 2「借受財産の取扱いについては、公有財産の取扱いの例による。」

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来想定されている使用目的の範囲を超える場合、すなわち、本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

民法第 594 条第 2 項「借主は、貸主の承諾を得なければ、第三者に借用物の使用又は収益をさせることができない。」

民法第 612 条第 1 項「賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸することができない。」

【指摘 教育財務課】

所有者が不明な物置等の所有者を確認した上で、学校が借りている物でなければ、土地の貸主の承諾を得た上で、転貸をするかどうかの判断をすべきである。

なお、この点に関して、各学校に対するヒアリングでは、物置等を置かせてあげているという認識を述べており、学校が使用しているという回答は、ほとんどなかった。現時点においては、現場の感覚としても、土地の転貸借契約の方が、物置等の使用貸借契約よりも、合致しているのではないかと思われる（先述のエアコンの議論のように、時代によって変わる可能性もある。))。

ウ 物置等の固定

【事実関係】

各学校のグラウンド等に設置されている物置等については、敷地と固定され

ていない物がほとんどであった。

【規範】

建築基準法第2条1号において、建築物とは「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）」と定義されており、コンテナについても、建築物として取り扱われることが国土交通省の通達によっても示されている（国住指第2174号、平成16年12月6日）。

建築物は、安全な構造のものとして、法令の定める基準に適合するものでなければならない（同法20条）。

なお、土地に自立して設置する小規模な倉庫（物置等を含む。）のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについては、建築基準法第2条第1号に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないもとするとの通達もだされている（国住指第4544号、平成27年2月27日）。

【指摘 教育財務課】

10 m²以下の物置等であったとしても、建築基準法上、届出は不要であるが、固定することが必要である。

非常災害時に、一時的に、グラウンドに避難する時などに、固定されていないことから、倒壊して、児童生徒に怪我を負わせる危険性がある。

児童生徒の安全確保のため、地域住民よりもはるかに高いレベルの防災知識や経験が求められると指摘する仙台高裁平成30年4月26日判決をはじめとして、学校には、高度の注意義務を求められていることから、各学校の物置の状態を確認した上で、固定するよう指導すべきである。

（2）工作物台帳

【事実関係】

県費で設置されたと思われるが、公有財産台帳等に登録されていないことから、県所有と確認できない夜間照明、防球ネットなどがあった。

「工作物の管理方法等について」（平成16年10月経営管理部管財課）によると、工作物については、平成16年10月以前は、現場においての現物のみの管理であったが、今後の管理の方法等として、工作物台帳等により管理するべきものとした。

しかし、管理の範囲は、「当該施設を構成する上で重要な工作物であり、かつ、耐用年数及び設置期間が比較的長期間であるもの（別表に掲げるもの）」とあり、「リスト」において、夜間照明や防球ネットは、掲げられていない。夜間照明や防球ネットは、管理するとなると非常に煩雑になると考えられていたため、管理の範囲から外されていたようである。

【規範】

岐阜県公有財産規則第26条第1項「部局長は、その所管する公有財産につい

て法第 238 条の規定による公有財産の分類表及び種類に従い、財産台帳（別記第 6 号様式）を備えなければならない。」

【指摘 管財課、教育財務課】

夜間照明や防球ネットについても、工作物台帳に登録するよう、ルールを改定し、指導すべきである。

（３）マイクロバス

【事実関係】

部活動で利用されているマイクロバスが、学校用地内に複数駐車されている。同バスの駐車場の利用に関わる目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来想定されている使用目的の範囲外となる場合、すなわち、本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 教育財務課】

各学校において、野球部保護者会など特定の団体が管理するマイクロバスなどについて、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断するよう、指導すべきである。

（４）教職員の駐車場

【事実関係①】

岐阜県では、教職員を含めて、職員が、学校等の勤務先に駐車することについて、目的外使用許可の手続をとっていないし、使用料も求められていない。岐阜県としては、教職員を含めた職員の通勤自動車の駐車については、行政財産の目的内と判断している。

島根県も、ホームページ上では、「公用車の配置が非常に少ないため様々な校務において、自家用自動車を校務に使わざるをえない状況が多い、という実態が把握できましたので、徴収しないこととしました」と述べている。

他方、名古屋地方裁判所平成 18 年 10 月 11 日判決では、江南市の事例において、「小学校校地は、住民の公教育に供するための行政財産であって、公教育それ自体及び公教育を行う上で当然に必要とされることがらのために用いることを本来の目的とする公共用財産であると解されるところ、教職員が小学校校地に通勤用自動車を駐車することは、公教育を担当する教職員の利便に関わるもので、公教育を行うことに関連するものではあるが、公教育を行う上で当然に必要とされるものとまでは認められず、したがって、小学校校地を教職員の通勤用自動車の駐車場として使用することは、行政財産としての小学校校地本来の目

的に含まれているものとはいえない。」と判示されている。

また、平成 21 年 8 月 13 日、神戸市の住民監査請求に対する監査結果において、「校地内駐車の前提となるのが自動車通勤であるが、自動車通勤は届出制である。校地内駐車についても、特にあらためてその必要性を問うことなく、校地内のスペースと安全上の問題がなければ、校地内駐車を認めている。仮に自動車通勤の必要があっても校地内に駐車する必要があるとは限らない。現状では、教職員に対して必要性を確認して校地内への駐車を承認するということにはなっていない。校地内駐車の必要性を確認しなければ、その駐車による校地使用が学校教育の目的のためかどうか判断をすることはできない。教職員の通勤用自動車の駐車であれば全て教育目的のためであるとは言い切れない」と判断されている。

【事実関係②】

そこで、各高等学校及び各特別支援学校を往査した時に、現場確認やヒアリングを実施した。ほとんどの学校では、駐車スペースについて、来客用と職員駐车用と分けており、教職員から駐車料（使用料）を取ることはなかった。他方、大垣特別支援学校のように、教職員の人数に比べて敷地が狭い学校では、本来の駐車スペースではないと思われる場所（建物間の狭いスペース）に、詰めて数台停めているという学校も存在した。また、長良特別支援学校では、駐車スペースが足りないことから、学校付近の店舗の空いている駐車スペースについて賃料を支払って借り、その賃料を、自家用車通勤する教職員全員で負担していた。もともと、令和 2 年 3 月 1 日から、県費で、別の場所を駐車場として借りるようになり、自家用車通勤する教職員全員で負担することはなくなった。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来想定されている使用目的の範囲外となる場合、すなわち、本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 管財課、教育財務課】

教職員の通勤用の駐車が行政財産の目的の範囲内かどうか、使用料を取るべきかどうかについては、2つの考え方はどちらも成り立ちうる。

今後、説明責任を果たすためにも、学校の設置時点において、教職員の駐車スペースを用意していたか、岐阜県内における公共交通機関の状況、教職員が校務に自家用車を使う可能性のほか、各学校における駐車場スペースの使用状況、各学校において教職員が駐車料金を負担しているかどうか、他の自治体の状況などを勘案した上で、考え方について、整理すべきである。

（５）学校間の土地の使用承認

【事実関係】

飛騨特別支援学校（本校）の駐車スペースが足りないため、飛騨高山高等学校の山田校舎にある寄宿舍駐車場を、飛騨特別支援学校（本校）の教職員の駐車場として、使用している。

また、東濃特別支援学校の駐車スペースが足りないことから、東濃フロンティア高等学校の校内敷地や駐車場を、東濃特別支援学校の教職員の駐車場として、使用している。

管財課に対するヒアリングによると、使用承認についての規定及び書式はない。岐阜県では、国有財産法で運用が許されていると解釈されている「行政財産の使用承認」という方法を用いているとのことである。

【規範】

岐阜県公有財産関係例規集（26～27 頁）「第 2 款 一時的利用（使用承認）」

「1 公有財産の所管換等の場合に、他部局において短期間の使用をしたいというとき、所管換を行う時間的余裕もなく、また、所管換を行うことは、事務手続上においても複雑であり、簡素化に反するときがある。このようなときは、規則上の制度としては規定されていないが、部局長における管理権限の行使として、「使用承認」により利用を認めることができる。」

「2 使用承認によりことができる場合を例示すると、次のとおりである。

（1）部局間等において、臨時的に利用するとき

（2）臨時又は急施の必要があり、所管換、目的外使用許可等の手続をとる暇がないとき。

（3）建築寄附を条件として敷地を利用させるとき。」

「3 使用承認の決裁手続 目的外使用許可の例に準じて行うこととなる。経営管理部長への合議についても、1 か月を超える目的外使用許可（更新に係る許可を除く。）を合議の対象としていることとの均衡を比較考慮して、簡易なものを除き、行うべきものである。

【指摘① 教育財務課、管財課】

各学校における使用承認が、「臨時的に利用するとき」かどうかを判断し、用途廃止や所管換えも検討すべきである。

【指摘② 教育財務課、管財課】

使用承認についての規定及び書式を作成して、各学校に周知すべきである。

（6）廃校舎等の管理

中濃校舎、白川校舎、中津商業高校付近の貯水池については、関有知高等学校、加茂高等学校、中津商業高等学校において、紹介しているため、割愛する。

（7）未使用のプール

【事実関係】

63 ある高等学校のうち 18 校において、プールが存在する。このうち、大垣南、武義、関有知、東濃の 4 校については、平成 25 年度以前より、プールが使われていない。大垣西も、平成 30 年度より、プールが使われていない。使われていないプールについては、プールのひび割れを防ぐために水を張ったままのプールもあった。

【意見 体育健康課、教育財務課】

プールが遊休資産となっており、その分、使わないスペースができています。また、水を張ったままの状態でするプールを放置することが、公衆衛生上問題ないのかは疑問がないわけではない。

プール場についての有効活用や廃棄等について検討し、計画を立てることが望ましい。

(8) 太陽光発電による屋根貸付事業

【事業概要】

平成 24 年、総務部と商工労働部が連携して、県有財産の貸付けによる太陽光発電事業者の公募を実施した。目的は、①県内のエネルギー関連企業の育成及び地元の施工業者等の参加による地域経済の活性化、②県有財産の有効活用である。事業内容は、①県は県有財産を貸付け、事業者は太陽光発電設備の設置、売電を実施する。②県は県有財産の使用料を徴収する。③事業者は発電実績データなどを県へ提供する。④県は発電実績データ、事業収支の状況などを基に、本事業を検討するというものである。事業期間は、最長 20 年間とされた。対象施設は、岐阜高等学校、岐阜北高等学校、大垣北高等学校、海津明誠高等学校(2 棟)、可茂特別支援学校、恵那高等学校の 6 校 7 棟である。平成 24 年 12 月に、協定書が締結され、平成 25 年 7 月より、事業が行われている。20 年以上の事業を想定している。

【事実関係】

地方自治法上、建物については床面積に余裕がある場合に貸付が可能としており、屋根は建築基準法上の床面積に含まれないため、貸付することができないとされている。行政財産の目的外使用許可により、屋根を利用させているが、使用許可期間は 1 年間であり、1 年更新とされている。

この点、平成 25 年 6 月 26 日総務省自治行政局行政課長「行政財産の目的外使用許可について」は、「この許可期間については、将来当該財産を本来の目的に使用したとき、直ちに原状回復又は使用関係の是正が困難となり、ひいては行政財産の本来の用途又は目的を妨げる結果ともなるような長期継続的使用の許可ができないものである(昭和 38 年 9 月 10 日付自治事務次官通知)とされていますが、用途又は目的を妨げない限度であるかは、具体的事例により個別的に判断することとされています(同通知)。」「このことを踏まえ、太陽光発電用のソーラーパネルを設置するため行政財産である庁舎等の屋根の使用を許可する

ことについては、建物の構造や耐震性、耐用年数等態様上の問題がなく、将来にわたって屋根を公用又は公共用に使用する予定がない場合には、適切な期間設定による長期継続的使用の許可をすることも可能であると考えられます。これは行政財産の本来の用途又は目的が阻害されない限り、行政財産の効率的利用の見地から、その用途又は目的以外の使用を認めることとした制度の趣旨に沿うものです。」と通知している。

岐阜県は、原則どおり、使用許可期間が1年間であり、1年更新としている。

6 私費会計

(1) 各学校からの私費会計に関する報告書

【事実関係】

平成29年度は、各学校から、教育財務課へ、「学校預り金会計」状況報告書が提出されている。学校預り金運営委員会の開催状況について、「審議案件なく開催なし」と記載されている学校についても、教育財務課からの指導はない。

【規範】

岐阜県教育委員会事務局組織規則第3条において、教育財務課の分掌事務として、「県立学校の経理に関すること」とされている。

【指摘 教育財務課】

「学校預り金事務取扱要領」において、予算承認及び決算承認のための学校預り金運営委員会が必要であることを、指導すべきである。

(2) 公費・私費負担区分等ガイドラインに則った支出

【事実関係①】

各学校において、グラウンドの整備費用、除雪車両の購入費用や維持費用などについて、県費で支出されないと考えてしまい、公費の支出を検討せずに、PTA等団体会計から支出している学校が散見された。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインの第2章「公費と私費」の1「公費と私費との負担区分基準」において、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」については、「公費負担を原則とする経費」とされている。

【指摘 教育財務課】

グラウンドの整備費用、除雪車両の購入費用や維持費用などは、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」に該当する。まずは、県費で負担することを検討するよう、各学校に指導すべきである。

【事実関係②】

部活動指導員やスクールカウンセラーの費用についても、一定の日数を超える部分については、県費ではなく、PTA等団体会計から支出されていた。

【規範】

学校運営にかかる経費は、学校教育法第5条により設置者負担の原則がうたわれているところ、「公費・私費負担区分等ガイドライン」によれば、県立学校共通の水準を維持するために必要な教育活動費は原則として公費負担とされている。

また、「公費・私費負担区分等ガイドライン質疑応答集」には、保護者負担の軽減や会計事務に携わる職員の事務量を削減して本来の校務時間を確保することなどを目的として、「公費負担するべきものを主務課との協議等（情報提供や意見交換等含）なく支援を受けることは避けるべきである」（60）とされている。

【指摘 学校安全課、教職員課、教育財務課】

部活動指導員やスクールカウンセラー費用について、1年目に令達した予算の限度では、当該学校の需要には足りないことがあり得る。かかる場合、1年間の実績を踏まえて、2年目以降は、部活動指導員やスクールカウンセラー費用について、県費で支出することができるよう、各学校と協議すべきである

（3）PTA会長が決裁する前の購入

【事実関係】

各学校のPTA会計で、物品取得をする際には「支出伺書」を作成し、支出をする際には、「支出金調書」を作成している。

しかし、「支出金調書」にはPTA会長の押印欄があるが、後日、PTA会長が来校した際にまとめて押印している。

【規範】

各高等学校において策定されている「PTA会計事務取扱要領」には「本会の会計事務は、PTA会長（以下、「会長」という）が、校長に負託するものとする。」（第2条第1項）とされている。また、県が作成した「公費・私費負担区分ガイドライン質疑応答集」には、「周知のとおり、学校長はPTA会計の事務処理のみの負託を受けているもので、学校側にその用途について一切の権限がないことから、学校側の意思によって自由に執行できるものではないことを踏まえて事務に当たることを徹底すること」（39）とされている。

【指摘 教育財務課】

学校長は、あくまでも会計事務処理のみの負託を受けているに過ぎず、自由に執行できるものではない。

各学校に対して、事前にPTA会長から「支出伺書」及び「支出金調書」に押印を求めるよう指導すべきである。

（4）模擬試験や土曜講座等

【事実関係①】

進学校においては、週休日に、模擬試験や土曜講座等が行われている。教職員

課の説明では、事業の実施主体はPTAであり、高等学校は、PTAからの求めに応じて場所と人的な面で協力をしていると整理しているとのことである。各高等学校の進路指導部が企画等しており、高等学校のパンフレット等においても、学校の特色として謳っているところが多い。

ヒアリングによると、休日管理当番は、強制ではないものの、年度当初に学校の進路指導部から割当があるとのことである。休日管理当番の手当は、午前4時間・午後4時間それぞれ1500円程度である事例が散見された。土曜講座等の手当は、PTA会計の進路指導費から支出されており、教員は、年度当初に一括して兼職・兼業の承認を受けている。

【規範】

労働時間性の判断基準について、三菱重工業長崎造船所事件判決（最一小判平成12年3月9日）は、「労働時間（以下「労働基準法上の労働時間」という。）とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、右の労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんにより決定されるべきものではないと解するのが相当である。」としている。

行政解釈も「休憩時間とは単に作業に従事しない手待時間を含まず労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間の意であって、その他の拘束時間は労働時間として取扱うこと。」（昭和22年9月13日基発第17号）、「出勤を命じられ一定の場所に拘束されている以上いわゆる手待ち時間も労働時間である」（昭和33年10月11日基収第6286号）としており、手待時間は、休憩時間とは異なり、労働時間に当たるものと解釈している。

【指摘① 教職員課、学校支援課】

模擬試験や土曜講座等は、教職員課の説明では、事業の実施主体はPTAであり、高等学校は、PTAからの求めに応じて場所と人的な面で協力をしていると整理しているとのことである。しかし、管理当番の割当を学校が行っていること、休日管理当番の勤務実態を考慮すると、学校による拘束時間と評価され、校務としての労働時間に該当する可能性がある。

PTAからの依頼を受けて職員に協力を求める場合は、あくまで任意の協力を求め、事実上の強制とならないよう、アンケート方式で回答する方法などにより、協力するかどうかの確認をすべきである。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドライン質疑応答集の204番において、「周知のとおり包括外部監査で試験監督料に係る源泉徴収事務の適正化と監督料の額（教職員課から時間当たり1,200円程度と基準提示）について指摘があったので適正に処理されたい。」と回答している。

【指摘② 教育財務課、学校支援課、教職員課】

土曜講座や試験監督料は、時給 500 円未満のものが多く、実質的には、賃金に該当する場合、最低賃金法に違反している可能性があることから、各学校から、各学校の P T A に対して、業務内容や手当額の見直しを依頼するよう指導すべきである。

【事実関係②】

週休日に行われる模擬試験や土曜講座等における勤務時間については、P T A の事業に従事する時間であるとして、把握していない学校もある。

【規範】

労働基準法第 38 条では「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する」と規定されており、「事業場を異にする場合」とは事業主を異にする場合をも含む（労働基準局長通達（昭和 23 年 5 月 14 日基発第 769 号））。

【意見 教職員課、学校支援課】

過労等により健康状態が良くない者を把握して、産業医につなげることが、労務管理において肝要である。土曜講座や模擬試験に従事する時間が、学校としての業務に従事する時間ではなく、P T A の事業において従事した時間であったとしても、教職員の健康状態を把握して産業医につなげるために、各学校に対して、土曜講座等における教職員の労働時間を把握するよう、指導することが望ましい。

【事実関係③】

公費・私費負担区分等ガイドライン質疑応答集 203 番において、「事業の実施主体が育友会であれば、平成 24 年 5 月 9 日付文部科学省初等中等教育局長通知にもあるように、使用許可の手続を行う必要があるが、岐阜県においては、平成 13 年 11 月 20 日付学政第 1090 号「県立学校施設の使用に係る指針について」により、模擬試験や土曜講座については、目的外使用許可手続を不要とし、使用料や管理費を求めるものの対象外としている。当該質疑応答集に従っているためか、土曜講座等について、目的外使用許可手続をとっている学校はなかった。なお、岡山県教育委員会においては、目的外使用許可手続をとっている。

【規範】

平成 24 年 5 月 9 日付文部科学省初等中等教育局長（24 文科初第 187 号）では、「学校関係団体が補習等を実施する場合に学校施設を利用することも考えられるが、この場合においても、学校における教育活動等に支障のない範囲で使用許可の手続が適切に行われることが必要であること」とされている。

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」に

より、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 教育財務課、学校支援課】

休日管理当番の割り当てをしていることからすると、PTAの事業ではなく、学校の事業として評価される可能性もあるが、岐阜県教育委員会では、PTAによる事業としている。

PTAによる事業であることを前提とすると、まさに、学校関係団体が補習等を実施する場合に学校施設を利用しているのであるから、質疑応答集 203 番を訂正し、目的外使用許可手続をとるよう、各学校に指導すべきである。

(5) 他団体が主催する検定試験等

【事実関係①】

週休日に行われる検定試験における勤務時間については、学校関係団体の事業に従事する時間であるとして、把握していない学校もある。

【規範】

労働基準法第 38 条では「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する」と規定されており、「事業場を異にする場合」とは事業主を異にする場合をも含む（労働基準局長通達（昭和 23 年 5 月 14 日基発第 769 号））。

【意見 教職員課】

過労等により健康状態が良くない者を把握して、産業医につなげることが、労務管理において肝要である。検定試験に従事する時間が、学校としての業務に従事する時間ではないとしても、教職員の健康状態を把握して産業医につなげるために、各学校に対して、検定試験等における教職員の労働時間を把握するよう、指導することが望ましい。

【事実関係②】

学校によっては、授業時間外に、他団体が主催の検定試験等が学校教室で行われており、職員が兼業許可を得て試験監督等をしている。しかし、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

公費・私費負担区分等ガイドライン質疑応答集 75 番において、「商業検定は、実施・運営形態が検定主催団体であり、監督料や源泉徴収、事務費等当該団体により行われており、携わる職員は職専免により従事するものである。通常取り扱いが目的外使用許可で使用料等を徴収すべきものであるが、平成 13 年 11 月 20 日付学政第 1090 号「県立学校施設の使用に係る指針について」により、当該検定試験については、目的外使用許可手続を不要とし、使用料や管理費を求めるものの対象外としている。

【規範】

平成 24 年 5 月 9 日付文部科学省初等中等教育局長（24 文科初第 187 号）では、「学校関係団体が補習等を実施する場合に学校施設を利用することも考えられるが、この場合においても、学校における教育活動等に支障のない範囲で使用許可の手続が適切に行われることが必要であること」とされている。

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 教育財務課】

検定主催団体による事業であるが、学校関係団体が補習等を実施する場合に学校施設を利用している場面と同様に考えることができる。質疑応答集 75 番を訂正し、目的外使用許可手続をとるよう、各学校に指導すべきである。

（6）照明の電気料

【事実関係】

昭和 47 年に制定された「県立高等学校体育施設開放要領」に基づき、中津川工業高等学校においては、昭和 52 年、グラウンドの体育施設を夜間開放する計画をたて、同要領に基づき照明灯を立てたが、現在、中津川工業高等学校部活動後援会が電気代を支出している。

理由を尋ねたところ、現在はグラウンドの夜間開放を行っておらず、照明の利用が部活動での利用に限られるため、利用者である中津川工業高等学校部活動後援会に負担してもらっているとの回答であった。

【規範】

岐阜県においては、「公費・私費負担区分等ガイドライン」及び「公費・私費負担区分等ガイドライン質疑応答集」が策定されている。

同質疑応答集には、証明に係る電気代の負担について記載があり、「部活動にかかる電気代の負担については以下によらるたい。①学校設置者である県が当初から整備した施設の照明機器活用に係る電気代・・・公費②部活動後援会などが目的外使用許可を受けて設置した照明機器の電気代・・・私費（当該設置者負担）③過去に私費整備され寄附を受けているものの部活動のみで使用している照明機器の電気代・・・分離配線工事を公費負担し分離後電気代を私費負担（該当あれば事前に教育財務課へ協議）④過去から学校が P T A 等から貸与を受けている照明機器で部活動でのみ使用している照明機器の電気代・・・貸与解消（返却）し私費負担」（166）とされている。

【意見 教育財務課】

中津川工業高等学校の場合、県費で設置しているため、同ガイドラインによると、上記「①学校設置者である県が当初から整備した施設の照明機器活用に係る電気代」に該当し、公費負担となることとなりそうである。

しかしながら、時代の変化により設備の利用状況が変化することは当然想定されるところであり、現在の部活動のみの利用という利用実態からすると、仮に、県が当初から整備した施設の照明であっても、私費負担とするのが適切であり、中津川工業高等学校の判断は妥当と考える。

現時点の具体的な利用状況等を考慮して、県費で対応するのか、私費で対応するのか検討するため、質疑応答集 166 番を改訂することが望ましい。

(7) 学校預り金の個別管理

【事実関係】

学校預り金会計の学年会計などにおいて、生徒ごとではなく、学年全体で管理し、精算時には残高の頭割りで返還している。そのため、端数が生じており、卒業時には、生徒会会計に組み込むという処理をしている。

【意見 教育財務課】

学校預り金は、学校と各保護者との契約行為（準委任）を根拠とするものであるから、生徒ごとに管理し、生徒ごとに精算することが原則である。学校預り金を、生徒ごとに、管理し、精算するよう、各学校へ指導することが望ましい。

(8) 学校預り金の決算

【事実関係】

公費・私費負担区分等ガイドライン質疑応答集の3番では、「3月中に決算見込みとして運営委員会へ諮り、決算後監査を受けて保護者へ報告することで対応する。」と回答している。

【規範】

学校預り金事務取扱要領等では、「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」とされている。

【指摘 教育財務課】

監事の監査を経た上でなければ、決算（案）について、運営委員会で検討することはできない。上記取扱によると、監事の監査で指摘事項や修正事項が出た場合、再度、運営委員会を開催することになり、かえって、二度手間になる。

また、上記回答は、明らかに、学校預り金事務取扱要領等の文言に反している。

4月以降に、監事監査後、決算（案）承認のための運営委員会を開催しても良いように、運営委員会の委員の任期を、決算（案）承認のための運営委員会までとするか、新しい運営委員会の委員により、決算（案）承認のための運営委員会を開催するよう、規定を変更するなど、検討すべきである。

(9) 学校預り金に関する文書の保存期間

【事実関係】

教育委員会公文書の保存期間が15年から5年に変更されたことに伴う平成30年12月4日付教育管理課からの、公文書規程の改正についての通知があったが、各学校の預り金事務取扱要領では、会計書類等の文書の保存期間が15年のままであった。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第30条によれば、事案の処理が完結した文書(以下「完結文書」という。)の整理、保管、保存及び廃棄は、岐阜県公文書規程の定める完結文書の整理、保管、保存及び廃棄の例によるとされているところ、岐阜県公文書規程第35条によれば、旅費、交際費、対外交流費及び会議費の支出及び支払に係るものを除く会計に関する完結文書の保存期間は5年とされている。

【意見 教育財務課】

平成30年12月4日付教育管理課からの、公文書規程の改正についての通知に沿って、各学校に対して、学校預り金事務取扱要領を改正するよう指導することが望ましい。

7 契約関係

(1) 緊急随意契約（コンクリートブロックの撤去）

【事実関係】

各学校において、通路や通学路にあるコンクリートブロックを撤去し、撤去箇所にフェンスを設置する工事を行っている。しかし、緊急随意契約として、一者随意契約とする事例が多い。しかし、理由の記載が必ずしも具体的でない事例があった。

【規範】

地方自治法第234条第2項は、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定し、当該規定を受け地方自治法施行令167条の2は、随意契約によることができる場合として9つの場合を掲げている。そして、同第5号は、随意契約によることができる場合として、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」を掲げている。

岐阜県においては、随意契約の公正性を確保すべく、岐阜県会計規則において各種規定を設けており、「収支命令者等は、随意契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積に必要な事項を示して、二人以上（契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合にあっては一人以上）の者から見積書（第四十号様式の五）を提出させなければならない」（141条1項）とされている。

岐阜県会計規則取扱要領第141条関係の1項において、「契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合」について規定があり、「(五)

緊急の必要により二人以上の者から希望する契約金額の提示を受けることができないとき。」とされ、同3項において、「第一項(五)に該当する場合としては、例えば、罹災者の救助を委託する場合であって、二人以上の者から希望する契約金額の提示を受けていたのでは救助の時機を失するときがある。」とされている。

当該規定に基づき見積合わせを行わない緊急一者随意契約の場合、「随意契約事務処理要領」に基づき「随意契約をすることができる場合に該当することの説明書」の作成が必要とされている。

【指摘 出納管理課、教育財務課】

緊急随意契約に該当する場合でも、見積書の徴取を省略することができるときに該当する理由を、具体的に記載するよう指導すべきである。

(2) 特定随意契約（エレベーターの保守管理業務）

【事実関係】

エレベーターの保守管理業務について、メーカー系メンテナンス会社による一者随意契約としている学校が多い。説明書記載の理由として、エレベーター設備は構造・機能等が複雑であること等により独自の専門的な技術を有する者でなければ実施できない特殊な業務であること、メーカーとの情報共有が困難な業者が保守点検を行うことは安全性に齟齬をきたすおそれがあることが挙げられている。

他方、エレベーター保守管理は、エレベーターが存在する学校共通の契約事務であるが、そもそも、特定随意契約に該当しないとしている学校も存在した。

【規範】

地方自治法第234条第2項は、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定し、当該規定を受け地方自治法施行令第167条の2は、随意契約によることができる場合として9つの場合を掲げている。そして、同第1項第2号は、随意契約によることができる場合として、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を掲げている。

また、岐阜県においては、随意契約の公正性を確保すべく、岐阜県会計規則において各種規定を設けており、「収支命令者等は、随意契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積に必要な事項を示して、二人以上（契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合にあっては一人以上）の者から見積書（第四十号様式の五）を提出させなければならない」（同規則第141条第1項）とされている。

その上で、岐阜県会計規則取扱要領第141条関係の第1項において、「契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合」について規定があり、「(二) その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」とされている。

【指摘 出納管理課、教育財務課】

説明責任の観点から、特定随意契約に該当する理由について具体的に記載するよう指導すべきである。

(3) 学校用地の賃貸借契約

【事実関係】

多治見北高等学校や坂下高等学校では、校舎のある学校用地の主要部分について、賃借している。固定資産評価は減少し続けているものの、賃料据置きの状態が続いている。各学校は、毎年度末などに交渉を行い、交渉経過も記録されているが、賃料の減額には至っていない。

【規範】

「公有財産（土地・建物）貸付料算定要領」（昭和53年4月1日管第2号総務部長通達）によれば、土地貸付料は、前年分の財産評価基準額から客観的に算出した額（以下「土地基準貸付料年額」という。）とされている（第2項）。但し、貸付料の調整として、土地基準貸付料年額が前年次の額を超える場合には1.15倍とすることができ（第3項1号）、土地基準貸付料年額が前年次の額を超えない場合には、前年次の貸付料をもって貸付料年額とすることができるとされている（第3項2号）。

また、県が土地を借り受ける場合にも、この要領に準じて行うものとする規定されている（第6項）。

【指摘 管財課 教育財務課】

「公有財産（土地・建物）貸付料算定要領」は、本来、県が土地を貸し付ける場合の要領である。第3項第2号の規定は、土地評価額が低下推移している状況において、貸付けの場合には県に不利益は生じないが、借受けの場合には、客観的賃料との比較で不利益が生じるから、安易に同号が準用されるべきではない。同号が準用されることから、各学校は、地主との関係悪化を恐れて、賃料の減額交渉を積極的に進めにくい状態である。

管財課は、借受けの場合の算定要領を見直すか、借受け時に第3項第2号の規定を適用する場合には、説明責任の観点から、固定資産評価証明書や近隣の地代が分かる資料など疎明資料を添付させるなどの取扱いを検討すべきである。

また、教育財務課は、管財課の通知に基づき、学校を指導すべきである。

8 債権管理

(1) 奨学金債権

【事実関係①】

教育財務課が管理している債権として、岐阜県選奨生奨学金、岐阜県高等学校奨学金、岐阜県子育て支援奨学金等の私債権がある。岐阜県選奨生奨学金、岐阜県高等学校奨学金、岐阜県子育て支援奨学金については、弁護士に、催告業務を

委託している。３つの債権の滞納状況は、以下のとおりである。

3 貸付金管理調 ア 管理状況 (一般会計)									
資金区分	前年度末		本年度中					本年度末	
	A 貸付残高	B うち延滞額	C 貸付額	D 返還免除額	E 債権のみなし 消滅の整理を した額	F 期限到来額	G 返還額	H 貸付残高 (A+C)- (D+E+G)	I うち延滞額 (B+F)-G
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
岐阜県選奨生奨学金 貸付金	946,813,561	(50,200)	82,780,000	(-)	(-)	(821,600)	(821,600)	875,129,560	(50,200)
岐阜県高等学校奨学 金貸付金	178,485,574	(-)	9,324,000	(-)	(-)	(552,800)	(552,800)	167,160,346	(-)
岐阜県子育て支援奨 学金貸付金	168,782,825	(-)	10,866,000	(-)	(-)	(174,800)	(174,800)	153,007,020	(-)
岐阜県高等学校定時 制・通信制課程修学 支援奨励費貸付金	5,046,000	(-)	8,064,000	(-)	(-)	(-)	(-)	6,054,000	(-)
岐阜県地域改善対策 奨学金等貸付金	238,835,343	(-)	0	(-)	(-)	(-)	(-)	227,182,536	(-)
	238,835,343	43,082,858	0	1,893,328	0	11,362,720	9,759,479	227,182,536	44,686,099

備考 下段は元金を記載し、上段（ ）内は確定した利息、違約金、遅延損害金等の元金以外の債権を外書きで記載。

弁護士に、催告を委託しているが、訴訟提起までは委託していない。

また、徴収停止、債権放棄のための報告書作成についても、委託していない。

奨学金債権について、徴収停止（地方自治法施行令第 171 条の 5）をしたことはない。

【規範】

地方自治法施行令第 171 条の 2 では、「普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されなるときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りではない。（中略）三 前二号に該当しない債権（第 1 号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。」と規定している。そして、「相当の期間」とは、「債権の性質、取引の実態、時効期間の長短等を考慮して普通地方公共団体の長が決すべきであるが、その認定が遅れて債権の完全な実現を阻害することのないよう配慮すべきである。一般的にはおおむね一年を限度とすべきであろう」と解釈されている（「新版 逐条地方自治法」第 9 次改訂版 松本英昭著 1036 頁参照）。

また、地方自治法施行令第 171 条の 5 では、「普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び

取立てをしないことができる。(中略) 2 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。3 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」と規定されている。

【指摘 教育財務課】

地方公共団体が有する債権について、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない(参考：最高裁判所平成16年4月23日判民集58巻4号892頁)。したがって、時効中断の効力のない催告を繰り返しているだけでは、消滅時効期間を経過させると、財産の管理を違法に怠ったと評価される危険性がある。また、法的に効力のない催告を繰り返すことは、事務負担を増大させることにもなる。

督促後1年以上を経過しても履行がされない奨学金債権については、上記地方自治法施行令第171条の2又は第171条の5に基づいて、訴訟等の措置又は徴収停止をすべきである。

【意見 教育財務課】

督促、催告を委託する弁護士に対して、訴訟提起のほか、徴収停止や債権放棄をするための報告書を作成させることが望ましい。

可児市や瑞穂市においては、督促、催告を含む債権管理を委託している弁護士が、訴訟提起等も委託を受けている。

また、岐阜市や大津市においては、督促、催告を含む債権管理を委託している弁護士が、債権管理条例に基づく放棄をするための報告書を作成している。

【事実関係②】

岐阜県会計規則第142条の8(債権を消滅したものとみなして整理する場合)では、「収支等命令者は、債権について、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるときは、その経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。」と定め、同第36条(不納欠損整理)では、「収支等命令者は、調定した歳入に係る債権が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、不納欠損として不納欠損整理決議書により整理しなければならない。4 第142条の8の規定によりその全部又は一部が消滅したものとみなして整理したとき」と規定する。出納管理課に対するヒアリングによると国の債権管理事務取扱規則第30条(債権を消滅したものとみなして整理する場合)の第1号において、「当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあること」という規定を参考にしたとのことである。当時の秋田県、兵庫県、山形県においても、同趣旨の扱いをしているとのことである。

他方、東京都、京都府、兵庫県、岡山県、埼玉県、三重県、神奈川県、山口県、

高知県、北海道、佐賀県においては、債権管理条例が制定され、議会の議決なしに、債権を放棄できる条項が定められている。

岐阜県においては、債権管理条例は定められていない。ただし、岐阜県選奨生奨学金等の返還債務の免除に関する条例第3条に基づき、死亡や障害のため、免除した事例が2件存在する。

【規範】

地方自治法第96条1項10号「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。10 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」

【指摘 財政課、出納管理課、法務・情報公開課、教育財務課】

地方自治法第96条が、債権の放棄について議会の議決を求めていることからすると、議会の議決により制定する債権管理条例がない状態で、会計規則により、みなし消滅として不納欠損する処理は望ましくない。私債権において、消滅時効期間経過による不納欠損処理をするのであれば、債権管理条例を制定すべきである。また、岐阜県会計規則第142条の8を廃止すべきである。

「自治体のための債権回収 Q&A」（青田悟朗著）162頁では、次のような記載がある。「私債権について効率的な債権管理を行うためには、国における債権管理と同様に条例による権利放棄の制定が必要とされます。国の債権管理事務取扱規則第30条では、このような債権は請求権の行使が著しく困難なため、「みなし消滅」とする扱いですが、自治体にあつては、自治法第96条1項10号の議会の議決事項との関係から条例により権利放棄する事項を制定すべきと考えます。なお、権利放棄に関し、規則、訓令により規定している例がありますが、権利、義務に関する規定は自治法第14条2項から条例で規定すべきです。」「国の債権については、債権管理事務取扱規則第30条に「みなし消滅」が規定されていますが、自治体の私債権では、「みなし消滅」の規定がなく、時効が経過したことのみで不納欠損を行うことはできず、行方不明の債務者は事実上、時効の援用がなされないので、不納欠損するには、議会の議決か、条例による権利放棄が必要となります。」

巻末資料において、私債権の放棄を規定する三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例を掲載する。

（2）授業料及び入学金

【事実関係①】

岐阜県では、授業料を「公の施設に関する使用料」（地方自治法第225条）として、入学金を「特定のもののためにする手数料」（同法第227条）として、公債権と捉える。そのため、5年の消滅時効期間が経過すると、時効の援用無く、消滅する（地方自治法第236条）。そのため、督促状発付の後、電話や書面による催告を繰り返している間に、消滅時効期間が経過して、消滅する授業料及び入

学金がある。なお、徴収の停止や訴訟提起等の法的措置はとられていない。

【規範】

地方自治法施行令第 171 条の 2 では、督促状発付後、相当期間（1 年程度）経過後に訴訟提起等することを定め、同第 171 条の 5 では徴収の停止を定める。

【指摘 教育財務課】

地方公共団体が有する債権について、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない（参考：最高裁判所平成 16 年 4 月 23 日判民集 58 巻 4 号 892 頁）。したがって、時効中断の効力のない催告を繰り返しているだけでは、消滅時効期間を経過させると、財産の管理を違法に怠ったと評価される危険性がある。また、法的に効力のない催告を繰り返すことは、事務負担を増大させることにもなる。

督促後 1 年以上を経過しても履行がされない授業料及び入学金債権については、上記地方自治法施行令第 171 条の 2 又は第 171 条の 5 に基づいて、訴訟等の措置又は徴収停止をすべきである。

【意見 教育財務課】

督促、催告を委託する弁護士に対して、授業料及び入学金等の非強制徴収公債権についても、督促や催告のほか、訴訟提起を委託し、徴収停止や債権放棄するための報告書を作成させることが望ましい。

可児市や瑞穂市においては、弁護士に、私債権のみならず、非強制徴収公債権についても、督促、催告、訴訟提起等を含む債権管理を委託している。

（3）損害賠償請求

【事実関係】

可児工業高等学校など、生徒等が機械などの備品を毀損した際に、生徒の親に、弁償として、機械を購入させ、寄附として処理している事例があった。図書を紛失した際も、同じ本を購入させ、寄附として登録している事例があった。

【規範】

民法 709 条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定し、同法 417 条は「損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める。」と規定する。

【指摘 教育財務課、出納管理課】

寄附採納手続をとるのではなく、金銭賠償等により、損害賠償するよう、各学校に指導すべきである。

9 生産物の価格設定

（1）学校評議員会、学校運営協議会の意見

【事実関係】

農業高等学校や農林高等学校において、生産物の価格決定において、学校評議員会や学校運営協議会の意見を聞く手続はない。市場価格と原価の間で、価格決定調書を作成し、決定していくとのことである。

【規範】

地方自治法第 237 条 2 項は、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてこれを譲渡してはならない」と規定する。

「特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要項」(4 (2)) において、「作業製品の販売価格等については、過去 3 年間の実績及び市場価格を元に学校評議員会等にて審議し、学校長が額を定める。」とされている。

【指摘 教育財務課 学校支援課】

特別支援学校と同じように、農業高等学校や農林高等学校においても、価格について、学校評議員会、学校運営協議会の意見を聞く手続をとるよう、各学校に指導すべきである。

特別支援学校において、評議委員会や学校運営協議会の意見を聞いて、生産物の価格を高く設定する事例も、散見された。

(2) 市場価格、原価などの資料

【事実関係】

市場価格や原価などの資料の添付が不十分な学校が散見された。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 教育財務課 学校支援課】

市場価値や原価の資料について、添付するなどして、価格決定の根拠を明確にすべきである。

(3) 生産物売払収入の農業設備基盤整備費への充当ルール

【事実関係 学校支援課】

ア 明文はないようであるが、生産物売払収入について、岐阜農林高等学校、大垣養老高等学校、加茂農林高等学校、恵那農業高等学校、郡上高等学校、飛騨高山高等学校の 6 校に関して、6 年に 1 度順番に、農場基盤整備費に充てるという充当ルールがある。歳入として、生産物売払収入(見込) 1 億 8699 万 3000 円があり、平成 26 年度に認められた一般財源 195 万 0000 円の合計 1 億 9000 万円余りの歳入がある。

歳出としては、農業科実習費 1 億 7455 万 1000 円（97%）、海外実習派遣事業 899 万 4000 円のほか、農場基盤整備費 539 万 8000 円（3%）がある。農場基盤整備費の内訳は、生産物売払収入が 344 万 8000 円であり、一般財源分が 195 万 0000 円である。ルールとしては、以下のとおりである。

①歳入のうち、はじめに、海外実習派遣事業費に充当する。

②歳入から海外実習派遣事業費を引いた残額の 97%を農業科実習費に、3%を農場基盤整備費に充当する。

③一般財源分 195 万 0000 円は、農場基盤整備費の財源に充当する。

イ 事業内容は、以下のとおりである。

平成 29 年度は、郡上高等学校において、圃場排水対策工事、演習林作業道補修工事等が行われた。

平成 30 年度は、岐阜農林高等学校において、水田の用排水口整備、梨園排水路の整備、貯水枡改修工事が行われた。

令和元年度は、大垣養老高等学校において、堆肥置き場改修工事、浄化槽撤去及び擁壁設置工事、緊急排水ポンプ付近排水路改修工事が行われた。

令和 2 年度は、加茂農林高等学校において、農場における排水路の整備、アスファルト舗装工事の実施が予定されている。

ウ 教職員に過大な負担とならないのであれば、生産物収入の良いモチベーションとなることから、良い取組である。

なお、千葉県の平成 27 年度包括外部監査報告書の 109 頁において、「各県立学校の視察時においても、学校側での設備改修及び修繕の要望は強く、魅力ある学校運営という観点からも設備の管理・維持は重要な項目である。生産物売払収入は現在、一般会計教育費の歳入予算のうち、財産収入（財産売払収入）で収納されている。その収入を財源として、当該県立学校の関連する経常的な支出、特に肥料や飼料代等に充当する等のルールで予算が特定されている。地域からの貢献としての増収部分については、該当する県立学校の修繕・改修予算に掛かる施設整備の支出に充当するというルールを、現在のルールに追加することが目的を達成するための手段の一つとして考えられる」と意見が述べられている。

岐阜県の生産物売払収入の農業設備基盤整備費への充当ルールは、修繕・改修予算にかかる農場設備の支出に充当するというものであり、上記報告書で述べられていることに近い取組である。

第 5 教職員課

1 教職員課の分掌事務

管理調整係	予算経理、物品出納、県立学校の事務職員人事
-------	-----------------------

免許係	教育職員免許状授与・検定・更新、公立専修学校・公立各種学校の設置・改廃
小中学校係	小中学校の教職員人事、服務、採用試験、学級編成、小中学校の設置廃止届の受理、市町村教委の指導、市町村立学校の組織運営の指導、小中学校の管理運営、教育改革
高等学校係	県立学校の教職員人事、服務、採用試験、教職員定数、県立学校の管理運営
給与係	教職員の給与・旅費
調整係	共済組合の予算経理・物品出納、宿泊所
厚生係	互助組合の予算経理・物品出納、共済貸付
健康管理・公務災害係	定期健康診断、健康管理、安全衛生管理、公務災害補償
健康支援係	人間ドック、特定健康診査、特定保健指導、健康づくり
給付・年金係	共済短期給付、共済組合員証、共済年金

＊調整係、厚生係、健康支援係、給付・年金係は、県組織とは別団体である互助・共済組合。

＊厚生係、健康管理・公務災害係は、教職員課内にある福利厚生室の分掌事務

2 監査の重点及び監査手続

分掌事務のうち、主に、高等学校係、健康管理・公務災害係について、監査を実施した。具体的には、労務管理や教職員の通勤自動車などについて、平成 31 年 4 月 25 日、令和元年 7 月 30 日、令和 2 年 1 月 23 日、同年 2 月 14 日、同月 20 日のヒアリングを実施した。また、平成 31 年 4 月 24 日付「時間外命令簿（年度管理版）の送付について」などの通知書など提出書面についての確認を行った。

3 労務管理

（1）労務管理の財務監査

労務管理のうち、財務監査に該当すると考えられる論点について、取り上げた。

岐阜県では、講師の自死事件が起き、損害賠償の支払をした事案がある。

また、出退勤時間管理システムを使用しているほか、産業医を設置している。予算を組んで対策を行っていることから、これらの支出についても、3 E の観点からも検討することになる。

「教職員の働き方改革プラン 2018」を定め、「長時間勤務の解消」等の着実な実行を図っていくことが重点事項とされていることから、財務監査として、取り上げた。

（２）時間外勤務命令簿

【事実関係】

各学校において、職員会議や修学旅行等については、時間外勤務命令簿により申請されている。しかし、生徒指導や農場管理、演習林管理の時間については、時間外勤務命令簿により申請されていない。教職員課からは、平成 31 年度より、時間外勤務命令簿により申請するよう指導しているところであるが、各学校の管理職や教職員からは、具体的な申請場面が分からないとの意見もあった。また、東濃実業高等学校のように、教職員の同意を得た上で、職員会議の時間について、時間外勤務命令簿に申請させていない事案があった。

【規範】

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例第 6 条第 2 項では、「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう）に関する業務」④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務」とされている。

【指摘 教職員課】

時間外勤務命令に該当する業務内容①～④について、具体例をより多く記載した Q & A を作成し、各学校に通知するなどして、時間外勤務命令簿による申請がなされるよう、各学校へ指導すべきである。

（３）教職員出退勤管理システム

【事実関係】

スマートフォンでも利用することができ、教職員の時間管理に有益なツールである。しかし、現時点では、学校内の活動や部活動の遠征等の時間については記録されているものの、休日における農場管理や演習林管理の時間や、寄宿舎における舎監として勤務している時間、CMS キャビネット等において自宅で勤務している時間については、記録されていない。

【規範】

労働安全衛生法第 66 条の 8 の 3 「事業者は、第 66 条の 8 第 1 項又は前条第 1 項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者（次条第 1 項に規定する者を除く。）の労働時間の状況を把握しなければならない。」

労働安全衛生規則第 52 条の 7 の 3 「法第 66 条の 8 の 3 の厚生労働省令で定める方法は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピューター等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法とする。」

【指摘 教職員課】

CMSキャビネット等の利用による自宅勤務や休日における農場管理や演習林管理の時間、舎監業務における児童生徒の指導時間についても、教職員出退勤管理システムにより記録する時間に含めることについて、検討すべきである。

(4) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートや議事録からは、毎月、安全衛生委員会を開催していない学校が散見された。また、安全衛生委員会の議事録を作成していない学校が散見された。

【規範】

労働安全衛生規則第23条第1項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月1回以上開催するようになしなければならない。」とされ、同4項において、「事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。」とされている。

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程第14条第3項において、「委員長は、所属委員会の議事で重要な事項について記録し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。」とされている。

【指摘 教職員課（改善報告）】

毎月、安全衛生委員会を開催し、議事録を作成するよう指導すべきである。

なお、令和元年10月18日付教職第561号「所属委員会の開催について」という通知により、①安全衛生委員会を月1回開催すること、②議事録の作成と周知をすること、③議事録を保存することを指導しており、改善報告とする。

(5) 衛生管理者の巡視

【事実関係】

衛生管理者が、毎週1回、職場巡視を行っていない学校が散見された。

【規範】

労働安全衛生規則第11条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 教職員課】

衛生管理者が、少なくとも毎週一回巡視を行うよう、各学校に指導すべきである。

(6) 衛生管理者の職場巡視チェックリスト

【事実関係】

衛生管理者による巡視の記録については、書式はなく、産業医による巡視の書式を用いている学校がある。しかし、衛生管理者による巡視について、書式がな

いためか、記録をしていない学校が、散見された。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県では、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 教職員課】

衛生管理者による巡視についても、職場巡視チェックリストを活用して、職場巡視を記録するよう指導すべきである。

（7）産業医の巡視

【事実関係】

各学校へのアンケート及びヒアリングによると、2か月に1回以上、産業医が学校巡視を行っていない学校が多数、確認された。学校によっては、産業医にお願いしても、2か月に1回以上の学校巡視が難しい学校もあるとのことである。この点、教職員課からは、医師会との協議を行っているとの回答があった。

また、法律上、必ずしも、産業医を設置する義務がない学校においても、産業医が設置されている。しかし、学校の訪問頻度については、学校（産業医）によって、差がある。例えば、年に1回しか産業医が訪問しない学校もあれば、毎月産業医が訪問する学校もある。学校巡視のほかに、健康診断事後措置や学校巡視などの業務があるものの、全ての学校の産業医に対して、一律30万円（年間）の支払がなされている。

【規範】

労働安全衛生規則第15条「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会におけ

る調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」

【指摘 教職員課】

産業医が、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、学校を巡視するよう、各学校に指導すべきである。

また、県医師会等と、継続的に協議すべきである。

なお、教職員課の説明によると、県医師会との協議により、情報共有を前提として2月に1回の校内巡視をすることについて、各学校と各産業医に、周知徹底するとのことである。

（８）産業医の記録

【事実関係】

時間外勤務時間の多い教職員に対して、産業医による学校巡視や面談は行なわれているが、記録が作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 教職員課】

産業医の学校巡視や面談、助言指導した内容について、記録を作成するよう、各学校への指導を強化すべきである。

4 教職員の自動車

（１）財務監査の対象

教職員が通勤や送迎等により交通事故を起こし、任意保険が適用されない場合、県が、使用者責任により、損害賠償を負う可能性がある。国家賠償法第4条及び第5条により、民法第715条及び自動車損害賠償責任保障法第3条が適用されることから、国家賠償法1条による責任が認められないとしても、民法715条及び自動車賠償保障法第3条に基づく賠償責任が認められる可能性はある（最判昭和46年11月19日参照）。また、民間企業の事例ではあるが、自動車の所有者ではない使用者も従業員のマイカー通勤において、運行供用責任が認められる場合がある（最判昭和52年12月22日、最判平元6月6日参照）。特に、岐阜県では、教職員の通勤車両を校舎内に駐車することについては、行政財産の目的の範囲内の使用と捉え、行政財産の目的外使用許可を不要と考えている。そのため、行政財産の目的外使用許可を必要とする県よりは、岐阜県は、教職員の通勤自動車による交通事故について、損害賠償を負う可能性が高くなる

と考えられる。そのため、財務監査の一部として、監査を実施した。

（２）通勤届と添付書類

【事実関係】

職員から、「職員通勤車両及び任意加入保険等調べ」を提出させており、「通勤車両」、「運転免許証」、「任意加入保険」について届出をさせている。しかし、車検証や「任意加入保険」の内容については、現物確認を行っていない。「使用届出」の際には、「運転免許証」や「任意加入保険」の内容について、自己申告をしているとのことである。

また、非常勤職員については、引率がないことから、「職員通勤車両及び任意加入保険等調べ」を提出させていない。令和元年 12 月 25 日には、岐阜市立中学校の講師が、5 年以上にわたって無免許状態であるにも関わらず、職場への通勤や出張において、自動車の運転を続けた事例について、懲戒処分がなされている。

【規範】

教職第 641 号令和元年 10 月 21 日付「職員の運転免許証等の再確認について（依頼）」と題する書面には、「貴校職員（事務系職員・非常勤講師等を含む全職員）の運転免許証・自動車検査証・任意保険の内容を現物の提示にて確認」するよう求めている。

【意見 教職員課】

定期的に、職員（事務系職員・非常勤講師等を含む全職員）の運転免許証・自動車検査証・任意保険の内容を現物の提示にて確認するとともに、写しを提出させるよう、指導することが望ましい。

5 部活動のマイクロバス等

【事実関係】

部活動で利用されているマイクロバスについて、遠征等で、顧問等が運転して、使用している。学校として、マイクロバスの自動車保険等を確認するための資料を徴求していない。

【規範】

平成 29 年 12 月 8 日付教育長通知『「職員の公用自動車の運転及び自家用自動車による出張等について」の取扱いについて（公務に使用する自家用車に児童、生徒を同乗させる場合）』において、「児童・生徒を同乗させる場合の自家用自動車は、任意保険として対人賠償無制限、対物賠償 1,000 万円、搭乗者 1 名当たり賠償 500 万円以上の保険契約を締結している場合」とし、「自家用自動車には同窓会・後援会等所有のマイクロバス等を含む。」とされている。

【意見 教職員課】

学校が敷地への駐車及び使用を認めているマイクロバスなどで部活動の遠征に出た途中で、事故が起きた場合、損害賠償請求を受けるおそれがある。

任意自動車保険証及び、運転する者の自動車免許証の写しを提出させるようルールを定めて指導することが望ましい。

第6 教育研修課

1 教育研修課の分掌事務

管理調整係	予算経理、物品出納、庶務、庁舎管理
研修企画係	研修企画、研修講座構築、資質向上研修、教育支援相談、図書資料管理
研修第一係	経年研修、職務研修、事業計画・カレンダー
研修第二係	職務研修（管理職研修等）、選択研修、派遣研修（海外派遣、国内派遣）、出前講座、A L T配置・活用
情報研修係	情報研修（I C T活用、情報セキュリティ、情報モラル）、遠隔授業・研修、岐阜県まるごと学園コンテンツの管理運営

2 監査の重点及び監査手続

分掌事務のうち、研修企画係、研修第一係、研修第二係、情報研修係を、概括的に、監査を実施した。具体的には、研修計画や情報研修に関することについて、平成31年4月26日及び令和元年7月12日に、ヒアリングを実施した。また、岐阜県「教員のキャリアステージ」における資質の向上に関する指標【高等学校】、同【特別支援学校】、【岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標」活用ガイド】平成30年2月教育研修課など提出書面についての確認を行った。

3 岐阜県「教員のキャリアステージ」における資質の向上に関する指標

【事実関係】

岐阜県教員育成協議会で議論等され、岐阜県「教員のキャリアステージ」における資質の向上に関する指標及び同活用ガイドラインが作成された。

各学校におけるアンケートにおいても、同指標及び同活用ガイドラインが活用されているという回答がほとんどであった。

しかし、各学校におけるヒアリングでは、どのように活用されているのか具体的には不明であった。

【規範】

教育公務員特例法第22条第2項では、文部科学大臣は、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針を定めるものとするを規定し、同条第3項では、公立の小学校等（高等学校、特別支援学校を含む。）の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、校長及び教員としての資質に関する指

標を定めるものとするを規定し、同条第4項では、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画を定めるものとするを規定し、同条第5項では、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会を組織するものとするを規定する。

【意見 教育研修課】

各学校におけるヒアリングからは、岐阜県「教員のキャリアステージ」における資質の向上に関する指標及び同活用ガイドラインの具体的な活用状況や効果が不明であった。教育研修課において、岐阜県「教員のキャリアステージ」における資質の向上に関する指標及び同活用ガイドラインの具体的な活用状況や効果を確認し、改訂することが望ましい。

4 ハラスメント研修

【参考報告 教育研修課、教育管理課】

令和元年11月の「過労死等防止啓発月間」の職場研修において、岐阜県学校間総合ネットe-learningシステムにより、パワーハラスメントについての研修が実施された。監査人も、閲覧したが、弁護士と臨床心理士が、具体的な事例を通じて、問題設定した上で、解説しており、参考となる。

第7 学校安全課

1 学校安全課の分掌事務

管理調整係	予算経理、物品出納に関すること
学校安全係	学校安全、情報モラル教育に関すること
生徒指導係	生徒指導・いじめ問題に関すること、児童生徒の問題行動等の報告
教育相談係	教育相談、学校適応対策、不登校対策に関すること

2 教育事務所の分掌事務

教育委員会及び教育長の権限に属する事務を分掌させるため、教育事務所6カ所（岐阜、西濃、美濃、可茂、東濃、飛騨）を設置している。教育事務所の名称、分課、分掌事務は次のとおりである。

ア 学校職員課

管理調整係	所内庶務、物品の出納保管・会計経理、給与、福利厚生、教育調査・統計、連絡調整、他課に属さない事務
学校人事係	人事、研修、表彰、学校改革、市町村教育委員会・市町村立学校の

	組織運営の指導助言、免許（含検定）
--	-------------------

イ 教育支援課

学校教育係	教育課程・学習指導・職業指導・教科書その他の教材等の取り扱い指導助言、産業教育の振興、学校保健、学校安全、学校給食、食育
学校地域連携係	生徒指導、地域教育の振興、不登校対策、教育相談

各教育事務所の「教育支援課、学校地域連携係」の分掌事務（生徒指導、教育相談等）が、本監査テーマである県立高等学校及び県立特別支援学校に関連する。

具体的には、各教育事務所に配置された岐阜県地域担当生徒指導主事が、各学校と教育委員会との間を繋ぐ役割を果たしている。

3 監査の重点及び監査手続

学校安全課の分掌事務のうち、主に、学校安全係、生徒指導係について、監査を実施した。具体的には、防犯カメラや、AEDの設置状況、非常変災時の対応マニュアルなどの学校安全に関するもののほか、生徒指導・いじめ問題に関するものについて、平成31年4月26日、令和元年7月24日、令和2年1月23日に、ヒアリングを実施した。また、平成25年10月3日付スポーツ健康課長「学校における非常変災時の対応等の提出について（依頼）」、「各学校の備蓄状況」、「AED整備状況一覧」、「いじめ確認シート（20日以上欠席者でいじめを訴えている生徒）」、「部活動指導 自己チェックリスト」など提出書面についての確認を行った。

岐阜県地域担当生徒指導主事についても、重要な役割を果たしていることから、岐阜教育事務所（令和元年6月21日）、西濃教育事務所（令和元年12月2日）、美濃教育事務所（令和元年7月4日）、可茂教育事務所（令和元年6月5日）、東濃教育事務所（令和元年11月29日）、飛騨教育事務所（令和元年6月24日）を訪問し、ヒアリングを実施した。また、各地域担当生徒指導主事の使用している報告書式や生徒指導・教育相談関係行事計画についても、確認を行った。

4 防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラを設置している学校において、外部提供を含む防犯カメラの運用に関するルールが定められていない学校が散見された。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 学校安全課（改善報告）】

防犯カメラのデータ等について、目的外利用ないし第三者提供することに関する規程も含めて、防犯カメラの運用規程案を作成し、各学校に通知することが望ましい。

令和2年2月21日に、学校安全課長名及び教育財務課長名により、「学校に設置している防犯カメラについて（通知）が各学校に出され、防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領の記載例が示されたので、改善報告とする。

5 いじめ事案の対応

（1）重大事態の対応

【事実関係】

平成30年度において、いじめを原因として不登校が30日を超え、最終的に転学した生徒がいたが、第三者委員会等による調査は希望しないという保護者と本人の意向から、「重大事態」とはしなかった事案が、数件確認された。不登校が20日を超えた時点で学校が教育委員会に報告をする運用となっており、いずれの事案も報告はされていた。

【規範】

いじめ防止対策推進法第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）において、「重大事態」に対処するため、「速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」とされている。また、重大事態については、「1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。転出・退学事案については、「退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。」とされている（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

（平成29年3月 文部科学省）3～4頁）。また、相当の期間とは、30日間を目安とするとされている（「いじめの防止等のための基本的な方針」31～32頁（平成29年3月14日最終改定文部科学大臣決定）、「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年8月22日改定 岐阜県）16頁）。

調査の主体については、学校が主体となるか、学校の設置者（教育委員会等）が主体となるかの判断を学校の設置者として行うこと。また、その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど、調査組織の構成についても適切に判断すること

とされている（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」6頁）。また、重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識することとされている（同2頁）。

なお、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）8頁では、「被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること」とされている。

【指摘 学校安全課】

いじめ防止対策推進法第28条は、本人及び保護者の意向を「重大事態」該当性の要件としていない。

「重大事態」に該当する場合、本人及び保護者の意向に関わらず、「重大事態」として把握した上で、本人及び保護者の意向も考慮し、個別の事案に応じた調査方法等について検討し、学校への指導・連携を強化すべきである。

なお、本人及び保護者の意向により調査等に制約が出る場面もあるかもしれないが、上記ガイドラインの記載からも、それはやむを得ないと思われる。

（2）30日間以上の不登校事案や転出・退学事案の記録

【事実関係】

各学校におけるヒアリングによると、30日間以上の不登校事案や転出・退学事案については、調査した結果、いじめが原因ではないとの回答であった。しかし、学校の対応等について何らかの記録はあるが、調査の過程を記録した調査書を作成していない学校が散見された。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

いじめ防止対策推進法第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）において、「重大事態」に対処するため、「速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」とされている。また、重大事態については、「1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。転出・退学事案については、「退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う

必要がある。」とされている（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 3～4 頁 平成 29 年 3 月 文部科学省）。また、相当の期間とは、30 日間を目安とするとされている（「いじめの防止等のための基本的な方針」 31～32 頁（平成 29 年 3 月 14 日最終改定 文部科学大臣決定）。「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」（平成 29 年 8 月 22 日改定 岐阜県） 16 頁）。

【指摘 学校安全課】

30 日間以上の不登校事案や転出・退学事案の場合、いじめが原因であるとする、「重大事態」として、岐阜県教育委員会に報告し、調査委員会を設けるなどして、調査をする必要がある。後日、いじめが原因で、学校が行うべき調査委員会による調査等をしなかったとの主張がなされた場合、調査の過程を記録した調査書を作成していないと、確認等を行うことができない可能性がある。また、調査書の作成過程において、いじめが原因である可能性がなかったか自己点検する機会ともなる。

いじめ事案の調査結果について整理した調査書が作成できるよう、各学校に、調査書の統一的な書式を示して、調査書を作成するよう指導すべきである。

6 交通安全

（1）自転車通学用の保険

【事実関係】

自転車通学を希望する生徒に対して、保険加入を勧めているが、保険に加入したことの確認はしていない学校が散見された。

【規範】

各学校における内規では、「自転車通学規定」が設けられており、原則として、自転車保険または総合保険に加入していることを、自転車通学の許可条件としている。

【意見 学校安全課】

自転車保険の加入を自転車通学の条件とする場合には、自転車通学を行う生徒の保険加入について、確認を行うよう、各学校に指導することが望ましい。

学校に対する損害賠償リスクについては、それほど高くないかもしれないが、組織運営の合理化等のために、意見とする。

7 非常変災時への対応

【事実関係】

各県立高等学校及び県立特別支援学校において、「非常変災時における対応方針」や「非常変災時における対応の留意点」など危機管理等マニュアルを設けたり、防災規程を制定したりしている。しかし、具体的な避難経路や避難方法、避難場所について、記載されていない学校も散見された。

【規範】

仙台高裁平成 30 年 4 月 26 日判決において、大川小の震災前の防災対策に不備があり、石巻市教育委員会も指導を怠ったとして責任を認め、14 億 3000 万円余の賠償を命じた判決が出された。その後、令和元年 10 月 11 日、最高裁判所は、上告棄却等の決定を出した。当該判決において、教育委員会は、学校に対し、「危険発生時に教職員がとるべき措置の具体的内容や手順を定めた危機管理マニュアルを作成するように指導し、それが地域の実情等を踏まえた内容となっているかを確認し、不備があれば是正を指示する義務があった。」とされている。

【意見 学校安全課（改善報告）】

危機管理マニュアルにおいて、具体的な避難経路や避難方法、避難場所を記載するなど、地域の実情等を踏まえた具体的なマニュアルにすることが望ましい。

この点、令和 2 年 1 月 23 日時点においては、点検チェックシートを活用し、各学校でのマニュアルの見直しを報告させるとともに、各学校においてマニュアルの不十分な点を改善・反映されたものを提出させているとのことである。

第 8 学校支援課

1 学校支援課の分掌事務

管理調整係	予算経理、物品出納、庶務、国費会計事務
教科教育第一係	小中学校の教科教育、学力向上総合推進事業、教育課程の指導、道徳教育、教科書事務、研究指定事業に関すること
教科教育第二係	高等学校の教科（専門教科を除く。）教育、総合的な学習（探究）の時間、学力向上総合推進事業、教育課程の指導、生徒指導要録、成績管理、教科書事務、学校支援訪問、道徳教育、環境教育、教育研究団体の指導及び助言、研究指定事業に関すること
総合支援第一係	幼小中学校教育一般、学校経営、総合的な学習の時間、特別活動、キャリア教育、進路指導、環境教育、外国人児童生徒教育、国際理解教育、へき地教育、幼児教育、学校図書館教育、教育研究団体の支援、中学校卒業程度認定試験、PTA に関すること
総合支援第二係	高等学校教育一般、学校評価、特別活動、進路指導、キャリア教育、国際理解教育、インターンシップ、高等学校入学者選抜、定時制・通信制、学校図書館教育、高等学校卒業程度認定試験、PTA・青少年教育団体共済法に関すること
産業教育係	専門教科教育、産業教育施設・整備、地域と協働による事業の推進、専門高校の国際化推進、地方産業教育審議会に関すること
人権教育係	人権教育に関すること

2 監査の重点及び監査手続

分掌事務のうち、教科教育第二係、総合支援第二係、産業教育係について、監査を実施した。具体的には、学力向上総合推進事業、教育課程の指導、学校支援訪問、研究指定事業、学校評価、学校図書館教育、専門教科教育、産業教育施設・整備、地域と協働による事業の推進、専門高校の国際化推進などについて、平成31年4月25日、令和元年7月24日、令和2年1月27日に、学校支援課に対して、ヒアリングを実施した。また、「岐阜県高等学校の活性化に関する検討まとめ(2018年度)」(2019年4月 岐阜県教育委員会)、「平成31年度教育指導の重点及び学校経営計画(高等学校版マニフェスト)」(平成31年4月3日学校支援課長)、「令和元年度学校評価について(依頼)」(令和元年6月13日学校支援課長)、「学校改善につながる実効性のある学校評価の充実」(平成24年3月岐阜県教育委員会)、SGH課題研究に要する生徒用パソコンの賃貸借契約書、平成30年度専門高校生国際化推進事業について(通知)や、平成30年度岐阜県高校生海外研修派遣事業参加事業交付金実績報告書、平成30年3月28日付岐阜県教育委員会と文学座との連携協力に関する協定書などの資料について、確認を行った。

3 学校支援課の事業

(1) 事業の概要

スーパーグローバルハイスクール事業	1891万7784円
急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会問題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決能力等の国際的教養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバルリーダーを高等学校段階から育成する。国内外の企業や大学等と連携し、グループワーク、ディスカッション、論文作成、プレゼンテーション、フィールドワーク等を実施するなど、グローバルな社会課題の研究を中心とした教育課程の開発・実践を行う中で、将来様々な国際舞台で活躍できる人材の輩出を期待して行われている。岐阜商業高校、大垣北高校(国指定)、関高校、多治見北高校、斐太高校の5校が指定されている。	
理数教育フラッグシップハイスクール事業	868万9098円
主体的・協働的に課題に取り組み、自ら学ぶことのできる生徒の育成を推進するための探究的な学習(課題発見・解決型学習)のカリキュラムを研究開発し、実施する県立高等学校を支援する。大学等の高等教育機関、研究機関、企業等と連携・協力し、探究的な学習を行うための事業である。岐阜高校、岐山高校、岐阜農林高校、大垣東高校、恵那高校(国指定)、吉城高校の6校が指定されている。	
スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール事業	998万8625円
社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う事業であ	

り、岐阜工業高校（国指定）、岐阜農林高校（国指定）が指定されている。 岐阜工業高校では、航空宇宙産業の今後の発展を担うことができる生徒の育成などに取り組んでいる。 岐阜農林高校では、生産方法を工夫した農畜産物ブランドづくり（次世代型トマト栽培技術、グローバルGAPの取得）などに取り組んでいる。	
専門高校生国際化推進事業	590 万 5686 円
県内の専門高校を4校ずつ指定し、地域や生徒の実態、学科の特性を踏まえ、グローバル化に対応した職業人を育成するために、海外インターンシップや留学生との交流、実践的な英語の授業を通して、外国語によるコミュニケーション能力を高め、国際的な視野を有した地域産業人を育成する。 (ア) 加茂農林高校（海外研修先：台湾） (イ) 多治見工業高校（海外研修先：台湾） (ウ) 東濃実業高校（海外研修先：シンガポール） (エ) 瑞浪高校（東濃地区を含めた日本の伝統文化についての理解を深めた）	
専門高校活性化に向けた総合戦略事業	379 万 6774 円
岐阜県地方産業教育審議会答申を踏まえ、県内5地区における専門高校の在り方について協議する地区検討委員会を設置、専門高校における地域の特色を生かした教育についての実践研究4校（飛騨高山高校、岐南工業高校、土岐商業高校、大垣桜高校）を指定し、外部人材・外部施設の活用や産業界等とのマッチングについて研究を行った。また、専門高校生国際職業訓練プログラムについては、海外の研修先等の調査・研究を行った。	
農業高校生海外実習派遣	854 万 5215 円
農業高校生を海外に派遣し、大型機械を導入した大規模農業や環境に配慮した環境保全型農業を視察し、本県農業後継者を育成する。派遣先は、アメリカ、ブラジル、ドイツ、オランダであり、派遣人員は12人（生徒10員、引率者2人）である。	
高等学校における演劇等ワークショップ事業	775 万 3100 円
生徒の人間関係形成能力を育成するため、県立高等学校6校（山県高校、羽島高校、揖斐高校、不破高校、東濃高校、恵那南高校）にプロの演出家や俳優等が講師として訪問し、学校の実態に応じた演劇表現等のワークショップを実施することにより、自己実現を通してコミュニケーション能力の向上を図る。	

（２）各事業の評価分析

【事実関係】

ヒアリングによると、各事業について、学校支援課の教科教育第二係、総合支援第二係、産業教育係は、各高等学校と、密に連絡を取っており、1年間の事業の結果を踏まえ、次年度の事業についての修正等を検討しているとのことである。例えば、平成31年度理数教育フラッグシップハイスクール実施計画書にお

いて、大垣東高等学校は、「昨年度の反省を踏まえ、特に課題研究の内容のレベルアップを図る。昨年度は外部指導者からの指導を受ける時間が不十分であったので、その対策としてスケジュールを見直し、研究活動の時間を十分にとる。また、昨年できなかった課題研究のルーブリック評価を実施する。」と記載されており、前年度の反省点を踏まえて、次年度の実施計画書を作成している学校も存在する。しかし、昨年度の反省や課題を踏まえて改善する旨の記載のある実施計画書を作成していない学校もある。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【意見 学校支援課】

大垣東高等学校のように、前年度の事業の有効性や課題について反省し、次年度に反映させたという経過が分かる実施計画書を作成することが望ましい。

4 学校評価の公開

【事実関係】

自己評価、学校関係者評価の結果を、ホームページに掲載していない高等学校があった。

【規範】

岐阜県立高等学校規則第7条の2第3項「校長は、自己評価及び学校関係者評価の結果を学校評議員、学校運営協議会委員、保護者等に説明するとともに公表するものとする。」

【指摘 学校支援課（改善報告）】

学校支援課は、各学校が、自己評価、学校関係者評価の結果を、ホームページに掲載しているか確認し、公表するよう指導すべきである。

学校支援課から各学校に指導した結果、令和2年2月13日時点で、全ての学校のホームページに掲載されていることを確認したので、改善報告とする。

5 毒物・劇物の管理

（1）鍵付きの冷蔵庫

【事実関係】

各高等学校、各特別支援学校において、アンモニア水や過酸化水素水などの劇物があるにも関わらず、鍵付きの冷蔵庫がない学校もあった。かかる場合、暗室に保管するか、外付けの鍵を冷蔵庫に付けて、アンモニア水や過酸化水素水などの劇物を保管することとなる。

【意見 学校支援課】

予算に限りはあるが、鍵付きの冷蔵庫を、各高等学校、各特別支援学校に整備することが望ましい。

(2) 毒物・劇物の表示

【事実関係】

鍵付きの冷蔵庫がある場合でも、アンモニア水や過酸化水素水などの劇物が入っている冷蔵庫に、毒物・劇物の表示がない学校が散見された。

【規範】

毒物及び劇物取締法第 12 条第 3 項において、「毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、『医薬用外』の文字及び毒物については『毒物』、劇物については『劇物』の文字を表示しなければならない。」と定められている。

【指摘 学校支援課】

過酸化水素水及びアンモニア水を保管している冷蔵庫については、「医薬用外劇物」の表示をすることを徹底させるためにも、各学校から、保管冷蔵庫の写真を提出させるべきである。

6 文学座との協定

【事実関係】

平成 30 年 3 月 28 日に、岐阜県教育委員会と文学座との連携協力に関する協定書が締結されている。この協定書により、県立高等学校 6 校（山県高等学校、羽島高等学校、揖斐高等学校、不破高等学校、東濃高等学校、恵那南高等学校）において、プロの演出家や俳優等が講師として訪問し、学校の実態に応じた演劇表現等のワークショップを実施することにより、自己実現を通してコミュニケーション能力の向上を図っている。数年前から、東濃高等学校において、県事業を活用したワークショップを実施しており、この取組を県内の学校に広めるため、岐阜県教育委員会がワークショップの依頼先であった文学座と協定を締結するに至ったとのことである。

しかし、文学座との協定書に関する決裁文書には、文学座を選定した理由は明記されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 学校支援課】

数ある劇団の中から文学座を選定しているのであるから、説明責任を果たせるように、文学座との協定についての決裁文書に、文学座を選定した理由を明記すべきである。

第9 特別支援教育課

1 特別支援教育課の分掌事務

管理調整係	課内調整、予算執行、物品出納、就学奨励事業
特別支援教育企画係	特別支援教育の振興（体制整備、教育内容の充実等）、教育課程の編成、進路指導、医療的ケア、就労支援、職業教育の充実、雇用企業拡大、新子どもかがやきプラン推進委員会に関する事
発達障がい教育係	発達障がい教育、小・中・義・高等学校における特別支援教育、教育支援、特別支援教育の研修に関する事
環境整備係	特別支援学校の施設・備品整備、スクールバスの整備

2 監査の重点及び監査手続

特別支援教育課は、特別支援教育全般について、支援している担当課である。特別支援教育に特有の就学奨励費のほか、医療的ケア、障害者の差別解消等を重点的に監査した。

具体的には、令和4月25日の予備調査のほか、同年7月22日、同年12月9日に、特別支援教育課に対してヒアリングをし、資料を徴求した。

3 奨学奨励費の制度

【事実関係】

（1）制度概要

特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の負担能力に応じて、就学に必要な経費を支給することにより、特別支援教育の普及奨励を図るものであり、「特別支援学校への奨学奨励に関する法律」により規定された制度である。対象経費としては、具体的に、学校給食費、校外学習費、通学費、学用品購入費などがある。

（2）支給の流れ

県教育委員会は、保護者の経済的負担能力により支弁区分（保護者の経済的負担能力による3段階の支給率の区分）を決定し、学校長に通知する。学校長は、保護者から提出された支給額の算定に必要な資料等から支給対象額を算定し、支弁区分や限度額を踏まえ、支給額を決定し、保護者に支給する。

支給額の決定のため、①保護者から提出された領収書の集計→②手入力でエクセル表を作成→③奨励費システムに手入力→④財務会計システムの4つの手順を経る。③→④については決裁により複数人のチェックが働いていたため、誤りはなかったが、①→②、②→③の過程においては、担当者が1人で行い、複数人がチェックしていない学校があった。また、学校長による支給対象額の算定について、特別支援教育課が、根拠資料をもとにチェックをすることはしていない。

（３）就学奨励費の支給誤り

平成 30 年度について、県立特別支援学校全 21 校中 6 校で 49 件 26 万 5023 円の支給誤りが判明した。支給不足は 29 件 21 万 2075 円であり、支給超過は 20 件 5 万 2948 円であった。支給誤りを費目別にみると、学用品が 14 件、新入学学用品が 5 件、通学費（本人）が 16 件、通学費（付添）が 5 件、通学費（交流）が 1 件、通学費（職場実習）が 4 件、給食費が 4 件の合計 49 件であった。

支給誤りの原因は、支給額算定システムへの数値入力誤りと支給対象とすべき経費の把握誤りであった。

【規範】

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第 1 条では、学校給食費、通学に要する交通費、付添人の付添に関する交通費、学用品の購入費など経費の範囲及び算定基準について、定められている。

【指摘 特別支援教育課（改善報告）】

対象とすべき経費や入力の結果を、複数人で確認するよう、各特別支援学校に指導すべきである。また、特別支援教育課の担当者も、特別支援学校を訪問し、奨学奨励費の算定について、根拠資料をもとに、サンプリングチェックなどで、確認すべきである。

なお、令和元年 11 月 27 日頃、各学校長に対し、対象とすべき経費や入力の結果を複数人で確認するよう指導したので、改善報告とする。今後、マニュアルを改訂し、説明会を実施するとともに、定期的に特別支援学校を訪問し、就学奨励費の算定について指導していく予定とのことである。

4 刃物の使用管理簿

【事実関係】

特別支援学校において、ハサミや包丁等の刃物の危険物については、鍵のある保管庫に保管しているが、使用管理簿がない。特別支援教育課より、刃物の使用管理簿を作成するよう求める通知は出されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会事務局組織規則第 3 条「特別支援教育課」では、「14 県立特別支援学校の施設の整備に関すること」を定める。

平成 28 年 12 月 12 日付け学支第 1428 号の「調理実習室等の安全・衛生管理の徹底について」（通知）により、「3 刃物の管理」に、「（１）被服・調理実習等の家庭科において使用するハサミや包丁等の刃物には全て番号を記入し、鍵のかかる場所で保管するとともに、当該鍵は教職員が厳重に管理すること。」、「（３）別紙 3 を参考にして、各学校で「刃物の使用管理簿」を作成すること」、「（４）実習の前後には刃物等の本数や番号等を確認して「刃物の使用管理簿」に記入すること」、「（５）「刃物の使用管理簿」は、実習室の管理者が 1 年間保管するとともに、定期的に管理職が確認する事」との通知がある。

当該通知は、公立高等学校長宛であるが、特別支援学校にも、安全・衛生管理のために、必要な内容である。

【指摘 特別支援教育課】

ハサミや包丁等の刃物について、「刃物の使用管理簿」の書式（巻末資料参照）を示して、各特別支援学校において、作成させるべきである。

5 寄宿舎の有効活用

【事実関係】

大垣特別支援学校など、寄宿舎の入居者が定員を大きく下回っている学校が散見された。他方、大垣養老高等学校では、寄宿舎を利用して、農業経営者のための研修会を実施している。

【規範】

地方自治法第2条第14項では、最少の経費で最大の効果を挙げることを規定し、同条第15項では、組織及び運営の合理化に努めることを規定する。

【意見 特別支援教育課、教育総務課、教育財務課、学校支援課】

大きく定員割れしている寄宿舎の有効活用について、大垣養老高等学校の事例などを参考に、検討することが望ましい。

仮に、寄宿舎の有効活用ができないのであれば、維持費等も考慮し、廃止することを検討することが望ましい。

6 医療的ケア

【事実関係】

同種類のヒヤリハット事例が続いている学校が存在した（中濃特別支援学校）。

特別支援教育課によると、ヒヤリハット事例を集積して、研修やハンドブックの題材にしているとのことである。ハンドブックとしては、「医療的ケアにおける事故を未然に防ぐためのハンドブック」（平成26年1月策定）、「医療的ケアにおける事故を未然に防ぐためのハンドブック2」（平成27年1月策定）、「特別支援学校における薬の取扱いの手引き」（平成28年4月21日改訂）がある。特別支援教育課によると、数年に1回、改訂しているとのことである。

【規範】

平成31年3月20日付け30文科初第1769号の「学校における医療的ケアの今後の対応について」（通知）により、「3. 教育委員会における管理体制の在り方」「（1）総括的な管理体制の整備」において、「4）看護師等や教職員の研修や養成」「7）ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析」を実施するとされている。

【意見 特別支援教育課】

医療的ケアにおける事故を未然に防ぐためのハンドブックについては、岐阜県内のヒヤリハット事例を参考にし、定期的に改訂し、研修を行うことが望まし

い。

7 障害者差別解消法

(1) いじめ・迷惑調査のアンケート

【事実関係】

各特別支援学校において、知的障がいのため、書面によるアンケートに回答が困難である児童・生徒について、実施していない学校もあった。いじめ・迷惑調査のアンケートについて、実施対象から漏れている児童・生徒が存在しているものの、特別支援教育課からは、各学校に、特に、指導等はしていない。

【規範】

障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律第7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）「1 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」

【指摘 特別支援教育課】

いじめ・迷惑調査のアンケートにおいて、生徒の中で、アンケート用紙による回答が困難な生徒がいるとしても、面談などにより、回答を得ることができる児童・生徒もいる。そこで、可能な限り、アンケート用紙だけでなく、面談などにより、児童・生徒から回答を得ることができるよう、特別支援教育課は、各学校に、指導すべきである。

なお、本指摘は、いじめ等の問題行動を早期に発見し、重大事態を防ぎ、損害賠償リスクを低減させるとともに、いじめ防止対策委員会に提供する基礎資料を有意なものにするという有効性等の3Eの観点からも、述べている。

(2) 緊急避難用具

【事実関係】

避難時に利用する滑り台は設置基準を満たしているが、傾斜角度が急であったり、1人しか滑ることができない幅しかなかったりする。そのため、岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校などの児童生徒のように、日常生活に補助を必要とする児童生徒など障害の特性や状態によっては、補助なしで、1人で下りることが困難な避難用具がある。

【規範】

障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律第7条（行政機関等におけ

る障害を理由とする差別の禁止) 第2項「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」

【意見 特別支援教育課】

予算の制約もあるが、児童生徒の障害の特性に応じた避難用具を、特別支援学校において、整備する計画を立てることが望ましい。

第10 体育健康課

1 体育健康課の分掌事務

管理調整係	予算経理、物品出納
学校保健係	保健指導、保健管理
学校給食係	学校給食管理・指導、食育
学校体育係	体育・保健体育、運動部活動

2 監査の重点及び監査手続

分掌事務のうち、主に、学校体育係について、監査を実施した。具体的には、部活動における指導等の問題や部活動に関する補助金などについて、平成31年4月24日、令和元年7月17日、令和2年1月23日に、体育健康課に対するヒアリングを実施した。また、「部活動指導 自己チェックリスト」、「平成30年度補助金等交付状況」などの資料についての確認を行った。

岐阜県保健体育等振興補助金については、令和元年8月1日に、岐阜県高等学校体育連盟の事務局(岐阜北高等学校)を訪問し、ヒアリングを実施した。また、令和元年7月29日に、岐阜県特別支援学校体育連盟の事務局(本巣特別支援学校)を訪問し、ヒアリングを実施した。

その他、令和元年8月27日、地域スポーツ課に対して、岐阜県スポーツコミッション(合宿誘致)推進事業費補助金について、ヒアリングを実施した。また、同日、競技スポーツ課に対して、競技力向上対策事業費交付金(清流アスリート強化事業)について、ヒアリングを実施した。

3 部活動の指導

(1) 部活動に関する財務監査

部活動についても、財務監査に該当すると考えられる論点について、取り上げた。県立高等学校において、部活動顧問の部員に対する個別指導の内容や、部活動停止措置を執ったことについて、違法であるとして、岐阜県が、30万円の賠

償を命ぜられる判決があった。したがって、損害賠償リスクとして看過できないものがあるため、判決に関連して、部活動の指導についても、監査の対象とした。

また、各高等学校及び各特別支援学校においても、PTAや育友会、部活動振興会などに対して、部活動に関する補助金が支出されている。私費会計と財務監査という論点があるものの、補助金の支出という観点から、財務監査として取り上げている。

このほか、部活動が使用するマイクロバスや物置などの管理についても、財務監査として、各高等学校及び各特別支援学校において、取り上げている。

（２）部活動の指導

【事実関係①】

県立高等学校において、１年生の部員が、部顧問教員の個別指導や十分な説明もせず１か月の部活動停止措置を講じたことは教育的配慮を欠いた重すぎる措置であり、社会通念に照らし許容される限度を超えた違法があったとして、30万円の慰謝料の支払を命じた。

また、平成30年度から令和元年度にかけて、４件、部活動における指導において体罰等に該当するという懲戒処分事例が発生している。

【規範】

岐阜県高等学校部活動ガイドライン（岐阜県教育委員会 平成31年3月）の4（１）「適切な指導の実施①体罰等の許されない指導の未然防止」において、「ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、上記手引書及びガイドラインの内容を十分理解し、体罰・ハラスメント・不適切な発言等の根絶を改めて徹底すること」「イ 県教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、引き続き支援及び指導・是正を行うものとする。」

これからの運動部活動（岐阜県教育委員会スポーツ健康課 平成25年6月）の「５ 体罰等の根絶」では、「許されない行為」として、「脅し、威圧・威嚇的言動、嫌がらせなど、パワー・ハラスメントと判断される行為や、生徒の人格を否定するような発言を行う。」「特定の生徒に対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える。」などが挙げられている。

【指摘 体育健康課、学校支援課】

部内で問題が起きた場合の対応として、事実関係や状況を把握した上で、管理職に報告し、組織として対応することを岐阜県高等学校部活動ガイドラインに明記するよう、改訂を検討すべきである。

【事実関係②】

令和元年6月12日、部活動における体罰やハラスメント等について、研修会を実施した。また、部活動における自己の指導を振り返り、点検していくことができるように、「部活動 自己チェックリスト」を作成し、各学校に配布した。

【意見 体育健康課、学校支援課】

各学校における「部活動 自己チェックリスト」の活用状況を確認した上で、チェックリストの記載内容を集計して分析し、分析結果について、今後の体罰やハラスメントに関する研修に反映することが望ましい。

4 岐阜県高等学校体育連盟に対する補助金

(1) 岐阜県高等学校体育連盟

岐阜県高等学校体育連盟は、「県内高等学校における体育・スポーツの健全な普及発展を図ることを目的とする」（岐阜県高等学校体育連盟規約第3条）団体であり、県内の高等学校（加盟校）により、組織されている（同第5条）。高等学校体育連盟は、昭和24年4月に発足し、昭和42年に、岐阜高等学校から、岐阜北高等学校に、事務局が移転し、現在に至る。公立高等学校は、全て、加入している。

(2) 補助金

岐阜県高等学校体育連盟に交付される補助金としては、岐阜県保健体育等振興補助金（高等学校体育大会開催事業）と岐阜県保健体育等振興補助金（全国・ブロック高等学校体育大会派遣事業）がある。

高等学校体育大会開催事業は、岐阜県高等学校体育連盟が行う岐阜県高等学校体育大会に要する経費に対して、補助を行うものであり、平成30年度は、200万円が支出された。

全国・ブロック高等学校体育大会派遣事業は、代表校（全国高等学校体育大会・東海高等学校体育大会の出場権を得た学校の部活動）の生徒及び引率者の全国・東海大会への参加を支援し、保護者負担の軽減と学校運動部活動の健全な発展と充実を図るため、交通費・宿泊費の補助を行うものであり、平成30年度は、1032万9800円が支出された。

大会派遣事業による補助金は、岐阜県高等学校体育連盟を通じて、各高等学校のPTA、育友会、部活動後援会、部活動振興会などに、交付される。

本監査においては、全国・ブロック高等学校体育大会派遣事業による補助金について、着目し、監査を実施した。

(3) 全国・ブロック高等学校体育大会派遣事業による補助金

【事実関係】

大会派遣補助金について、岐阜県高等学校体育連盟は、各高等学校のPTA、育友会、部活動後援会、部活動振興会から、既に支出された交通費・宿泊費の5分の1について、請求を受けて、交付する。請求においては、請求内訳書及び実績報告書が提出されるが、その根拠資料に関しては提出されていない。

岐阜県高等学校体育連盟に対するヒアリングでは、代表校において大会に係

る派遣費の支出元はすべてPTA会費や部活動後援会（若しくは、PTAから徴収された費用）であり、その会計に関する内容は、PTA総会においても諮られていることから、その一部（5分の1）である大会派遣費補助金についても、適正な会計処理がなされ、根拠資料は必ず存在するものと判断しているとの説明がなされた。また、根拠資料を代表校すべてに提出を求めた場合、毎年膨大な書類となることなどから、代表校に対して根拠資料の保管を依頼するのみで、その提出を求めているいないとの説明があった。

体育健康課も、高等学校体育連盟を訪問して、実績報告書等の確認は行うが、高等学校体育連盟に提出されていない領収書等の根拠資料を確認していない。

【規範】

岐阜県補助金交付規則第22条（書類、帳簿等の整備及び保存）「補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、知事の定める期間保存しなければならない。」

岐阜県保健体育等振興補助金交付要綱第4条（補助金の交付の条件）「補助金の交付を決定する場合につける条件は、次に掲げるとおりとする。5 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付けること。ロ 間接補助事業者は、間接補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、間接補助事業の完了した年度の翌年度以後5年間保存すること」

同要綱第11条「規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度5年間とする。」

【指摘 体育健康課、岐阜県高等学校体育連盟】

規範にある規則や要綱が、帳簿等の保存を求めていることから、体育健康課及び高等学校体育連盟は、各高等学校のPTA、育友会、部活動後援会、部活動振興会などから、交通費や宿泊費の根拠資料を提出させるべきである。

仮に、根拠資料の提出が困難な事情があるのであれば、毎年、いくつかの代表校に抽出調査をして、根拠資料を確認すべきである。

5 特別支援学校体育連盟に対する補助金

（1）岐阜県特別支援学校体育連盟

岐阜県特別支援学校体育連盟は、「岐阜県内の特別支援学校の児童生徒に体育及びスポーツを奨励し、明るくたくましい人づくりの推進を図ることを目的とする」（岐阜県特別支援学校体育連盟規約第3条）団体であり、県内の特別支援学校により、組織されている（同第5条）。特別支援学校体育連盟は、昭和59年6月に発足し、県立特別支援学校は、全て、加入している。事務局を会長の勤務する学校に置く（同第2条）。

（2）岐阜県保健体育等振興補助金

【事実関係】

岐阜県特別支援学校体育連盟に交付される補助金としては、岐阜県保健体育等振興補助金（特別支援学校ふれあいスポーツ大会開催事業）がある。

岐阜県保健体育等振興補助金（特別支援学校ふれあいスポーツ大会開催事業）は、「岐阜県保健体育等振興補助金（特別支援学校ふれあいスポーツ大会開催事業）交付要領」の第1条及び第2条において、「特体連が行うふれあいスポーツ大会の実施に伴う諸経費を補助し、大会の充実振興を図る」ことを目的としている。

岐阜県特別支援学校体育連盟の説明によると、ふれあいスポーツ大会は、県内の特別支援学校の児童生徒が一堂に会する大会であったが、学校数や児童生徒の参加数が年々増加し運営が困難になった。そのため、平成24年度に運営方法を変え、平成25年に各地区において実施した。しかし、様々な課題が生じたため各地区での開催を断念せざるをえなかった。特別支援学校体育連盟は、中学校体育連盟や高等学校体育連盟の大会とは違い、各学校の全てに部活動が位置づいていないことや運動の機会の継続のため、特別支援学校の児童生徒であれば誰でもどの競技にも参加ができるよう、平成26年度に5競技（フライングディスク、陸上、サッカー、バスケットボール、バレーボール）の専門部を設立し、ふれあいスポーツ事業とし、各専門部が行う大会等をふれあいスポーツ大会と位置付けて参加ができるよう開催しているとのことである。平成28年度には、卓球が加わり、6競技となった。平成30年度は、補助金75万円が支出され、各専門部が行う大会の諸経費に使われた。

岐阜県保健体育等振興補助金交付要綱や岐阜県保健体育等振興補助金（特別支援学校ふれあいスポーツ大会開催事業）交付要領について改正はない。

【規範】

岐阜県保健体育等振興補助金交付要綱第2条「4 特別支援学校ふれあいスポーツ大会開催事業」

岐阜県保健体育等振興補助金（特別支援学校ふれあいスポーツ大会開催事業）交付要領第2条では、「特体連が行うふれあいスポーツ大会の実施に伴う諸経費に対して補助し、もって大会の充実振興を図る。」

【指摘 体育健康課】

平成24年度末に「従来のふれあいスポーツ大会の廃止」、平成25年度に「各地区ふれあいスポーツ大会を廃止」した経緯、岐阜県保健体育等振興補助金交付要綱及び同要領において、「特別支援学校ふれあいスポーツ大会開催事業」と明記されていることを考慮すると、各専門部が行う大会等をふれあいスポーツ大会と位置付けることができるかは不明である。そのため、同大会等に対して、岐阜県保健体育等振興補助金（特別支援学校ふれあいスポーツ大会開催事業）の交付をする根拠があいまいとなることから、岐阜県保健体育等振興補助金交付要綱及び同要領を改正すべきである。

6 高等学校及び特別支援学校高等部の運動部活動の後援会等に対する補助金

【補助金の概要】

岐阜県保健体育等振興補助金（高等学校部活動振興事業）は、「岐阜県保健体育等振興補助金（高等学校部活動振興事業）交付要領」の第1条及び第2条にあるように「岐阜県立高等学校及び岐阜県立特別支援学校高等部の実施に伴う諸経費に対して補助し、もって運動部の充実振興を図る」ことを目的としている。

補助対象経費としては、（１）交通費（旅費、使用料及び賃借料）と（２）消耗品費（特別支援学校高等部に限る）とされている（同要領第4条）。

【事実関係】

岐阜県保健体育等振興補助金（高等学校部活動振興事業）について、体育健康課は、各高等学校及び各特別支援学校高等部のPTA、育友会、部活動後援会、部活動振興会に対して、概算払いを行い、事業完了後、収支決算書及び実施報告書を提出させ、精算する。平成30年度は、713万8701円が、支出された。

7 その他の運動部活動に関する補助金

（１）競技力向上対策事業費交付金（清流アスリート強化事業）

清流アスリート強化事業及びオリンピック強化支援事業を交付金交付事業とし、競技力向上対策事業費交付金交付要綱に基づき、実施され、競技スポーツ課が担当している。

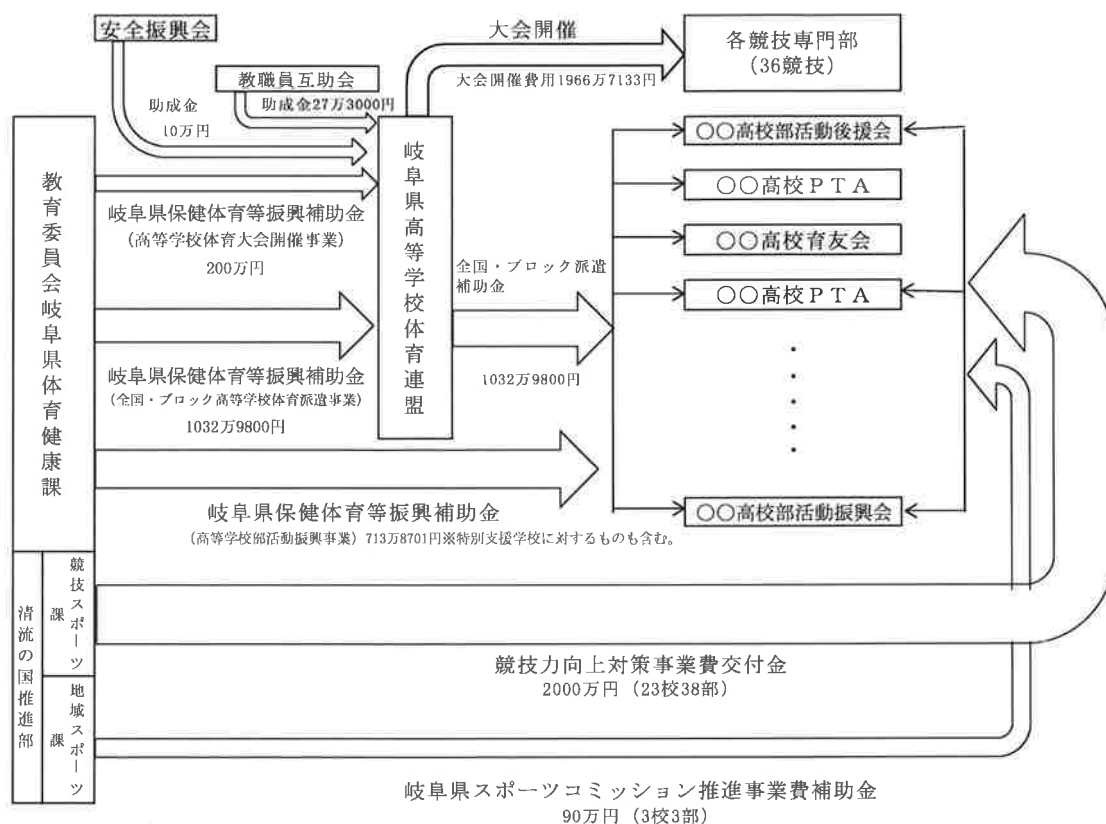
平成30年度は、県立高等学校では、岐阜商業高等学校（陸上競技含めて6部活動）、飛騨神岡高等学校（スキー）など23校38部に対して、合計2000万円支出されている。

（２）岐阜県スポーツコミッション（合宿誘致）推進事業費補助金

高地トレーニングエリアその他の県内スポーツ施設で実施する合宿のうち、延べ50泊以上する合宿で、国民体育大会において入賞実績を持つ選手が所属する事業者が実施するものなどが、補助金対象事業である。

岐阜県スポーツコミッション（合宿誘致）推進事業費補助金交付要綱に基づき実施され、地域スポーツ課が担当している。

平成30年度は、県立高等学校では、岐南工業高等学校（レスリング）、岐阜農林高等学校（男子バスケットボール）、岐阜商業高等学校（女子バスケットボール）の3校の部活動に対して、合計90万円が支出されている。



第 11 文化伝承課

1 文化伝承課の分掌事務

管理調整係	予算及び決算に関すること。予算の執行に関すること
教育文化係	美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、先端科学技術体験センターに関すること。著作権に関すること
伝統文化係	文化財に関すること。重砲刀剣類の登録及び製作承認に関すること
記念物保護係	記念物、史跡、埋蔵文化財に関すること。国史跡高山陣屋、文化財保護センターに関すること

2 監査の重点及び監査手続

文化伝承課は、教育委員会ではないが、文化部活動の補助金交付事業を所掌事務としていることから、運動部活動との対比もあり、監査の対象とした。

分掌事務のうち、主に、教育文化係について、監査を実施した。具体的には、平成 31 年 4 月 19 日に実施された文化伝承課に対するヒアリング（予備調査）を実施した。また、令和元年 8 月 21 日に、岐阜県高等学校文化連盟の事務局（加納高等学校）を訪問し、ヒアリングを実施し、「岐阜県高等学校文化連盟 平成 30 年度 一般会計 決算」などの資料について確認を行った。令和元年 8 月 28

日に、岐阜県特別支援学校文化連盟の理事長（平成 30 年度）である海津特別支援学校部主事に対して、ヒアリングを実施し、「平成 30 年度岐阜県特別支援学校文化連盟収支決算報告資料」などの資料について確認を行った。

3 岐阜県高等学校文化連盟に対する補助金

（１）岐阜県高等学校文化連盟

岐阜県高等学校文化連盟は、「県内高等学校における文化活動の健全な発達を図ることを目的とする」（岐阜県高等学校文化連盟規約第 3 条）団体であり、県内の高等学校及び高等部を置く特別支援学校等により、組織されている（同第 2 条）。高等学校文化連盟は、昭和 54 年 6 月に発足し、事務局を事務局長の勤務する学校に置く（同第 1 条）こととしており、会長は、加納高等学校の校長が就任している。

（２）補助金

岐阜県高等学校文化連盟に交付される補助金等としては、岐阜県高等学校総合文化祭開催費負担金と全国高等学校総合文化祭派遣事業がある。

岐阜県高等学校総合文化祭開催費負担金は、岐阜県高等学校文化連盟が行う岐阜県高等学校総合文化祭事業の開催に係る経費に対して、補助を行うものであり、平成 30 年度は、132 万円が支出された。

全国高等学校総合文化祭派遣事業は、全国高等学校総合文化祭派遣に係る経費のうち、運賃の 1 / 2 以内、宿泊費の 1 / 2 以内を補助するものであり、平成 30 年度は、100 万円が支出された。総合文化祭派遣事業による補助金は、岐阜県高等学校文化連盟を通じて、各高等学校の P T A、育友会、部活動後援会、部活動振興会などに、交付される。

本監査においては、岐阜県高等学校総合文化祭開催費負担金について、着目し、監査を実施した。

（３）岐阜県高等学校総合文化祭開催費負担金（兼職・兼業の承認）

【事実関係】

岐阜県高等学校総合文化祭開催費負担金で補助する岐阜県高等学校総合文化祭開催費負担金の経費として、審査員の日当がある。教職員が審査をする場合は、兼職・兼業承認申請書を学校長に提出するとのことであるが、兼職・兼業承認を受けずに、審査員を務める教職員も、各学校に存在する。各学校の校長に対するヒアリングでは、審査員を務める教職員が自ら申告しない限りは、審査員をしているのか把握できないとのことであった。

【規範】

教育公務員特例法第 17 条第 1 項では、教育公務員が教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合には教育委員会（学

校長)の承認が必要であることを定めている。

【意見 岐阜県高等学校文化連盟、文化伝承課、学校支援課、教職員課】

各高等学校等において、教職員が審査員を務めているかどうかを把握することについては、限界がある。高等学校文化連盟は、各審査員(教職員)の同意を得て、各高等学校等に、審査員を務める予定であることを通知することが望ましい。

4 特別支援学校文化連盟に対する補助金

(1) 岐阜県特別支援学校文化連盟

岐阜県特別支援学校文化連盟は、「特別支援学校の児童生徒の文化活動の充実・向上を図ることを目的とする」(岐阜県特別支援学校文化連盟規約第3条)団体であり、県内の特別支援学校により、組織されている(同第5条)。特別支援学校文化連盟は、平成8年6月に発足し、県立特別支援学校は、全て、加入している。事務局を理事長の勤務する学校に置く(同第2条)こととし、会長は、毎年、交替している。

(2) 岐阜県特別支援学校文化祭開催費負担金

岐阜県特別支援学校文化連盟に交付される補助金等としては、岐阜県特別支援学校文化祭開催費負担金がある。

岐阜県特別支援学校文化祭開催費負担金は、岐阜県特別支援学校文化祭開催費に係る経費として、毎年10万円が支出されている。

(3) 書類、帳簿の保存期間

【事実関係】

平成30年度までは、岐阜県特別支援学校文化祭開催費負担金交付要綱の第9条(書類、帳簿の保存期間)には、「規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、事業が完了した年度の翌年度以降15年間とする」と定められていた。しかし、「特文連 引継ぎ品一覧」によると、平成21年度から平成30年度までの10年間の会計ファイルしか保存されていない。岐阜県特別支援学校文化連盟の事務局は、毎年、担当校が交替するため、そのたびに、記録を移動する必要がある。

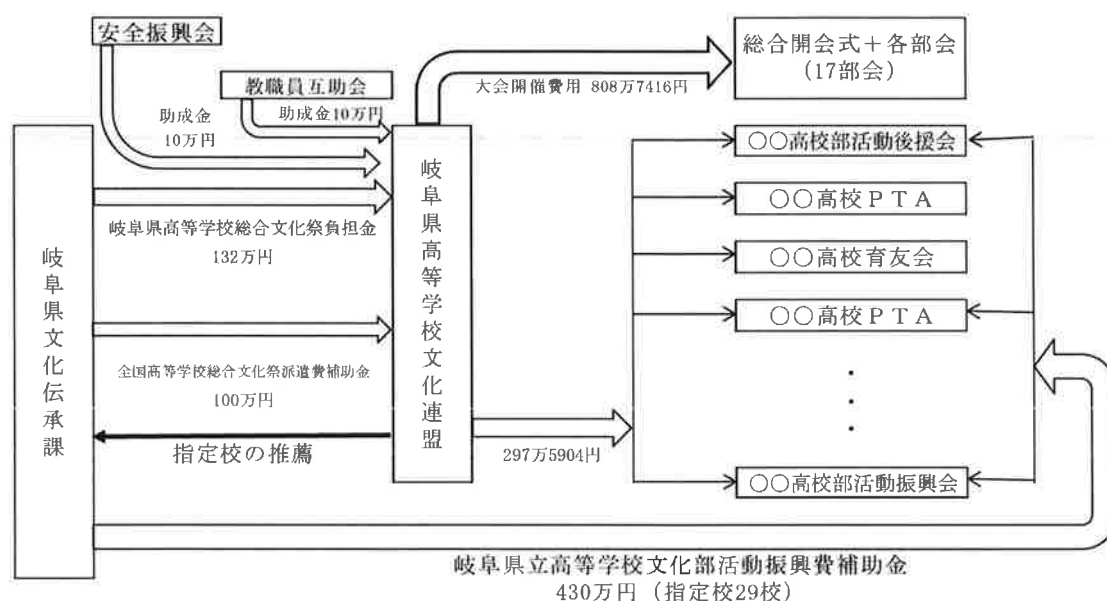
平成31年4月1日に、岐阜県特別支援学校文化祭開催費負担金交付要綱の第9条が改正され、負担金に係る文書の保存期間が5年間とされた。

5 岐阜県高等学校文化部活動振興費補助金

【補助金の概要】

岐阜県高等学校文化部活動振興費補助金は、岐阜県高等学校文化部活動振興費補助金交付要綱第2条にあるように、「県立高等学校文化系部活動事業」を補

助対象事業としている。そして、補助対象経費としては、(1) 合宿・発表会・コンクール等に要する経費、(2) 消耗機材等に要する経費、(3) 指導手当を除く部活動振興に要する経費とされている（同要綱第2条）。毎年、430 万円の予算が計上されており、岐阜県高等学校文化連盟の推薦をもとに、文化伝承課が、補助金を交付する学校（部活動後援会）に対して、補助金を交付する。



6 著作権の研修

【事実関係】

東濃実業高等学校では、箏曲部が楽譜をコピーして使用していたことについて、著作権侵害であるとして、著作権管理団体等から楽譜購入代金、編曲許諾料等を請求され、支払をした。

【意見 文化伝承課、学校支援課】

著作権の問題は、各学校の現場においても、身近に存在するものであり、またその権利発生の有無、権利侵害の有無などの判断は難しい場面が多い。

今回発生した著作権侵害事例や各学校からの質問事例等を踏まえて、適切な著作権の取扱いに関する研修について、一層の充実を図ることが望ましい。

終章 課題と提言

第1 はじめに

1 監査人らは、担任や部活動顧問も担当し、授業も行うというように、普通の教員を務めながら、弁護士業務を行うスクールロイヤーから、教員活動に携わる者の持つべき心構えについて話を聞いたことがあった。その方は、岐阜県教育委員会においても、講師を務められたことがある。その方は、「教育を論じる際には、いかにして個人的経験を排除して議論することができるかが重要であり、個人的な教育経験から離れて客観的で多角的な視点から教育を俯瞰する機会が必要である。」と述べていた。

本監査においても、できる限り、客観的で多角的な視点から教育現場を俯瞰しようと考え、県立高等学校 63 校及び県立特別支援学校 21 校、合計 84 校を全て、往査し、監査対象とした。また、学校のみならず、学校が保有する農場や演習林を訪問し、ボード部が使う艇庫など、全ての現場を確認した。監査人自身も、全ての学校を訪問した。

学校を訪問するたびに、どこの学校も、それぞれに、魅力的な特色があると感じた。また、学校で勤務する教職員や事務職員は、児童生徒のことを考え、日々の業務に熱心に取り組んでいた。

2 包括外部監査は、約 1 年にわたり、数多くのヒアリング、書類提出、調査の依頼をするものであり、本来の業務とは別の負担をかけることとなる。そのような中で、本監査を実施するにあたり、岐阜県立高等学校及び岐阜県立特別支援学校の教職員、事務職員をはじめ、岐阜県教育委員会の職員、関連する知事部局の職員、岐阜県高等学校体育連盟などの外部団体の役職員、一般財団法人岐高会など学校に関連する法人の役職員など、多数の関係者には、全面的に協力をしていただいた。本報告書を完成させることができたのは、多忙であるにもかかわらず、各関係者が、ヒアリング、現地視察、資料提出などについて、真摯に対応していただいたことに尽きる。心より感謝申し上げる。

第2 現状の課題

県立高等学校 63 校及び県立特別支援学校 21 校、合計 84 校を全て監査対象とすることにより、サンプリング調査では必ずしも発見できない様々な課題が見られた。その課題の詳細は、学校運営、情報管理、物品管理、施設管理、私費会計、契約関係、債権管理、生産物収入、労務管理など、論点ごとに、本報告書に記載させていただいた。

監査人は、課題の発生原因は、主に、次の 3 点にあると考えている。

- ①権利義務関係が、あいまいにされてきたこと
- ②法規範など根拠に立ち返った事務処理がなされていないこと
- ③学校と教育委員会との間の連携不足

以上の発生原因を踏まえて、監査人は、岐阜県に対する提言を述べる。

第3 提言

1 権利義務関係を明確にすること

学校には、児童生徒のほか、保護者や卒業生、修理業者、購入業者など、様々な関係が存在する。また、PTA（育友会）、部活動後援会、同窓会、野球部保護者会など学校に関係する団体のほか、高等学校体育連盟、高等学校文化連盟、学校安全振興会などの団体も存在する。そもそも、学校で勤務している、教職員、事務職員も、様々な役職や立場で、多数の人間が働いている。このように、関係者が多数存在しており、権利義務関係が複雑となっていることから、整理しにくいところがある。

例えば、野球部など特定の部活動が、生徒の部活動のために、物置や倉庫を設置している例があり、学校からは、部活動の倉庫であるという説明がなされた。また、飛騨神岡高等学校では、機械などの高価な物品や備品等についてロボット部の物であるという説明がなされた。部活動は法人ではなく、権利能力無き社团にも該当しないため、権利能力の主体とはならない。結局、物置等や機械等の所有者は誰なのか不明な状態となる。

また、当該物置等については、学校の認識としては、置かせてあげているというものが多かったが、どのような権利関係なのかは不明確である。

このように、「機械は部活動の物」、「部活動の倉庫」という言葉が表しているように、学校現場では、権利関係があいまいなものとなりやすい。

以上の状況に加えて、岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2に規定に従った運用が必ずしもなされておらず、記録が残されていない状態もあいまって、あいまいな権利関係が継続されていると思われる。

例えば、所有者が誰か分からない物置等が長期間放置されたため、撤去するために、誰の同意を得れば良いのか分からなくなり、撤去できなくなり、そのまま放置されている物置等もあった（そもそも撤去等の費用を県が負担すべきものではないと考える。）。

多数の複雑な権利義務関係ではあるが、1つ1つ整理していく必要がある。本報告書では、不十分かもしれないが、いくつかの事例について整理した。大変な作業ではあるが、本報告書を参考にいただき、権利義務関係を1つ1つ、地道に整理していただければ、ありがたい。

2 法規範など根拠に立ち返った事務処理を徹底すること

権利義務関係が、あいまいにされてきたこととも関連するが、関係者の同意や合意を得れば、事務処理上、大きな問題とはならないことが多い。そのため、学校現場では、同意や合意を重視している。同意や合意を重視することは大事ではあるが、同意や合意を重視しすぎて、法規範などの根拠を確認しない事例も散見された。例えば、時間外勤務命令簿については、職員会議など該当する場合については、時間外勤務として申請し記入しなければならない。しかし、管理職が、本人の同意を取って、時間外の職員会議について、時間外勤務命令簿に記載させていないという事案があった。また、30 日以上の不登校となったいじめとなる可能性が高い事案について、「重大事態」として取り扱わなければならないはずであるが、児童生徒本人や保護者の意向を確認し、同意を得た上で、「重大事態」として扱わないという事例も存在した。法規範に適合しない同意や合意による運用が固定すると、誤った前例踏襲が生まれることにもなりかねない。

学校現場における教職員の多忙な環境において、難しいところではあるが、自分たちの事務処理がどのような根拠（法規範）に基づいているのかを、今一度、確認する必要がある。文部科学省においても教育委員会へのスクールロイヤー設置を推進することとしているが、元々、岐阜県教育委員会には、県立学校弁護士活用事業など弁護士の法律相談を受ける環境が整備されている。これらの法的環境を、積極的に、活用して、根拠を確認していくことが、結果的には、法的トラブルや紛争を防ぎ、教職員の負担を全体として低減させていくのではないかと思われる。

3 学校と教育委員会との間の連携を充実させること

学校の教職員から、教育委員会事務局に、異動することもあるため、学校と教育委員会は連携が十分できているようにも見える。確かに、一定程度の情報共有はできている。しかし、教育委員会事務局の人数が不足しているためか、各学校の現場に行く機会がそれほど多くはないために、各職員個人の特定の学校における個人的な経験に基づいて、学校現場を認識しているところがある。そのため、学校現場と教育委員会の認識がずれてしまう場面が見受けられた。例えば、教育委員会では、当然、各学校で実施されているであろうと考えていた現物実査は不十分なものであり、平成 30 年度の総点検で問題事例が多数発見された。また、労務管理においても、教育委員会では、指導等していると認識していたが、時間外勤務命令簿の記載や、安全衛生委員会の開催頻度や議事録、衛生管理者の巡視についての頻度や記録の整理など、適切になされていない事例が多数あった。

また、監査人らは、全 84 校を回って実感したが、1 つ 1 つの学校には、地域性、歴史があり、通っている児童生徒も異なる。そのためか、事務手続やその基となる学校内規も、必ずしも、学校間では同じではないものが散見された。

例えば、図書や薬品などの規程が学校内規に含まれているかどうか、学校預り金運営委員会の開催時期や開催状況、防犯カメラの運用規程の有無や内容などについて、学校間において、統一した処理がなされているとはいいいにくい状態であった。また、ブロック塀の修繕やエレベーターの保守点検における随意契約の理由などについても、記載内容が、学校により異なっていた。

このような状態を解消していくためには、教育委員会事務局各課が、可能な限り、学校現場を巡視して、今どのような業務や事務処理が行われているのかを確認し、学校現場と教育委員会の認識のずれをなくしていくことが必要となる。そして、学校間で、統一すべき事務処理は、統一していくことが必要である。

あまり過大な負担をかけることはできないが、教育委員会事務局各課において、学校現場を十分巡視できる体制を整備していくことが望ましい。学校も、教育委員会の担当者の訪問が増えれば、教育委員会事務局各課の訪問を監査等と同視せずに、自由に意見交換ができる場面と捉えるのではないかと思われる。

第4 最後に

学校教育は、地元ひいては日本の将来の人材を育成していくために、地方公共団体が行う事業の中で最も重要な業務の一つである。学校教育の現場では、ほとんどの教職員、事務職員が、児童生徒のために、熱心に、業務に取り組んでいる。

しかし、教職員らの業務負担が大きいためか、必ずしも、適切な事務処理をすることができていない面がある。本報告書では、参考となる事例を掲載するとともに、できる限り、具体的に、課題解決のための規範や指摘・意見を示すよう努めた。

岐阜県の学校教育事務が適切になされることに向けて、本監査が少しでもその助けとなることを切に願い、本監査報告を終える。